



















退職後の給付に関する手引 Ver. 202511

福 島 県 教 育 庁 公 立 学 校 共 済 組 合 福 島 支 部 一般財団法人 福島県教職員互助会

~目 次~

退職に係る手続きチェックリスト

W-117		<u> ひまれに アエフノ アスト</u>	
問は	い合札	わせ・御相談	
項目			
Ιì	退職手	·当	
	1 #	既要	I - 1
	2 3	支給対象職員⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	I - 1
	3	計算方法·····	I - 2
	(-	1)基本額	I - 2
	(2	2)退職手当の調整額	I - 5
	(;	3)経過措置・(4) 定年引上げに伴う基本額の計算方法の特例	I - 6
	([5)フルタイム会計年度任用職員の退職手当	I - 8
		所得税・住民税等の控除⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
	(-	1)所得税(復興特別所得税を含む)	I - 9
	(2	2)住民税(市町村民税及び県民税)(3)給与所得に対する住民税	
		の特別徴収分の残額・(4)共済組合貸付金等の償還	I -11
	5	請求手続き	
	(.	1)提出書類・(2)退職手当の支給通知など	I –12
		🐔)退職手当の計算例	
	(表1)退職手当支給区分・支給率一覧表	I -14
	(表2)退職手当の調整額適用表	I –15
Πì	退職手	当以外の給付等	
	1 5	失業者の退職手当	I I − 1
	(-	1)受給要件	I I − 1
	(2	2) 失業者の退職手当の額・(3) 給付日数及び待機日数・(4) 失業者	
		の退職手当受給までの流れ・(5)受給期間の延長	Ⅱ-2
	2 4	公立学校共済組合の給付(短期給付)	
	3 -	一般財団法人福島県教職員互助会の給付	I I − 4
	(.	1) 永年勤続リフレッシュ給付・(2) 結婚祝金	I − 4
	(💈	参考1)再就職後の給付等(限定)(参考2)他の団体からの給付等	I I − 5
II 1			
	1 ₹	現在の年金制度	Ⅲ - 1
		1)国民年金と厚生年金の被保険者	
	(2	2)基礎年金番号・(3)被用者年金制度の一元化	Ⅲ - 2
	2 4	年金給付の種類	Ⅲ- 2
	(-	1) 一人一年金の原則	Ⅲ − 3
		2) 年金額の改定	
	3 7	老齢年金 - 退職したあとの年金	Ⅲ - 4
	(-	1)支給開始年齢	Ⅲ - 4
	(2	2) 本来支給の老齢厚生年金(65歳から支給される年金)	Ⅲ - 5
		3) 老齢基礎年金(65歳から支給される国民年金)	

(4)老齢年金の繰上げ・繰下げ・・・Ⅲ-11
 (5)年金払い退職給付・・・Ⅲ-13
 (6)失権・・・・・・・Ⅲ-14
 4 障がいの状態になったときの年金・・・Ⅲ-14
 (1)障害年金の受給要件・・・・・・・・・・・Ⅲ-14
 (2)障害程度の認定基準(障害等級)・・Ⅲ-15

請求・(6)年金額の計算 …………………………………………………16 (7)障害手当金………………………………………………………18

(3)請求手続き・(4)障害程度の認定・(5)障害厚生年金の決定

	(参考)障害等級表(公立学校共済組合)	Ⅲ-19
	5 組合員・退職者が死亡したときの年金	
	(1) 遺族厚生年金	
	(2)遺族基礎年金······	
	(参考)提出書類一覧 ····································	
	6 年金の手続きと届出	
	(1)退職届書の提出と待機者登録	
	(2) 年金の請求・決定・支給	
	(3) 年金受給権者の届出	
	(4)年金と税金	
	(5)在職中・再就職による年金の一部支給停止	
	(6) 年金加入期間確認通知書	
	(7) 照会先一覧····································	
т.,	7 退職後の働き方別「年金請求の手続き」	Ш –36
ΙV	医療制度等	W 7 4
	1 医療保険	
	2 任意継続組合員制度	
	(1)加入手続等	
	(2) 資格喪失·(3) 短期給付 ····································	
	3 介護保険⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
	4 国民年金······	·····IV-10
	(1)退職者の国民年金に関する手続・(2)退職者の被扶養配偶者の	
	国民年金に関する手続	
	(3)国民年金の保険料	$\cdots \cdot \mathbb{N}$ –12
٧	福祉事業	
	1 宿泊施設の利用	
	2 共済組合の任意継続組合員への助成等	····· V - 2
	(1)指定宿泊施設の利用助成	
	(2)健康診断の取扱い	
	3 その他の手続	·····V- 3
	(1)貸付金未償還元利金の取扱い・(2)団体信用生命保険の取扱い	····· V – 3
	(3)福祉保険制度の取扱い・(4)アイリスプランの取扱い	····· V - 4
۷I	退職に伴う財形貯蓄の取扱いについて	·····VI- 1
	児童手当	
WII	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	· VII · VIII-1
ΙX	様式集(PDF 形式)	
	退職手当の受給申出書(記載例あり)	·····IX− 1
	退職所得の受給に関する申告書(記載例あり)	IX- 3
	任意継続組合員申出書·······	X- 7
	任意継続組合員 資格喪失申出(届出)書	
	任意継続掛金還付請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	任意継続組合員取消申立書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	任意継続組合員 記載事項変更申告書	
	指定宿泊施設利用券交付申請書(任継用)	
		בו גע
	※様式については福利課ホームページからもダウンロードして御利用でき	≠ ∀
	福島県〉組織でさがす〉福利課〉各種様式のダウンロード	о 7 о
	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/fukuri02.html	

「よくある質問と回答編」をホームページに掲載していますので、ガイドブックと併せ て御利用ください。

《退職に係る手続きチェックリスト》

福利課·公立学校共済組合福島支部·教職員互助会

福利課·公立学校共済組合福島支部·教職員互助会							
提出先	提出期限	項目	手続きが必要な場合	掲載頁	確認欄		
福利課 (長村担出期) (注)提属のの提出期限の提出期限の提出期間の提出事業を表現の提出を表現の提出を表現の提出を表現します。	「正規職員」 1月14日(水) 「期限付職員」 3月9日(月) ※詳細については所属へ別途通知します。	【退職手当】 〈全員提出する書類〉 ①退職手当の受給申出書 ②退職所得の受給に関する申告書 ③振込先口座の預金通帳の写し ④履歴書の写し 〈該当する職員のみ提出する書類〉 「5請求手続き」(I-12ページ)参照	勤続期間が6月以上ある常勤職員が 退職するとき ※福島県又は他自治体に退職後一日 も間を空けず引き続き再就職する場 合で、在職期間が通算されるとき は、退職手当の支給がないため、当 該書類の提出は不要 (公務員採用の合否未発表等により、 採用が未確定の場合は提出すること)	退職手当 I-12			
先は、所属が 設定する提出 期限までに、 所属の事務担 当者へ提出し てください。	4月17日(金) ※詳細について は所属へ別途通 知します。	【年金】 ①退職届書 ②履歴書の写し ③就職予定調査票(年金受給者のみ)	公立学校共済組合の一般組合員(教諭・任期付職員等)が退職するとき(「退職届書」及び「就職予定調査票」の様式は、福利課から所属に送付します。)	年金 Ⅲ-25			
福利課(短期給	退職時	【共済組合資格喪失】 資格確認書の返却	退職に伴い共済組合の資格喪失する際に、資格確認書の交付を受けている 場合は所属所経由で返却	医療制度 等 IV-1			
付担当) (注)上記に同 じ。	2月13日(金)	【退職後の医療】 任意継続組合員申出書	退職後に、任意継続組合員となることを希望するとき ※退職後、「再就職先の健康保険」 「家族の被扶養者」「国民健康保険」 「任意継続組合員」のいずれかの手続きが必要	医療制度 等 IV-4			
福利課 (総務担当) (注)上記に同じ。	3月2日(月) 予定 (年金貯蓄は 2月16日(月) 必着)	【財形貯蓄】 (一般・年金・住宅ごと) 変更届 (様式第2号) 又は払戻請求書 (様式第3号)	財形貯蓄に加入している方が退職するとき(必須) ※再就職先で財形を継続する場合や解約する場合など、退職後の状況に応じて提出書類が異なる	財形貯蓄 VI-1			
福利課(福祉担当)	利用の際随時	【宿泊助成】 指定宿泊施設利用券交付申請書(任 継用)	「任意継続組合員」の方が、指定の宿 泊施設を利用するとき ※あづま荘は、利用券不要	福祉事業 V-2			
お住まいの 市町村担当 窓口	退職日から 15日以内	【児童手当】 児童手当の認定請求手続き	児童手当を受給している方が退職後 も受給要件を満たす場合(県に再就職 し、一般組合員となる場合を除く)、 市町村への認定請求の手続きが必要	児童手当 VII・VII-1			
契約先の金 融機関	退職時	【個人型確定拠出年金(iDeCo)】	iDeCoに加入している方が退職する場合、契約先に手続きを確認	iDeCo VII·VIII−1			
お住まいの 市町村担当 窓口	退職後	【国民年金】 国民年金(第1号被保険者)の手続き	20歳以上60歳未満で退職し、退職後 の医療で「任意継続組合員」「国民健 康保険」を選択したとき	医療制度 等 IV-10			
公立学校共 済組合本部 (福祉保険制 度担当)	7月頃	【福祉保険制度】 福祉保険制度(ファミリー年金等)の 更新手続き ※傷病休職給付金は退職により脱退	ファミリー年金等に加入している方が退職後も更新を希望するとき ※7月頃にお送りする更新手続書に て脱退の申し出がない場合は、自動 更新となる。	福祉事業 V-4			
(一財)教職 員生涯福祉 財団サービ スセンターほ か	12月頃	【アイリスプラン】 アイリスプラン(年金コース)の更新 手続き ※医療・日常事故コースと介護保障 コースは手続き不要(退職後も継続)	年金コースに加入している方が退職 後も更新を希望するとき ※12月頃にお送りする御案内により 手続き	福祉事業 V-4			
公立学校共 済組合本部 又は日本年 金機構	満65歳到達 以降	【年金請求書】 ※請求書は、公立学校共済組合本部 又は日本年金機構から送付される	昭和36年4月2日以降生まれの方 (在職中ではない場合)	年金 Ⅲ-26			
	※事	組合貸付金の残額がある場合、退職手 前の手続き等は不要		福祉事業 V-3			
	(県) (共済組合) (互助会)	後に一定の要件を満たす場合、次の給失業者の退職手当 ・①出産費(②傷病手当金 ③埋葬料 ・②出産費(②しかまりのでは、選挙後事を	結婚祝金	退職手当 以外の給 付等 Ⅱ-1~4			

お問い合わせ・御相談

福島県教育庁 福利課

公立学校共済組合 福島支部(福島県教育庁福利課内)

(一財)福島県教職員互助会("

〒960-8688 福島市杉妻町2-16

各担当直通電話

● 福利課

総務担当 024-521-7804 財産形成貯蓄、任意継続組合員の掛金福祉担当 024-521-7804 宿泊施設利用、健康診断、その他福祉事業短期給付担当 024-521-7802 医療、任意継続組合員の手続き

長期給付担当 024-521-7803 退職手当、老齢・障害・遺族厚生年金、

児童手当、iDeCo

● (一財)福島県教職員互助会 024-521-7798 互助会厚生事業

●ファックス(共通)024-521-2852

公立学校共済組合 本部 年金相談室

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 電話 03-5259-1122 (月~金曜日の 9:00~17:30)

メール:公立学校共済組合ホームページ(https://www.kouritu.or.jp) のご質問・ご相談専用フォームをご利用ください。

トップページ⇒年金受給者(待機者)向け手続き⇒ 年金相談窓口⇒ご質問・ご相談専用フォームへ

年金受給者の年金額、各種届出、証明、年金請求手続等に関する受付、相談

I 退職手当

1 概要

退職手当は、県費負担の常勤職員が、勤続期間(職員としての引き続いた在職期間)が原則として6月以上で退職したとき、県から本人(死亡の場合は遺族)に支給されます。

ただし、退職した職員が引き続いて国又は他の地方公共団体に就職した場合で、 再就職先で勤続期間が通算される場合は在職期間が通算され、福島県からは支給されません。

また、暫定再任用職員又は定年前再任用短時間職員として勤務後に退職したときは、再任用期間の退職手当は支給されません。

なお、懲戒免職等の処分を受けたときは原則として退職手当が支給されません。

【根拠条例】

- ・福島県職員の退職手当に関する条例
- ・福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例



退職手当の支給に該当すると思われるが、所属から受給の 手続きについて連絡等がない場合は、所属の事務担当者に 確認してください。

2 支給対象職員

(1) 県費負担の常勤職員(フルタイム会計年度任用職員及び再任用職員を除く)で、 勤続期間6月以上(傷病、死亡退職等の場合は1日以上)勤務した者。

(「3(1)エ 勤続期間」(I-3ページ)を参照)

- (2) 県費負担のフルタイム会計年度任用職員のうち、雇用関係が継続している場合において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日(以下「勤務日数」という。)が18日(1月間の勤務日が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数(職員みなし日数))以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至り、その超えるに至った日以後引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件により勤務した者。
 - \rightarrow (1) の職員とみなし退職手当条例の規定が適用されます。

(「3(5)フルタイム会計年度任用職員の退職手当」(Ⅰ-8ページ)を参照)

・I-12ページ(1)の書類を提出後に、1日も間を空けず引き続いて国家公務員や他の地方公共団体の公務員となり、勤続期間が通算される場合に該当することとなった場合は、直ちに、遅くとも退職日より前までに、福利課に御連絡ください。



・退職後、引き続き国家公務員等となり勤続期間が通算され、かつ、給料月額等が大幅に下がる場合、退職手当は退職時の給料月額等で計算されるため、支給額が大幅に少なくなることがあります。

通算後の退職手当については、再就職先の退職手当に関する規定等により ますので、再就職先に確認してください。

3 計算方法

退職手当額 = 基本額(退職時の給料月額 × 支給率) + 退職手当の調整額

※6月超 12 月以下で退職したフルタイム会計年度任用職員の退職手当額については、条例に基づき 計算した額の 100 分の 50 となります。

(1) 基本額

ア 退職時の給料月額

退職時点で発令されている給料表上の給料月額で、教職調整額、加算額及び給料の調整額を含みます。

なお、給与構造改革及び給与制度の総合的見直しに伴う経過措置としての差額保 障の額は含みません。

イ 基本額に係る特例

(ア) 勧奨退職者の退職時給料月額の特例

以下の a の要件を全て満たした職員が、公務運営上やむを得ない理由により 規則に則り退職した場合、退職時の給料月額を b の特例給料月額とします。

- a 要件※当分の間、定年引上げ制度導入前の定年制度下の要件が維持されます。
- ・ 勤続期間が 25 年以上あること
- 年齢が50歳以上であること
- · 59 歳到達年度の3月31日までに退職すること
- b 特例給料月額
- =退職時の給料月額×{1+(0.02×(60歳-退職時年齢))}

(イ) ピーク時特例

ピーク時特例とは、給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が改定されたことがある場合、退職手当額が大きく下がらないようにするための、退職手当額の基本額に係る特例です。

a 給料月額の減額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合(給料の調整額の解除、給料表の異動、降任等の特例)

平成18年4月1日以後の期間で、特定減額前給料月額*>退職時給料月額のときに適用され、基本額を次式により算定します。

※ 特定減額前給料月額 = 「給料月額の減額改定以外の理由」による減額がなかった場合 に受けていたであろう給料月額のうち、最も高いもの。一般的 には減額日前日の給料月額を指します。

 基本額
 =
 特定減額前 給料月額
 ×
 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率

 +
 退職日 糸料月額
 × (
 退職日までの勤続期間に応じた支給率
 減額日前日までの勤 続期間に応じた支給率

b 定年引上げに伴い、60 歳超の期間の給与が7割水準に減額される職員に対しても、ピーク時特例を適用します。

(「3(4)定年引上げに伴う基本額の計算方法の特例」(I-6ページ)を参照)

ウ 支給率

支給率は、退職事由及び勤続期間に応じた率です。

「(表1)退職手当支給区分・支給率一覧表」(I-14ページ)を参照

工 勤続期間

(ア) 勤続期間の計算

勤続期間は、「職員として引続いた在職期間」で計算します。

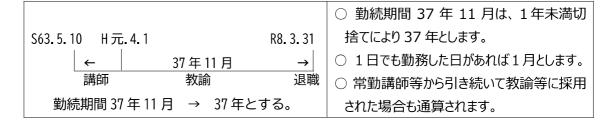
在職期間は、「職員となった日の属する月から退職した日の属する月」までの年月数で計算します。月途中の採用又は退職であっても、その月は1月とします。

また、在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。 ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合は1年とし、死亡、傷病退職の 場合は、在職期間が1日以上あれば1年とします。

〔勤続期間の例〕



《例3》



(イ) 在職期間の除算

在職期間のうち、休職等で勤務しなかった期間がある場合、在職期間から除算します。

ただし、現実に職務に従事した日がある月は除算期間に含めません。

- a 3分の1 に相当する期間を除算する場合
 - (a) <u>育児休業</u>の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達する日の属する月までの期間に限る)
 - (b) 育児短時間勤務

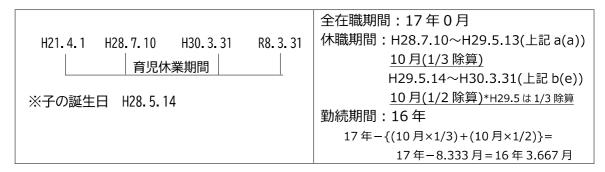
- b 2分の1 に相当する期間を除算する場合
 - (a) 地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による<u>休職期間</u>(公務上又は通勤による傷病による休職の場合を除く)
 - (b) 地方公務員法第29条第1項の規定による停職期間(懲戒処分による停職)
 - (c) 職員の分限に関する条例第2条第1号(公務の能率的な運営に特に資する ものとして規則で定める要件を満たすものを除く)又は第5号(公務上又は 通勤による災害である場合を除く)の規定による休職期間
 - (d) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間
 - (e) 育児休業の期間(上記 a(a)を除いた期間)
 - (f) <u>自己啓発等休業</u>の期間(公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合に限る)
 - (g) 高齢者部分休業の期間
- c 全期間 を除算する場合
 - (a) 職員団体の専従休職の期間
 - (b) 自己啓発等休業の期間(b(f)の場合を除く)
 - (c) 配偶者同行休業の期間(平成26年7月4日施行)

【除算の例】

《例1》 休職期間がある場合



《例2》 育児休業期間がある場合



(ウ) 在職期間の通算

- a 退職した職員が、退職の日又はその翌日に再び職員となった場合は通算します。
- b 国家公務員等から、1日も間を空けず引き続いて本県の職員となった場合について、国又は当該地方公共団体等における退職手当に関する規定等において、本県の職員としての勤続期間を国家公務員等としての勤続期間に通算することと定めているときは通算されます。

ただし、国家公務員等の期間で退職手当が支給されている場合や、相互通算

規定が適用されない場合は通算されません。

c フルタイム会計年度任用職員については、「「福利厚生事務の手引き」の退職 手当」の該当ページを参照してください。

(2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、次のア、イの場合を除き、平成8年4月1日以後の職員の在職期間の各月(休職月等を除く)ごとに、職員の適用区分に応じた調整額(月額)のうち、その額が多いものから60月分の調整額(60月に満たない場合は当該各月の調整額)を合計した額で、「基本額」に加算します。

ただし、フルタイム会計年度任用職員は対象外です。

- ア 勤続4年以下の退職者(自己都合退職者以外)及び勤続10年以上24年以下の自己都 合退職者については、下記により計算した額の2分の1に相当する額となります。
- イ 勤続9年以下の自己都合退職者については、退職手当の調整額は支給されません。

「(表2)退職手当の調整額適用表」(I-15ページ)を参照

《例》 退職手当の調整額の計算(経験年数38年の場合(経験年数=在職期間と仮定))

教諭(大学4卒)の場合			月数年月		校長の場合		
職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分	刀奴	+7	職務段階別 加算割合	特 別 調整額	区分
10%	37. 11	6 号	1	R8.3	20%		3号
10%	37. 10	6号	2	R8. 2	20%		3号
10%	37.09	6 号	3	R8. 1	20%		3号
	:					:	
10%	37. 00	6号	12	R7. 4	20%		3号
10%	36.11	6号	13	R7. 3	15%	3 種	4号
10%	36. 10	6号	14	R7. 2	15%	3 種	4号
	:					:	
10%	35. 01	6号	35	R5. 5	15%	4種	4号
10%	35.00	6号	36	R5. 4	15%	4 種	4号
10%	34. 11	7号	37	R5. 3	15%	4種	4号
:					:		
10%	33. 01	7号	59	R3. 5	15%	4 種	4号
10%	33.00	7号	60	R3.4	15%	4種	4号
10%	32. 11	7号	61	R3.3	15%	5 種	5号

教諭の場合		校長の場合	
6号36月×32,500円	= 1,170,000円	3号 12月×59,550円=	714,600 円
7号24月×27,100円	= 650,400円	4号 48月×54,150円=	2,599,200円
合計 60 月	1,820,400 円	合計 60 月	3,313,800 円

- 経験年月数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」による年月数で、学歴又は前歴等 を考慮して定められたものです。
- 職務段階別加算割合は、期末・勤勉手当の明細書(「職務段階加算額・率」欄)で確認できます。

(3)経過措置

ア 新制度の施行日(平成 18 年 4 月 1 日)前日額の保障

退職手当額が、新制度の施行日前日である平成 18 年 3 月 31 日に、同じ理由で退職 したと仮定して計算した額より低くなる場合は、新制度施行日前日額を保障します。

新制度施行日前日額 │ > │ 新条例等退職手当額 │ → 新制度施行日前日額を保障 (H18.3.31 時点の給料月額)×(H18.3.31 までの期間に対応する支給率)

イ 育児休業期間の除算

新条例等退職手当額の計算にあっては、子が1歳に達する日までの育児休業に係る 期間の1/3に相当する期間を除算します。

新制度施行日前日額は、旧制度で計算するため1/2に相当する期間を除算します。

育児休業期間(1歳まで)の除算

新制度施行目前日額 → 1/2除算

新条例等退職手当額 → 1/3除算

※新制度の施行から約20年経過していることから、現在では、新条例等退職手当額が新制度施行日 前日額より低くなることはありません。

(4) 定年引上げに伴う基本額の計算方法の特例

定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ定年 を引き上げ、令和13年度に65歳となります。

60歳に達した職員の退職手当については、以下の措 置が講じられます。

年度 年度	定年年齢
令和4年度まで	60 歳
令和5年度~6年度	61 歳
令和7年度~8年度	62 歳
令和9年度~10年度	63 歳
令和11年度~12年度	64 歳
令和 13 年度以降	65 歳

ア 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定 日)以後、7割水準の給料月額となる場合は、退職

手当の基本額の計算方法の特例(いわゆる「ピーク時特例」)が適用されます。

イ 60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本 額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

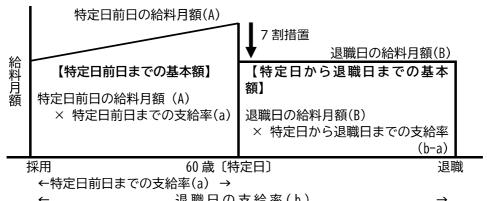
ただし、定年の定めのない職員(臨時的職員等法律により任期を定めて任用され る職員など)には適用されません。

なお、支給率は改定される可能性があり、算定の基礎となる支給率は退職時に規 定されている支給率となります。

○ 定年延長に伴う「基本額」の計算方法

特定日前日の給料月額(A) × 特定日前日までの支給率(a)

+ 退職日の給料月額(B)×特定日から退職日までの支給率(b-a)



退職日の支給率(b)

《例》小学校 教諭(大卒22歳採用者)が満61歳の3月31日に退職した場合

特定日前日の給料月額 438,048 円 …小中教育職 2 級 161 号給

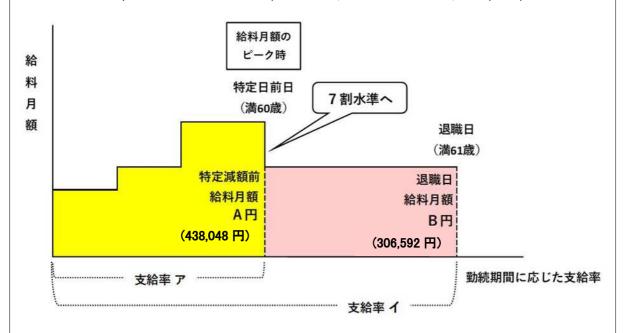
勤続期間:38年、支給率:47.709退職事由 = 定年退職

退職日の給料月額 306,592 円 …小中教育職2級161号給の7割水準

勤続期間:39年、支給率:47.709退職事由 = 定年退職

基本額 = $A \times P + B \times (1 - P)$

=438.048 円×47.709+306,592 円×(47.709-47.709)=20,898,832 円



- ・支給率ア及び支給率イについて、勤続期間「35年」以上は一定のままで変わりません。
- ・上記は計算例のため、実際の支給額とは異なります。
- ※ 上記の計算例について、「基本額」は特定日以降に退職しても同額となりますが、「退職手当の調整額」については、勤続年数(経験年数)が長くなることによって増額となる場合があります(I-5ページ参照)。

「退職手当の簡易計算シート」を御利用ください。

「現時点の退職手当額を知りたい。」、「今後の働き方の検討資料にしたい。」、「自分で退職手当額を計算したい。」といった御要望を受け、**御自身の情報を基に、簡単に自分で退職手当額の簡易試算ができる** Excel シートです。

ライフプランの検討や退職手当の額の規模感を掴みたい場合などに御活用ください。

〔掲載場所〕

○ ホームページ

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/taisyokugaido.html

○ デスクネッツ 文書管理 > 教育庁 > 福利課 > 退職手当の簡易計算シート

※計算シートや簡易計算シート使用マニュアルについて御質問等がある場合は、福利 課まで電子メールでお問い合わせください。

電子メールアドレス: fukurika_taite@pref.fukushima.lg.jp

(5) フルタイム会計年度任用職員の退職手当

フルタイム会計年度任用職員が退職した場合、退職の日又はその翌日に同一任命権者に再びフルタイム会計年度任用職員として採用されたときは、雇用関係が事実上継続していると認められ、在職期間の計算は、引き続いて在職したものとして取り扱います。

(パートタイム会計年度任用職員は対象外です。)

ア 勤務日数は、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日とし、法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ 又は休暇を与えられた日を含みます。

勤務日数に含まれる日	勤務日数に含まれない日		
通常勤務日 休職期間 休暇(年次有給休暇、病気休暇等)等	週休日* …土曜日、日曜日 休日 …祝日、12月29日~1月3日 欠勤した日 …時間単位の欠勤も含む。		

[※] 週休日の振替等により勤務日に指定された場合は、勤務日数に含む。ただし、時間外勤務 による勤務時間とした場合は、「常勤職員について定められている勤務時間」に該当しな いため、勤務日数には含まない。

イ 勤務日数が1月において職員みなし日数に満たないことが客観的に明らかとなった場合、<u>退職手当条例上はその日をもって退職したものとして取り扱います</u>。該当する場合は、下記ウを参考に、速やかに退職手当の受給手続きを行ってください。

1月間の日数※	職員みなし日数
20 日以上の月	18 日
	18 日一(20 日- 1 月間の日数)
	[例] 令和5年1月の場合
20 日未満の月	1月間の日数:19日
	職員みなし日数 = 18日-(20日-19日)
	$= 18 \exists -1 \exists = 17 \exists$

^{※ 1}月間の日数 = 1月の総日数から、週休日及び休日を除いた日数

ウ フルタイム会計年度任用職員に係る在職期間

【凡例】

- …勤務日数が、職員みなし日数以上ある月
- × …勤務日数が、職員みなし日数未満の月
- ▲ …退職手当が支給される時点

(ア) 退職手当が支給される例

<例1>4/1(月の初日)任用、10/1(月の中途)退職

勤務月が6月を超える(7月目は引き続き同一の雇用条件により勤務した日が1日以上 必要)と、職員とみなして、退職手当条例の規定が適用され、退職手当が支給されます。

なお、同一任命権者におけるフルタイム会計年度任用職員の期間を通算して勤務月が6 月を超える場合も同様の扱いとなり、退職手当が支給されます。

4,	/1						10/1
	0	0	0	0	0	0	\times
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

任用日 4/1 退職日 10/1 在職期間 4/1~9/30

<例2>4/1(月の初日)任用、11月は職員みなし日数未満、12/31(月の末日)退職

勤務月が6月を超え、勤務日数が土日祝日を含めて月末までの全日を勤務したとしても職員みなし日数以上勤務しないことが明らかになったときは、1月において職員みなし日数に満たないことが客観的に明らかとなった場合に当たり、退職手当条例上はその日をもって退職(原則自己都合)扱いとなり、退職手当が支給されます。任用上の退職とは異なりますので御注意ください。



任用日4/1退職日12/31在職期間4/1~10/31

<例3>4/3(月の中途)任用、10/1(月の中途)退職

4/	/3						10/1
	0	0	0	0	0	0	×
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
							•

任用日 4/3 退職日 10/1 在職期間 4/3~9/30

(イ) 退職手当が支給されない例

<例1>4/1(月の初日)任用、9/30(月の末日)退職

4,	¹					9/	30
	0	0	0	0	0	0	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	

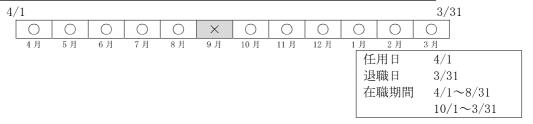
任用日 4/1 退職日 9/30 在職期間 4/1~9/30

<例2>4/15(月の中途)任用、10/31(月の末日)退職

4/	15						10/	/31
	×	0	0	0	0	0	0	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	

任用日4/15退職日10/31在職期間5/1~10/31

<例3>4/1(月の初日)任用、9月が職員みなし日数未満、3/31(月の末日)退職



4 所得税・住民税等の控除

退職手当は、所得税法上「退職所得」とされ、所得税(平成25年1月1日以降の退職者は復興特別所得税を含む。)及び住民税(市町村民税及び県民税)が源泉徴収されます。退職所得は他の所得と区分して扱う「分離課税」のため、原則として確定申告は必要ありません。

(1) 所得税(復興特別所得税を含む)

所得税額は、退職手当額から退職所得控除額(「退職所得控除額表」参照)を控除 した残額の 1/2 に相当する課税退職所得金額に応じ、「所得税率・控除額対応表」の 税率を乗じて求めます。退職手当額が退職所得控除額に満たない場合は、徴収税額は

ありません。平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得から、 所得税と所得税の2.1%相当額を復興特別所得税として徴収します。

所得税額(1 円未満切り捨て)=(課税退職所得金額 × 税率 - 控除額)×102.1%



《例》退職手当額 22,784,032 円、勤続年数 39年の場合

37,879 円 = (742,000 円 \times 5% -0円)×102.1%

◎課税退職所得金額

課税退職所得金額 = (退職手当額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000 円未満切り捨て)

742,000 円 = (22,784,032 円 - 21,300,000 円) × 1/2

●退職所得控除額表(一般退職の場合)

勤続年数	退職所得 控 除 額 (万 円)	勤続年数	退職所得 控 除 額 (万 円)	勤続年数	退職所得 控 除 額 (万 円)	勤続年数	退職所得 控 除 額 (万 円)
10年	以下省略	18	720	26	1,220	34	1,780
11	440	19	760	27	1,290	35	1,850
12	480	20	800	28	1,360	36	1,920
13	520	21	870	29	1,430	37	1,990
14	560	22	940	30	1,500	38	2,060
15	600	23	1,010	31	1,570	39	2.130
16	640	24	1,080	32	1,640	40	2,200
17	680 FULM14	25	1,150	33 答1 士子	1,710	41	

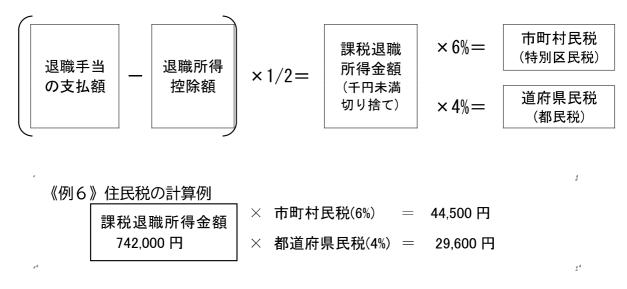
- ※ 41年以上は1年につき70万円を加算します。 ※ 所得税法上の勤続年数は1年未満の端数は切り上げます。 また、専従休職期間を除いてその他の休職等期間は控除しません。
- ※ 10年以下については、40万円×勤続年数で計算します。 (80万円に満たない場合は80万円とします。)

●所得税率・控除額対応表

課税退職所得金額	税率	控 除 額
1.950.000 円以下	5 %	-
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10 %	97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20 %	427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23 %	636,000 円
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円超	40 %	2,796,000 円

(2) 住民税(市町村民税及び県民税)

退職手当の支払額から退職所得控除額を差引いた後の金額に 1/2 を乗じた額が課税退職所得金額です。税率は、市町村民税(特別区民税)は 6%、道府県民税(都民税)は 4%です。各税額の 100 円未満は切り捨てます。



(3) 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額

毎月の給与から控除される住民税は、前年の所得に基づき住民税の年額を毎年6月から翌年5月まで分割したものです。

給与から住民税を控除(特別徴収)されている者が、1月1日から4月30日までの間に退職する場合は、退職によって給与から控除できなくなる額を退職手当から一括控除されます。

年度末退職の場合は、4月と5月の2か月分について退職手当から一括控除する こととなります。

退職後の住民税について

退職後は、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、各自で納付します。

税額は、前年の所得から計算されますので、退職した年の住民税は現職時と同程度の額が予想されます。退職した翌年以降は、退職後1年目の所得から税額が計算されます。

(4) 共済組合貸付金等の償還

退職時に貸付金の償還未済額がある場合は、全額を一括して退職手当から控除します。地方職員共済組合の貸付金も同様です。

5 請求手続き



退職手当を受給するには、「退職手当の受給申出書」の提出が必要です。詳しい手続きは、例年 11 月下旬に所属所に通知しますので、事務担当者に御確認ください。

(1)提出書類

退職手当は、本人の請求に基づいて支給されます。年度末は多数の退職者があるため、あらかじめ書類提出について通知しますので、事務担当者に御確認ください。

(様式はデスクネッツ又は福利課ホームページからダウンロードできます。)

全員提出する書類	備考
ア 退職手当の受給申出書	
イ 退職所得の受給に関する申告書	障害退職の場合※は、身体障害者手帳又は 精神保健福祉手帳の写しを添付
ウ 振込先口座の預金通帳の写し	金融機関名、口座番号、名義の記載部分
エ 履歴書の写し	任命権者及び所属長の奥書証明は不要年度末退職で退職(予定)日より前に提出する場合、退職に関する発令の記載は不要。ただし、給与改定及び定期昇給等の給料発令事項は記載必要。

※「障害退職の場合」とは、在職中に障害者となったことに直接基因して退職する場合をいいます。

該当する場合に提出する書類	備考
【平成14年4月1日以降に育児休業を取得した方】 オ 育児休業に係る子の生年月日を確認できる書類	戸籍謄本、住民票、母子手帳、 健康保険証等の写し
【高齢者部分休業を取得したことがある方】 カ 高齢者部分休業期間を確認できる書類	高齢者部分休業に係る申請書、 承認書、出勤簿等の写し
【公務災害による休職等期間がある方】 キ 公務災害認定通知書の写し	
【フルタイム会計年度任用職員の期間がある方】 ク 第2号会計年度任用職員勤務証明書 ケ 任用期間に係る出勤簿の写し	

(2)退職手当の支給通知など

年度末退職者の退職手当の場合は、例年4月中に支給予定です。退職手当支給通知書を、退職手当の受給申出書に記載の住所に送付しますので、退職手当額や支給日を 御確認ください。

また、同封の退職所得の源泉徴収票は、年金請求手続きに必要な場合があることから大切に保管してください。

(参考)退職手当の計算例

項目	計算結果等	説明	参考
1 退職時 年齢	61 歳	昭和 39 年 10 月 1 日生 令和8年 3 月 31 日退職 60 歳以降定年前退職…退職事由は「定年退職」となる。	I -6 % (4)イ
2 勤続期 間	37 年	昭和 62 年 4 月 1 日~令和8年 3 月 31 日 小学校教諭 平成 3 年 9 月 25 日~平成 5 年 12 月 4 日休職 2 年 2 月 39 年 - (2 年 2 月×1/2) = 37 年11 月 (1年未満切捨て)	I -3 ⅓- エ~ I -4 ⅉ-
3 退職時 給料月額	306, 592 円	小中学校教育職 2 級 161 号給(教職調整額を含む)	Ⅰ-7 ॐ
4 特定減額 前給料月額 に係る減額 日前日の給 料月額	438, 048 円	小中学校教育職 2 級 161 号給(教職調整額を含む) ※令和7年3月31日の給料月額	I −7 ∜ 特定日前 日
5 支給率	上記 3)47.709…① 上記 4)47.709…②	(表1)支給率一覧表「定年等-改正後」の欄 勤続年数 35 年以上、退職事由: 定年 ①37 年(上記3退職時勤続期間) ②36 年(上記4特定日前日まで)	I -14 分(表 1)
6 退職手当 の基本額 (ピーク時 特例なし)	14, 627, 197 円	退職時の給料月額×5①の支給率 306,592 円×47.709 …勤続期間35年以上は同一	I −6 ⅔ (4) I −7 膋
7 退職手 当の基本 額(ピー ク時特例 あり)	20, 898, 832 円	ア 特定減額前給料月額に係る減額日前日までの額 4×5②=438,048 円×47.709=20,898,832.032 イ 特定減額前給料月額に係る減額日から退職日までの 額 3×(5①-5②)=306,592 円×(47.709-47.709)=0 ア+イ=20,898,832 円	I −6 ⅔¯ (4) I −7 ໘¯
8 退職手 当の調整 額	1, 885, 200円	経験年数 39 年(経験年数=在職期間と仮定) 最終学歴 大学4年 6号区分(職務段階加算 10%かつ経験年数 35 年以上の期間) 48 月×32,500 円=1,560,000 円 7号区分(職務段階加算 10%かつ経験年数 35 年未満の期間) 12 月×27,100 円= 325,200 円 ※調整額の高い順に 60 月分の合計額を基本額に加算	I -5 分 (2) I -15 分(表 2)
9 退職手当の額	22, 784, 032 円	6又は7に8を加算した額で最も高い額 6+8= 16,512,397円 7+8= 22,784,032円	
10 所 得 税・住民 税等の控 除額	111, 979 円	所得税 37,879円 + 市町村民税 44,500円 + 都道府県民税 29,600円 =111,979円 (共済組合の貸付金償還未済額はなし)	I −10 ~ I −11 ỷ⁻
11 差引支 給額	22, 672, 053 円	9-10=22, 672, 053円	

(表 1)退職手当支給区分•支給率一覧表

(整理退職・公務上傷病・公務上死亡・公署移転は省略)

改正前:平成18年3月31日以前 改正後:平成18年4月1日以降

勤	自己	都合
続 期		
間	 改正前	改正後
1	0. 502200	0. 502200
2	1.004400	1. 004400
3	1.506600	1. 506600
4	2.008800	2. 008800
5	2.511000	2. 511000
6	3. 766500	3. 013200
7	4. 394250	3. 515400
8	5. 022000	4. 017600
9	5. 649750	4. 519800
10	6. 277500	5. 022000
11	7. 432560	7. 432560
12	8. 169120	
		8. 169120
13 14	8. 905680 9. 642240	8. 905680 9. 642240
15	10.378800	10. 378800 12. 881430
16		
17	11.851920	14. 086710
18	12.588480	15. 291990
19	13.325040	16. 497270
20	17.577000	19. 669500
21	18.581400	21. 343500
22	19.585800	23. 017500
23	20.590200	24. 691500
24	21.594600	26. 365500
25	28. 248750	28. 039500
26	29.504250	29. 378700
27	30. 759750	30. 717900
28	32.015250	32.05/100
29	33. 270750	33. 396300
30	34. 526250	34. 735500
31	35.572500	35. 739900
32	36.618750	36. 744300
33	37.665000	37. 748700
34	38.711250	38. 753100
35	39. 757500	39. 757500
36	40.803750	40. 761900
37	41.850000	41. 766300
38	42.896250	42. 770700
39	43.942500	43. 775100
40	44. 988750	44. 779500
41	46.035000	45. 783900
42	47. 081250	46. 788300
43	47. 709000	47. 709000
44	47. 709000	47. 709000
45	47. 709000	47. 709000

改正征	後:平成 18 年	F4月1日以降				
	定年等					
勤	定年	2				
続期	任期満了					
間	公務外死亡	-				
	改正前	改正後				
1	0. 837000	0. 837000				
2	1. 674000	1. 674000				
3	2. 511000	2. 511000				
4	3. 348000	3. 348000				
5	4. 185000	4. 185000				
6	5. 022000	5. 022000				
7	5. 859000	5. 859000				
8	6. 696000	6. 696000				
9	7. 533000	7. 533000				
10	8. 370000	8. 370000				
11	9. 290700	11. 613375				
12	10. 211400	12. 764250				
13	11. 132100	13. 915125				
14	12. 052800	15. 066000				
15	12. 973500	16. 216875				
16	13. 894200	17. 890875				
17	14. 814900	19. 564875				
18	15. 735600	21. 238875				
19	16. 656300	22. 912875				
20	21. 971250	24. 586875				
21	23. 226750	26. 260875				
22	24. 482250	27. 934875				
23	25. 737750	29. 608875				
24	26. 993250	31. 282875				
25	33. 898500	33. 270750				
26	35. 405100	34. 777350				
27	36. 911700	36. 283950				
28	38. 418300	37. 790550				
29	39. 924900	39. 297150				
30	41. 431500	40. 803750				
31	42. 687000	42. 310350				
32	43. 942500	43. 816950				
33	45. 198000	45. 323550				
34	46. 453500	46. 830150				
35	47. 709000	47. 709000				
36	47. 709000	47. 709000				
37	47. 709000	47. 709000				
38	47. 709000	47. 709000				
39	47. 709000	47. 709000				
40	47. 709000	47. 709000				
41	47. 709000	47. 709000				
42	47. 709000	47. 709000				
43	47. 709000	47. 709000				
44	47. 709000	47. 709000				
45	47. 709000	47. 709000				

	公務タ	卜傷病
勤 続 期 間		
[日]	改正前	改正後
1	0.837000	0. 837000
2	1. 674000	1. 674000
3	2. 511000	2. 511000
4	3. 348000	3. 348000
5	4. 185000	4. 185000
6	5. 022000	5. 022000
7	5. 859000	5. 859000
8	6. 696000	6. 696000
9	7. 533000	7. 533000
10	8. 370000	8. 370000
11	9. 290700	9. 290700
12	10. 211400	10. 211400
13	11. 132100	11. 132100
14	12.052800	12. 052800
15	12. 973500	12. 973500
16	13. 894200	14. 312700
17	14. 814900	15. 651900
18	15. 735600	16. 991100
19	16.656300	18. 330300
20	17. 577000	19. 669500
21	18. 581400	21. 343500
22	19. 585800	23. 017500
23	20. 590200	24. 691500
24	21. 594600	26. 365500
25	28. 248750	28. 039500
26	29. 504250	29. 378700
27	30. 759750	30. 717900
28	32.015250	32. 057100
29	33. 270750	33. 396300
30	34. 526250	34. 735500
31	35. 572500	35. 739900
32	36. 618750	36. 744300
33	37. 665000	37. 748700
34	38. 711250	38. 753100
35	39. 757500	39. 757500
36	39. 757500	40. 761900
37	41.850000	41. 766300
38	42. 896250	42. 770700
39	43. 942500	43. 775100
40	44. 988750	44. 779500
41	46. 035000	45. 783900
42	47. 081250	46. 788300
43	47. 709000	47. 709000
44	47. 709000	47. 709000
45	47. 709000	47. 709000

(表2) 退職手当の調整額適用表

行政職		女職		教育職	育職 研究職			医療職(二)	技能労務職									
調	調整額 H18.4.1		4. 1							H18. 4. 1					- H25. 4. 1以陷			
		以前	以後	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲		以前	Ī		以後		П	7.4.1以阵	
区分	調整月額	以削	以恢							級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	適用範囲	
第1号	70, 400		10															
第2号	65, 000	11	9															
第3号	59, 550	10	8	4	職務段階加算	5	特別調整額 20%(2種)											
第4号	54, 150	9	7	4	職務段階加算 15% かつ、特別調整 額14%以上 (3種又は4種)	5	特別調整額 16%(3種)											
第5号	43, 350			6	4	上記以外の者	5	I STULL OF	7									
弗0万	43, 300	8	U	3	職務段階加算	5	上記以外の者	6										
				3	上記以外の者													
				特2	経験年数26年以 上(大学4卒)				特別調整額									
第6号	32, 500	7	5		職務段階加算 10%	4		5	12% (5種) 以上									
				2	かつ、経験年数 35年以上 (大学4卒)													
				特2	上記以外の者													
第7号	27, 100	6	4	2	職務段階加算 10% (経験年数26年 以上35年未満 (大学4卒))	3		5	上記以外の者	3	9号給以上		3	33号給以上		5		
					職務段階加算 5%			4		3	8号給以下		3	32号給以下				
第8号	21, 700	5	3	2	(経験年数9年 以上26年未満 (大学4卒))	2	_	3		2	7号給以上		2	53号給以上		4		
Nie d	21,700	4	Ÿ	1	職務段階加算 5%以上			2		_	4号給以上 6号給以下	当該号給 の在職期	_	17号給以上 52号給以下	当該号給 の在職期	3	当該号給 の在職期	
					(経験年数14年 以上(大学4卒))			-		1	14号給以上	間120月超	1	57号給以上	間120月超		間120月超	
		3	0	_		0	1=10146+		I = N H e +		4号給以上 6号給以下		2	17号給以上 52号給以下		3	上記以外	
第9号	0	2	2	2	L≡NN N →	2	上記以外の者	2	上記以外の者	2	3号給以下			16号給以下		٥	の者	
おり万	U	1	1	,	上記以外の者	1		1		1	4号給以上 6号給以下		1	57号給以上	上記以外 の者	2		
				1		1					14号給以上		<u>'</u>	56号給以下		1		

経験年数は、大学4卒を基準とし、短大2卒の場合は基準の経験年数に2年加え、高校 卒の場合は4年加える。

Ⅱ 退職手当以外の給付等

1 失業者の退職手当

公務員は原則として雇用保険法の適用除外となっているため、退職した教職員が失業※の状態にあるとき、退職した際に受領した退職手当の額が、雇用保険法を適用した場合に受け取ることのできる失業給付額に満たない場合、失業給付との差額を「失業者の退職手当」として支給するものです。

ただし、退職手当対象外のため雇用保険に加入している再任用職員、非常勤職員は 雇用保険法の失業給付が適用されることから対象外になります。

※失業とは

退職後も積極的に就職しようとする意思があり、いつでも就職でき、現在職を探しているが就職できない状態にあることです。したがって、「〇月〇日から次の任用が決まっている」「退職後は働かない」「いずれ働くが、当分は家でゆっくり過ごしたい」という状態は、失業ではありませんので、御注意ください。

(1) 受給要件

次の①から⑤の全てに該当するときに支給されます。

① 職員の給与に関する条例及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の 適用を受ける者であること

該当者:常勤の職員 ・・・正規職員、常勤講師、フルタイム任期付職員など (懲戒免職等により退職手当が支給されない職員も含む)

- ② 勤続期間(常勤)12月以上で退職していること
 - ※4/1~3/26 勤務の常勤講師の方なども該当します。
 - 12月未満の期間が複数ある場合は、通算されることがありますので、所属の事務担当者又は福利課にお問い合わせください。
- ③ 退職手当額が、雇用保険法上の失業給付額より低いこと

退職手当の額 < 雇用保険法の規定による基本手当の支給総額(*)

- ④ 退職日の翌日から起算して1年以内において失業していること
 - ※受給期間は、原則として基本手当の受給資格に係る離職の日(基準日)の翌日から起算して1年間です。
 - ※退職後に再就職した場合であっても、その後失業状態になったときは、受給期間内に限り受給できます。
- ⑤ 65 歳未満で退職したこと
 - ※65歳以上で上記①~④(②は6か月以上)を満たして退職した場合は、基本 手当に代わり一時金を受給できます。

(*)失業者の退職手当の大まかな待機日数、支給日数、受給額を自己確認できる Excel シートを福利課ホームページに掲載していますので御利用ください。<u>勤続年数が4年以上の場合は、</u>給付対象外となる可能性が高いため、事前に確認することをお勧めします。

〔福利課ホームページ URL〕https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/taisyoku02.html

(2) 失業者の退職手当の額 退職者が受給要件を満たし、失業している場合に支給されます。 退職手当額(A) 失業者の退職手当(B-A)

雇用保険の失業給付相当額(B)所定給付日数×基本手当の日額

(3) 給付日数及び待機日数

	雇用保険の基本手	手当の所定給付日数	女(解雇等以外の事	耳由による離職者)	
所定給付	勤続期間	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	
日数	所定給付日数 (全年齢)	90 日	120 日	150 日	
	退職手当の額を、	失業1日当たりの)手当額(基本手当(た日数

※自己都合退職者及び懲戒免職処分による退職者は、待機日数のほかに給付制限期間が設定されます。

(4) 失業者の退職手当受給までの流れ

① 失業者の退職手当を希望する場合、求職申込に必要な「失業者の退職手当受給資格証」(第4号様式)の交付を受けるため、下表A~Dを福利課(長期給付担当)に提出してください。

A 「失業者の退職手当受給資格	退職者が作成します。記載方法は所属の事務担当者
証」の交付申請書	又は福利課ホームページで御確認ください。
B 給与額調書(第3号様式)	所属の事務担当者に作成を依頼し交付を受けてくだ
D 和子飲調音(先350水以)	さい。 (証明年月日は退職日以降の日付です。)
こ 温磁毛火土体溶加事の足し	退職後、退職者に郵送されます。複数枚ある場合は
C 退職手当支給通知書の写し	全ての写しが必要です。
D 180円分の切手を貼付した返	A4の書類を折らずに送付できる大きさの封筒に
信用封筒	180円分の切手を貼付してください。

- 手続きに必要な書類は、福利課ホームページからダウンロードしてください。
- ② 福利課から「失業者の退職手当受給資格証」を送付しますので、最寄りのハローワークに提示し求職活動を開始します。
- ③ 約4週間に1度、指定された認定日にハローワークに行き、「失業証明書」により失業期間の認定を受けます。
- ④ ③の認定を受けた期間について、「失業者の退職手当給付申請書」、「失業証明書」等を福利課に提出します。
- ⑤ 福利課から、指定の口座に失業者の退職手当が支給されます。

(5) 受給期間の延長(「失業者の退職手当受給資格証」の交付を受けた者に限る。)

受給期間内に妊娠・出産・育児等により30日以上求職活動を行うことができない場合は、求職活動ができない日数分(最長で3年間)を加算し、最長4年まで延長することができます。延長申請は、30日以上求職活動を行うことができなくなった日の翌日から、延長後の受給期間の最後の日まで可能です。受給期間の延長を希望する場合は、福利課(長期給付担当)まで御連絡ください。 (電話024-521-7803)

2 公立学校共済組合の給付(短期給付)

退職した方が任意継続組合員にならなかったとき、任意継続組合員の資格を喪失したとき、下記給付要件を満たす場合は、請求により下記給付金が支給されます。

ただし、退職(任意継続組合員の資格喪失)後から給付の対象となる事由が生じるまでの間に、再就職等により他の共済組合員又は健康保険、船員保険の被保険者の資格を取得したときは給付されません。

(傷病手当金については、給付期間中であっても他の被保険者の資格を取得した日以降の給付は行われません。)

給付金名	給付要件	給付額	提出書類
出産費	退職後6か月以内	500,000 円	• 出産費請求書
	に本人が出産した		・領収書の写
	とき (注)		等
傷病手当金	1年と1日以上組	1日につき	
	合員であった方が	標準報酬の日額×2/3	• 傷病手当金請求書
	退職した際(任意	支給期間・・・・1年6か月	・療養のため労務に
	継続組合員になっ	(結核3年)	服することができ
	た場合も含む)に	※ 年金が受給できる場	ないことに関する
	受けていた、又は	合は給付の調整がありま	医師の証明書
	受けることができ	す。	・労務に服すること
	た傷病手当金で、	※ 在職中の支給額は、	ができないことに
	退職しなかったと	上記期間から差し引かれ	関する申立書
	したら受けられる	ます。	
	とき		
埋葬料	退職後3か月以内	50,000 円	• 埋葬料請求書
	に死亡した時(注)		・埋葬許可証の写
			等

⁽注)任意継続組合員の場合は、退職を「任意継続組合員の資格喪失」と読み替えます。

3 一般財団法人福島県教職員互助会の給付

(1) 永年勤続リフレッシュ給付

在職期間中に永年勤続表彰(永年勤続リフレッシュ給付及び同種の給付を含む。) を受けないまま勧奨若しくは定年退職又はその他の理由(自己都合等)で退職する 会員には、請求により次の区分で給付を行います。

区 分	給付額
永年勤続表彰を受けないまま勤続30年以上で退職する会員	8 万円
永年勤続表彰を受けないまま勤続 20 年以上 30 年未満で勧奨又は 定年退職する会員	
永年勤続表彰を受けないまま勤続 20 年以上 30 年未満で勧奨又は 定年以外の理由で退職する会員	3万円

(2) 結婚祝金

会員であった方が退職後に結婚された場合、結婚の日が退職後1か月以内のときに 請求により給付します。

請求書の様式は、一般財団法人福島県教職員互助会のホームページにもあります。 ホームページアドレス https://www.fgojokai.com

※(1)、(2)共に公立大学法人(県立医科大学、会津大学)を退職した方は対象になりません。

LMEMO] 給付金の請求・支払

該当の場合は、退職時の所属所経由で請求をしてください。

必要な添付書類は現職会員と同じです。

給付金は、公立学校共済組合への届出口座(東邦銀行の本支店)に振り込みます。 なお、医療費給付は自動給付となりますが、計算の基礎となるレセプト(診療報酬明細書)が遅れて届く場合もあるため、**退職後最低1年間は届出口座を解約しないでください。**

(参考1) 再就職後の給付等(限定)

会員が退職し、その後、公立学校共済組合の組合員の資格(公立大学法人の組合員を除く。以下同じ。)を取得できる職に任用された場合※1は、併せて互助会会員の資格も改めて取得しますので、その日から会員として給付※2を受けることができます。

なお、退職後、1日の空白もなく公立学校共済組合の組合員資格を取得できる職※1 に任用された場合は、互助会会員資格はそのままとなります。受けることができる給付 ※2は退職前と変わりません。

なお、任意継続組合員は互助会会員にはなりませんので該当しません。

※1:公立学校共済組合の組合員資格を取得できる職	組合員種別
フルタイム再任用職員、フルタイム任期付職員、フルタイム会計年 度任用職員(当初の任用から引き続き 12 月を超える場合に限る。)	一般組合員
再任用職員(5分の3以上(フルタイムを除く。))、臨時的任用職員(常勤講師)、会計年度任用職員(任用期間2月以上、週20時間以上勤務、報酬月額8万8千円以上の非常勤講師等)	短期組合員

※2:給付の例外に該当する場合	対象外になる給付
会員が後期高齢者医療制度対象(障害者特例を含む。)	医療給付金 医療補助金
被扶養者が後期高齢者医療制度対象(障害者特例を含む。)	医療補助金

(参考2)他の団体からの給付等

(1) 一般財団法人福島県<u>退職</u>教職員互助会の給付等

照 会 先	住所・電話番号	事業内容
(一財)福島県退職教職員互助会	〒960-0192 福島市南矢野目道下 35-1 電話 024-555-0231 FAX 024-555-0510	・医療費給付事業・退職後の福利厚生に関する事業・教育文化の向上に関する事業

ホームページアドレス http://fukushima-taikyogo.jp



- ※1 現職時に遠職教職員互助会に加入されていた方で、退職時に退職会員になることを選択した方のみが該当します。
- ※2 名称が似ていますが福利課内の教職員互助会とは別法人(団体)です。

(2) 公益財団法人日本教育公務員弘済会の助成

一定要件の保険(ジブラルタ生命)に加入している場合は、宿泊助成等を受けられる場合があります。詳細は日本教育公務員弘済会福島支部までお問い合わせください。

〒960-8534 福島市上浜町 10-38 福島県教育会館内 電話 024-522-6522

ホームページアドレス https://www.fkyoko.jp/



(参考3)公立学校共済組合友の会の御案内

公立学校共済組合友の会(以下「友の会」と記載。)は、公立学校共済組合員であった方(年金受給者及び年金待機者)の福利の向上と生活の安定を図ることを目的として設立された団体です。

公立学校を退職された方、公立学校共済組合からの年金を受給されている方ならどなたでも友の会の会員として登録いただけます。

正会員 友の会ベネステプラス (ベネフィット・ステーション) をはじめ、友の会が 主催する様々な交流の場や参加型イベント、企業による優待サービスを利用 することができます。

会費330円/月(会費の一部は、未来の先生応援プロジェクト事業に活用)

準会員 正会員向けのサービスの一部を利用することができます。 会費 無料

(間い合せ先)

〒102-0076 東京都千代田区五番町 5-1 JS市ヶ谷ビル4階 電話 0120-122-169 (10 時~12 時、13 時~16 時 月曜日~金曜日 (祝日を除く)) 03-6272-3755 (9 時~12 時、13 時~17 時 月曜日~金曜日 (祝日を除く)) ホームページ https://k-tomo.or.jp/



の被扶養配偶者)

年金 \prod

年

階

(自営業者等)

1 現在の年金制度

私たち公務員は、下表のとおり3つの年金制度に加入しています。

1	国民年金 (基礎年金)	・ 20 歳以上 60 歳未満の全ての国民に共通する年金制度で、1階部分と呼ばれます。 ・ 共済組合の組合員も、国民年金の被保険者です。
2	厚生年金	・被用者(民間会社員、公務員)の年金制度で、2階部分と呼ばれます。 ・勤務した期間と報酬額に比例した年金が支給されます。 ・勤務形態から「一般・国共済・地共済・私学共済」の4通りに分かれます。
3	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	・ 公務員の新たな退職給付として創設された年金制度で、 3階部分と呼ばれます。・ 平成 27 年 10 月以降の組合員期間が算定の基礎です。

(1) 国民年金と厚生年金の被保険者 平成27年9月までの公務員 期間に応じて退職共済年金 企業年金 3 年金払い (経過的職域加算額)が支給 階 退職給付 されます。 厚生年 般 国共済 地共済 私学共済 2 厚生年金 厚生年金 厚生年金 厚生年金 階 被保険者 被保険者 被保険者 被保険者 金 玉 第3号被保険者 1 第1号被保険者 第2号被保険者 民 (第2号被保険者

(民間会社員や公務員など)

(参考) 厚生年金の名称と実施機関(加入する厚生年金と実施機関は下表のとおりです。)

厚生年金	一般厚生年金	公務員厚生年金		私学厚生年金
	(第一号厚生年金)	(第二号厚生年金)	(第三号厚生年金)	(第四号厚生年金)
加入者	民間企業勤務、 臨時的任用職員、 非常勤職員等	国家公務員	地方公務員等	私立学校教職員
実施機関	日本年金機構(年金事務所)	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合 (公立学校共済組 合、市町村職員共済 組合等)	日本私立学校振興・ 共済事業団

- ・公立学校共済組合の組合員は、公務員厚生年金の被保険者で、年金の決定や支払を行う実施機関は公立学校共済組合です。
- ・長期給付事業の適用を受けない短期組合員は、一般厚生年金の被保険者となります。

(2) 基礎年金番号

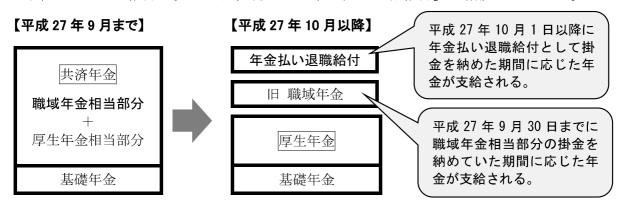
公的年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が、基礎年 金番号として付番されます。この番号は、加入年金制度を異動しても変わりません。

共済組合の加入期間のみの方は、国民年金手帳をお持ちではなく、平成9年に「基礎年金番号通知書」が発行されています。見当たらない場合は、年金事務所に再発行を依頼してください。 なお、令和4年4月1日より、国民年金手帳は手帳形式を廃止し、「基礎年金番号通知書」に切り替えられました。

(3)被用者年金制度の一元化

平成24年8月22日に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成27年10月1日から被用者年金制度は厚生年金に一元化されました。

また、一元化前までの公務員の年金であった3階部分の「職域年金相当部分」は公 的年金としての給付が廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。



2 年金給付の種類

国民年金と厚生年金は、給付の事由により「**老齢**」「**障害**」「**遺族**」の3種類があり、 一定の支給要件を満たしているときに受給できます。

哥	▶曲	国民年金 (日本年金機構から)	厚生年金 (公立学校共済組合等から)	給付理由
老齢	64 歳まで	_	特別支給の老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり
(退職)	65 歳から	老齢基礎年金	老齢厚生年金	支給開始年齢に達したとき
		障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日
ß	章害			がある傷病により、一定以上
				の障害認定を受けたとき
				年金加入者又は年金加入
死亡	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	遺族基礎年金遺族厚生年金	油北 〒44 欠 ∧	者であった者が死亡したとき
<i>%</i> ∟		遺族基礎年金	退 次序生十並	に、遺族の要件を満たす方
				に支給

(1) 一人一年金の原則

現在の年金制度では一人一年金が原則とされています。したがって、複数の年金の受給権がある場合、原則として最も有利な年金を選択し、選択した年金以外は支給が停止されます。受給する年金を選択した後も、将来に向かって選択しなおすことが可能です。

~~~~ \\ \tau \tau \tau \\ \tau \tau \tau \ta	ーナフル
両方を選択で	ざる例

- 老齢基礎 と 老齢厚生
- 障害基礎** と 老齢厚生
- 障害基礎** と 遺族厚生

# 片方のみの選択となる例

- × 老齢基礎 と 遺族基礎
- × 遺族厚生 と 障害厚生
- × 老齢基礎 と 障害厚生

## 選択方法

- ・ 受給を希望する年金の支給先に、年金受給選択申出書を提出します。
- ・ 現在受給している年金とは別の年金受給権が生じたときや、複数の年金受給権があり現在停止されている年金の受給を希望するときは、公立学校共済組合本部(在職中の方及び退職手続き時は福島支部)に相談してください。

#### ○2つ以上の年金の受給

公立学校共済組合	併給される年金	法令	
	退職共済年金、減額退職年金	地方公務員等共済組合法 国家公務員共済組合法	
	退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金	私立学校教職員共済法	
老齢厚生年金	老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金	厚生年金保険法	
	老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、 障害基礎年金 [※]	国民年金法	
	老齢年金、通算退職年金	旧船員保険法	
障害厚生年金	同一給付事由(同一傷病)に基づく障害基礎年 金	国民年金法	
	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族	国家公務員共済組合法	
	共済年金	私立学校教職員共済法	
	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族	厚生年金保険法	
遺族厚生年金	厚生年金	/子工十並	
	同一給付事由に基づく遺族基礎年金		
	受給者が65歳に達している老齢基礎年金、 国民年金法		
	老齡年金、通算老齡年金、障害基礎年金※		

^{※ 65} 歳以上であっても、障がいの程度が1級又は2級の障害基礎年金の受給権者は、 老齢基礎年金に替えて障害基礎年金を受給することができます。

## 〇老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給(平成19年4月から)

遺族厚生年金の額が、御自身の老齢厚生年金の額を上回る場合、受給権者が65歳に達した日以降は次の組み合わせとなります



年金額 支給額

#### 〇職域年金相当部分の特例

複数の年金受給権を有する方が、地方公務員等共済組合法又は国家公務員共済組合法に基づく共済年金以外の年金を選択したときであっても、支給停止対象の共済年金のうち、その職域年金相当部分は支給停止になりません。

# (2)年金額の改定

年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて、毎年度改定(増額または減額)することとされています。

また、物価と賃金の変動率がともにプラスとなる場合には、マクロ経済スライドによる調整も行われます。

マクロ経済スライドとは、年金財政が安定する見通しが立つまでの間、年金の給付水 準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、公的年金の被保険者数 の減少率や平均余命の延びを反映させる仕組みのことです。

# 3 老齢年金 - 退職したあとの年金

## (1)支給開始年齡

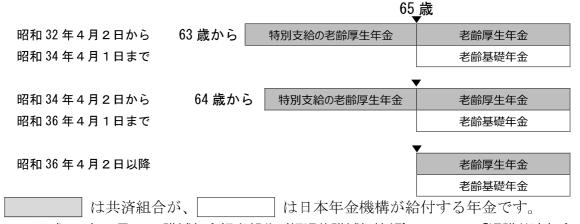
老齢厚生年金は、公的年金加入期間が10年以上ある方が、65歳に達したときに支給されます。併せて、国民年金法による老齢基礎年金も支給されます。

なお、経過措置として昭和36年4月1日までに生まれた方が一定の要件を満たした場合、65歳になるまでの間、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

また、60 歳から 65 歳までの間に繰上げて減額された年金を受け取る「繰上げ受給」 や、66 歳から 75 歳*までの間に繰下げて増額された年金を受け取る「繰下げ受給」を選 択することができます。

※ 昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれの方又は平成 29 年 3 月 31 日以前に老齢基礎・厚生年金を受け取る権利が発生している方は、繰下げの上限年齢が 70 歳(権利が発生してから 5 年後)までとなります。

## 支給開始年齢引き上げイメージ



^{*} 平成27年9月までの職域年金相当部分(経過的職域加算額)については、「退職共済年金」として裁定されます。

# (2) 本来支給の老齢厚生年金(65歳から支給される年金)

下表の支給要件を満たす場合、65歳から「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」「退職共済年金(経過的職域加算額)」「年金払い退職給付」を受給することができます。

← **平成 27 年 9 月まで**の期間分 →

← 平成 27 年 10 月以降の期間分→

# 退職共済年金 (経過的職域加算額)

## 3階部分

#### 《支給要件》

- ・ 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること
- ・平成 27 年9月以前に引き続く公 務員共済組合一般組合員の加入 期間が1年以上あること

# 年金払い退職給付 (退職等年金給付)

#### 《支給要件》

- ・ 引き続く公務員共済組合一般組 合員の加入期間が1年以上あること
- ・ 公務員共済の一般組合員でない (退職している) こと

#### 2階部分

# 厚生年金 (被用者年金)

#### 《支給要件》

- ・ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること
- ・ 厚生年金被保険者期間が1月以上あること

# 1階部分

# 基礎年金 (国民年金)

#### 《支給要件》

・ 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること

# ① 年金制度の加入期間

22歳まで学生、22歳に民間企業に就職、25歳で公務員に転職した例

←	受給資格期間			
	←      厚生年金被保険者期間		$\rightarrow$	
		← 公務員共済組合加入期間		
学生 (国民年金)	民間企業	国家公務員・地方公務員		
20 歳	22 歳	25 歳		61 歳退職

受給資格期間: すべての公的年金制度(国民年金や厚生年金等)の加入期間

国民年金第3号被保険者であった期間、国民年金の保険料免除期間、海外に

居住していた期間等の合算対象期間も含む

厚生年金被保険者期間:すべての厚生年金保険の加入期間

平成27年10月の被用者年金一元化前の期間も含む

公務員共済組合加入期間: 公務員厚生年金の加入期間

年金は、最後に所属していた共済組合から支給されます。

# ② 受給権発生日と支給開始月

		【例1】5/10生まれ	【例 2】 7/1 生まれ
受給権発生日	65 歳の誕生日の前日	5/9	6/30
支給開始	受給権発生日の属する月の 翌月分から	6 月分から	7 月分から

#### ③ 年金額の計算

昭和24年4月2日以降に生まれた方の年金は、次のA~Dの合計額を支給します。 平成12年の法律改正による報酬比例部分・経過的職域加算の乗率5%引き下げに伴い、「本来の額」と「5%適正化前の従前額」を比較して、いずれか高額な方の年金が支給されます。以下の計算式は「本来の額」です。



#### A 報酬比例部分

- ・ 在職中の報酬等と被保険者(組合員)期間により、以下のa~cの合計額です。
- ・ 平成 15 年 4 月から、期末手当等も含めて保険料(掛金)・年金額算定の基礎とする「総報酬制」が導入されました。平成 27 年 10 月からは、実際に支給された基本給及び諸手当等を合わせた額を基礎として保険料(掛金)・年金額を算定する「標準報酬制」に移行にしました。

#### a 平成 15 年 3 月 31 日まで

平均給料月額 × 7.125/1000 × 被保険者(組合員)月数

#### b 平成 15 年 4 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日

平均給与月額 × 5.481/1000 × 被保険者(組合員)月数

#### c 平成 27 年 10 月 1 日以降

平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 被保険者(組合員)月数

#### B 経過的職域加算額

・ 被用者年金制度の一元化による3階部分の職域年金廃止に伴う経過措置として、 平成27年9月30日以前の組合員期間がある人は、以下のd~eにより旧職域年金相 当部分の年金を経過的職域加算額として受けられます。

#### d 平成 15年3月31日まで

平均給料月額 × 1.425/1000 *1 × 被保険者(組合員)月数

**1 組合員期間が20年未満の場合は0.713/1000

#### e 平成 15 年 4 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日

平均給料月額 × 1.096/1000 *2 × 被保険者(組合員)月数

※2 組合員期間が20年未満の場合は0.548/1000

#### ○ 平均給料月額 • 平均給与月額 • 平均標準報酬額

## 総報酬制導入前(平成 15 年3月以前)

平均給料月額 = ※「給料の額×再評価率×手当率」の総額 組合員期間の月数

#### 総報酬制導入後(平成 15 年4月以降平成 27 年9月以前)

平均給与月額 = ※「給料の額×再評価率×手当率」の総額+「期末手当等×再評価率」の総額 組合員期間の月数

#### 総報酬制移行後(平成 27 年 10 月以降)以前)

平均給与月額 = ※「各月の標準報酬月額×再評価率」の総額+「標準賞与額×再評価率」の総額 組合員期間の月数

※ 計算の項目の説明	項目の内容	
	・ 標準報酬制移行前の期間を計算します。	
	・ 掛金の標準となる給料に、教職調整額、加算額及び給料の	
	調整額が支給されている場合は、それぞれの額を加えます。一	
給料の額、期末手当等	般職の場合、下限は 79,000 円、上限は 496,000 円です。	
	・ 期末手当等の額は、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員	
	業績手当、任期付研究員業績手当をいいます。上限は	
	1,500,000 円です。	
	・ 給料を年金決定(改定)時点の価値に換算する率です。	
再評価率	・ 年度ごとの物価変動率、各名目手取り賃金変動率等を基準	
	として、毎年度改定されます。	
手当率	・ 一般職の職員は1.25、特別職の職員は1です。	

標準報酬月額	・ 毎年4月から6月までの報酬(基本給と諸手当の支給額)を 合算し、1 か月当たりの平均額(報酬月額)を求め、その報酬 月額を標準報酬等級表に当てはめ、「標準報酬月額」が決定 され、その年の9月から翌年の8月までの年金保険料掛金・ 掛金の算定基礎額です。 ・ 下限は88,000円、上限は650,000円です。
標準賞与額 ・ 期末勤勉手当の 1,000 円末満を切り捨てた額です。 ・ 上限が設けられており、1 回当たり 1,500,000 円です	

## C 経過的加算額

経過的加算額とは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分から老齢基礎年金相当額を引いた額です。

定額部分の額の単価が老齢基礎年金の単価を上回っているため、その差額を 65 歳以降も引き続き老齢厚生年金として支給すること、及び老齢基礎年金の年金額の計算基礎となっていない、昭和 36 年 4 月 1 日前の期間、20 歳前及び 60 歳以降の組合員期間に係る定額部分相当額を老齢厚生年金として支給することから加算されます。

昭和24年4月2日以降に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給されませんが、経過的加算額は支給されます。

#### 定額部分の計算式

1,734 円(68歳以下の単価)×1.000(改定率)×被保険者(組合員)月数(480 月限度)

# D 加給年金額

65歳到達時に、以下のア、イ両方の条件に当てはまる場合、2階部分の老齢厚生年金に加算して支給されます。

- ア 年金請求者の厚生年金保険の加入期間が20年以上
- イ 65 歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に、生計を共にする加給年金 額対象者がいる

加給年金額 対 象 者	年齡要件	収入要件	加給年金額 (令和7年度)
配偶者	65 歳未満	・ 恒常的な収入が年額 850万円未満又は所	415,900 円/年
未婚の子	<ul> <li>・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</li> <li>・20歳未満で障害等級が1~2級に該当する障害状態にある</li> </ul>	得が655.5 万円未満 ・ おおむね5年以内に 定年等の理由で収入 が上記の額を下回る見 込みの場合は該当	2人まで1人につき 239,300円/年 3人目から1人につき 79,800円/年

#### 〇 加給年金の支給停止と失権

支給	
停止	

- ・ 加給年金額対象者が、20 年以上の加入期間を有する老齢厚生年金の受給権利が 発生(特別支給含む)又は障害を事由とする年金を受けたとき。
- ・ 配偶者が 65 歳に達したとき。ただし、受給権者又はその配偶者が大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方を除く。

## 失権

- ・ 子が 18 歳に達する日の属する年度末に達したとき。障がい等級 1 級又は 2 級に該当する子が 20 歳に達したとき。
- ・ 加給年金額の対象者が死亡したとき。
- ・ 受給権者と離婚・離縁したとき、そのほか受給権者との生計維持関係がなくなったとき。

# ④ 在職中の年金決定

受給資格(支給要件)を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても老齢厚生年金の受給権を取得し、請求により年金が決定されます。

ただし、再任用フルタイム職員などで在職中(一般組合員・厚生年金被保険者である間)は、給料(給与)と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。詳しくは、III-33ページの「(5) 在職中・再就職による年金の一部支給停止」を御覧ください。

# ⑤ 請求方法

在職中及び退職時に請求する方は、福島支部に請求書を提出してください。 また、在職中に年金が決定となった方は、退職時に退職届書を福島支部に提出して ください。

退職されている方は、最後に加入した実施機関から請求書が送付されますので、送付のあった実施機関に提出してください。詳細はⅢ-26ページからの「年金の請求・決定・支給」を参照ください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、変更になる場合があります。

## ⑥ 過去に受給した一時金の返還

過去に共済組合から退職一時金を受給した方が、老齢厚生年金もしくは障害厚生年金を受給する権利を有するとき又はその方の遺族が遺族厚生年金を受給する権利を有することになったときは、原則として一時金受給額と経過利息を返還し、当該期間を年金額の算定期間に算入します。退職給与金、一時恩給も同様です。

ただし、組合員期間が 20 年未満の方で、原資控除を受けずに全額受領した期間は、 年金額計算の基礎期間に算入できないため返還の必要はありません。

返還対象の	・ 雇員から吏員に昇任した方で当時在籍の共済組合から支給された退職一時金		
一時金	・ 昭和 54 年 12 月 31 日以前に公務員を退職した方に、当時在籍の共済組合から		
h4l 217	支給された退職一時金		
	· 返還額=受領額+経過利息		
返還額の	・ 経過利息は、一時金を受給した日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受		
計算方法	給する権利を有することになった日の属する月までの期間に応じて、下表に掲げる区		
	分及び利率を用いた複利計算により算定します。		
	・ 年金請求時にア、イから選択します。		
返 還 方 法	ア 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1の額を返還に充当する。		
	イ 1年以内に現金で全額又は分割して返還する。		

# ⑦ 離婚時等の年金分割制度

離婚時の年金分割制度とは、離婚する当事者の婚姻期間中における厚生年金の保険料納付記録(標準報酬額)を分割し、それぞれの年金の基礎となる標準報酬に算入する制度です。年金自体を分割するものではありません。

	当事者双方又はその一方の請求に基づき、公立学校共済組合本部が行います。		
分割方法	ア 合意分割	当事者間の合意による	
	イ 3号分割	・ 国民年金の第3号被保険者(会社員や公務員などに	
		扶養される 20 歳以上 60 歳未満の配偶者)であった方か	
		らの請求による。	
		・ 平成20年4月1日以降の期間は、配偶者が納めた掛	
		金の標準となった給料及び期末手当等の総額の 1/2 を、	
		当事者の合意なしで分割できます。	
	請求手続は、公立学校共済組合や年金事務所等で受け付けます。		
請求手続	ア年金分割	・「標準報酬改定請求書」に、按分割合を明らかにできる	
		書類を添付して行います。	
	イ 情報通知書	・ 分割の話し合い等に必要な情報として、請求により「情報	
		通知書」を受け取ることができます。	
		,	
	・ 年金分割の請求期限は、離婚日の翌日から起算して2年以内です。		
注意事項	・ 事実上の婚姻関係にある方も対象となりますが、分割の対象となる期間は、当事者の		
	一方が国民年金の第	3号被保険者として認定されていた期間に限られます。	

# (3) 老齢基礎年金(65歳から支給される国民年金)

## ① 年金額の計算

国民年金に 480 月 (40 年)加入した場合、老齢基礎年金は 831,700 円 (68 歳以下の 方の場合)が支給されます。

ただし、加入期間が 480 月未満の方は、その加入期間(月数)に応じた割合の年金額が支給されます。

#### (老歴齢基礎年金額の計算式)

老齢基礎年金額=831,700円 (令和7年度)

× 昭和 36 年 4 月以降の「20 歳~60 歳」の組合員期間等月数 国民年金加入可能期間月数

老齢基礎年金の額の算定基礎となる期間には、国民年金の加入期間のほか、昭和36年4月1日以降の(20歳以上60歳未満の)組合員期間及び厚生年金、私学共済の加入期間(被保険者期間)なども含まれます。

ただし、一時金を受領した期間や合算対象期間など老齢基礎年金の額の算定の基礎とならない期間があります。

## ② 請求方法

単一共済者(公務員共済組合以外の公的年金制度に加入したことがない方)には、 65歳に達する月の前月までに公立学校共済組合本部(在職者は福島支部)から請求書を 送付します。混在者には、日本年金機構から送付されます。

65 歳より前に繰上げ支給を希望する場合は、老齢厚生年金も同時に繰上げ請求を行いますので、公立学校共済組合本部(在職者は福島支部)に連絡してください。

障害年金又は遺族年金の受給権者は、老齢基礎年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は、Ⅲ-3ページの「2つ以上の年金の受給」を御覧ください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、変更になる場合があります。

## (4) 老齢年金の繰上げ・繰下げ

老齢年金は65歳から受給開始ですが、繰上げして60歳以降の希望する月から受給することができます。繰上げた場合は、1月当たり0.4%の割合で減額され、受け取る年金額は生涯減額されたままになります。

また、繰下げして 66 歳以降の希望する月から受給することができます。繰り下げた場合の年金額は、1 月当たり 0.7%の割合で増額されます。繰下げができる期間は、75 歳まで(最大 120 月 $\times$ 0.7%=84%の増額)です。希望する場合は、65 歳の老齢年金請求時に、公立学校共済組合本部に連絡してください。

なお、計算上は、65歳からの受給と比較して、繰下げ支給開始後約11年11月以上受給すると多く受給ができます。

ただし、繰下げ後の年金額や、公的年金のほかに収入がある場合は、税金や社会保険料等に影響する場合があります。

繰上げ・繰下げ請求は、生涯の年金額に影響し、過去に遡って取消しできませんので、希望 する場合は、御家族等と一緒に御検討の上、手続きしてください。

## 繰上げ・繰下げのまとめ

		繰上げ	繰下げ
支給開始年齢		60 ~ 64 歳	66 ~ 75 歳
		・支給を希望する時期に自分で	・ 65歳の年金請求時に繰り下げる旨を申し出る
請求	万法	連絡し、請求書を入手する	・ 66歳以降の支給を希望する時
			期に、公立学校共済組合本部
			に連絡し、請求書を入手する
TW SER	<del>ರ</del> ೂ	0.4% [*] ×繰上げした月数分の減額	   0.7%×繰下げした月数分の増額
増減	<b>~</b>	最大 24.0% *S37.4.1 以前に生まれた方は 0.5%	最大 84.0%
<b>\$</b> d	老齢基礎年金(1階)		・単独で繰下げ可能
対象となる年金	老齡厚生年金(2階)	・ 全て同時に繰り上げる	· 一般、私学等老齢厚生年金も
	退職共済年金(経過的職	上で同じて一条ノエグの	全て同時に繰り下げる必要あり
	域加算額)(3階)		土で回母に深り下りる必安のり
	年金払い退職給付(3階)	・繰上げ・繰下げとも単独で実施可能	
盂		・ 繰下げによる年金の増額なし	

## 繰上げ請求の注意点

- (1) 年金額は、**ひと月当たり 0.4%減額**です。(S37.4.1 以前に生まれた方は 0.5%)
- (2) 一度決まった減額率は、生涯変わりません。
- (3) 繰上げ手続きの取消しや変更はできません。
- (4) 「事後重症による障害厚生年金・障害基礎年金の請求」「国民年金の任意 加入」ができなくなります。
- (5) 在職中も請求できますが、一般組合員の場合は、年金を繰上げ請求しても全部又は一部が支給停止になる場合があります。
- (6) 老齢基礎年金、2つ以上の種別の老齢厚生年金を受給できる方は、同時に繰上げ請求する必要があります。
- (7) 繰上げ請求日(各年金の受給権発生日)は、最初の窓口での受付日です。60 歳で退職 する方又は定年退職後再任用フルタイム職員等となった方が、退職後すぐに繰上げ受給を希望する場合は、在職中に公立学校共済組合福島支部に申し出てください。それ以外の場合は、公立学校共済組合本部に連絡してください。

## 繰下げ請求の注意点

- (1) 年金額は、66歳以降、希望する月から繰下げて、**ひと月当たり 0.7%増額**です。
- (2) 公務員・会社員として在職中も繰下げ請求できますが、在職中により支給停止される部分は、繰下げによる増額の対象とはなりません。
- (3) 受給権発生から最大 120 月まで繰下げることができます。75 歳到達日以後に繰下げ申出をした場合は、請求時期に関わらず、75 歳到達時点での増額率になり、75 歳まで遡って年金が決定・支給されます。なお、80 歳到達後に繰下げ申請をした場合は、時効により年金が支払われない部分が発生します。
- (4) 民間会社や私立学校等、他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、 全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。
- (5) 老齢厚生(退職共済)年金と老齢基礎年金、平成27年10月以後の組合員期間に係る退職年金(年金払い退職給付)は、それぞれ別の希望月で繰下げ請求することができます。
- (6) 繰下げ請求により年金額が増えることで、**医療保険・介護保険の自己負担額**や保 **険料、税金等**に影響する場合があります。
- (7) 繰下げ期間中は、御自身で収入を得る必要があります。

#### <老齢年金の減額率と増額率の目安>

繰上げ支給 (0.4%の場合)			繰下げ支給		
60~64 歳に受給開始			66~75 歳に受給開始		
年齢	減額率	支給率	年齢	増額率	支給率
60 歳	24.0%	76.0%	66 歳	8.4%	108.4%
61 歳	19.2%	80.8%	67 歳	16.8%	116.8%
62 歳	14.4%	85.6%	68 歳	25.2%	125.2%
63 歳	9.6%	90.4%	69 歳	33.6%	133.6%
64 歳	4.8%	95.2%	70 歳	42.0%	142.0%
		71 歳	50.4%	150.4%	
			72 歳	58.8%	158.8%
			73 歳	67.2%	167.2%
			74 歳	75.6%	175.6%
			75 歳	84.0%	184.0%

#### (5) 年金払い退職給付

平成27年10月以降、毎月の給料から掛け金を徴収し、その金額を積み立てる積立年金で、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

請求書類は、退職後に 65 歳に達した時又は 65 歳以降 に暫定再任用フルタイム職 員や正規職員を退職した時 に、公立学校共済組合から送 付されます。

積立時と受給時のイメージ 積立終了時の給付算定基礎額残高 に対する利息も積み立てます。 組合員期間(年金積立期間)中 受給待機期間中 年金受給中 毎月の付与額 給付算定基礎額 分割して受給…20年(10年) ※一時金として受給選択も可 (標準報酬×付与率) 1/2 有期年金 1年目 積立終了時の 給付算定 基礎額残高 分割して受給……終身 1/2 終身年金 ▲1年目 2年目 3年目 支給開始 1ヵ月目 2ヵ月目 3ヵ月目 積立終了

	・ 毎月の付与額と利息を退職時(積立終了時)まで積み立てた総額を、「給付算定
年金積立時	基礎額」といいます。
	・ 支給開始時まで、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。
左仝巫公吐	・ 給付算定基礎額を年金現価率で除して年金額を計算します。
年金受給時	・ 受給開始は 65 歳ですが、60 歳から繰上げ又は 75 歳まで繰り下げもできます。

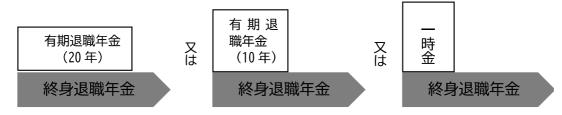
#### 〇 退職年金

退職年金は、1年以上引き続く一般組合員期間がある65歳以上で、公務員を退職されている方が受給できます。原則として、給付算定基礎額(積立金と利子の累計額)の1/2が終身退職年金、残り1/2が有期退職年金として支給されます。

一般組合員期間が 10 年未満の方は、終身退職年金、有期退職年金ともに給付算定 基礎額の 1/4 の支給となります。

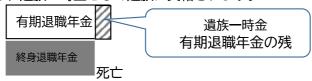
#### □ 有期退職年金の受給方法

有期退職年金の支給期間は原則 20 年です。ただし、選択により支給期間を 10 年又は一時金として受給することもできます。



#### □ 有期退職年金受給中に死亡した場合

受給者本人が死亡した場合は、終身退職年金部分の支給は終了します。有期退職年金の残余分は、遺族一時金として遺族に支給されます。





将来、年金払い退職給付を請求する際に、有期退職年金を一括で受給する場合は、「**退職所得の源泉徴収票」**が必要となる場合があります。 退職手当の支給通知に同封して郵送しますので、大切に保管してください。

#### (6) 失権

受給権者が死亡したときは受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合又は お近くの年金事務所に連絡してください。この時、要件を満たす遺族があれば、遺族年 金を受給することができます。

# 4 障がいの状態になったときの年金

障害厚生年金は、組合員期間中に初診日がある病気やけがによって、日常生活や仕事などが制限されるような一定の障害状態にあると認められる場合に、65歳に達する前であっても受給できる年金です。

障害厚生年金を請求する場合は、公立学校共済組合による「障害程度の認定」を受ける必要がありますので、該当すると思われるときは公立学校共済組合福島支部まで御連絡ください。

公立学校共済組合 福島支部 電話 024-521-7803

#### (1)障害年金の受給要件

- ア 厚生年金保険の加入期間中に初診日(障がいの原因となった病気やけがについて 初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)があること
- イ 障がいの状態が、初診日から起算して原則1年6月を経過した日(以下「障害認定日」という。)又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級~3級までの状態にあること
- **ウ** 初診日の前日において、次の①又は②の保険料納付要件を満たしていること

- ① 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの公的年金に加入しなければならない期間(合算対象期間を除く)のうち、保険料納付済期間か免除期間(学生納付特例期間等を含む)が3分の2以上あること
- ② 初診日が令和18年3月31日以前で、初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと

## (2) 障害程度の認定基準(障害等級)

一定の障害状態とは、障害認定日において法令で定める障害の程度(認定基準)に該当する状態です。

障害程度の認定基準(各公的年金制度共通)は次のとおりです。

<u>障害年金の障害等級は、障害者手帳の障害等級とは異なります。</u>障害年金の請求を 御検討する際は、主治医に認定の見込みについて相談してください。

障害等級	障害の状態		
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態		
O & Th	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働に		
2級	よって収入を得ることができないほどの障害		
O & Th	日常生活にはほとんど支障はないが、労働が著しい制限を受ける又は労働に著		
3級	しい制限を加えることを必要とするような状態		

#### 〈障害認定日の特例(特例症例)〉

障害年金の対象となる主な傷病の例は次のとおりです。

これらの傷病を原因として、障害程度の認定基準に該当する状態である場合に、障害年金の対象となります。

症例	障害認定日とされる日	
上肢・下肢を切断又は離断	切断又は離断したその日	
人工骨頭・人工関節の挿入置換	挿入置換したその日	
心臓ペースメーカー、植込み型除細動器		
(ICD)、人工弁、人工心臓(補助人工心臓を	装着したその日	
含む)、CRT、CRT-D を装着		
心臓移植	移植したその日	
人工血管(ステンドグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換したその日	
人工透析療法施行	開始日から3ヶ月経過した日	
新膀胱造設	造設したその日	
人工肛門造設·尿路変更術施行	造設・施行から6ヶ月経過した日	
咽頭全摘出	摘出したその日	
在宅酸素療法を行っている	療法を開始したその日	
、要ス元ルナ ti古 thの 小子 台に	その状態に至った日から起算して3ヶ月経過	
遷延性植物状態 	した日	
脳血管障害による機能障害	初診日から起算して6ヶ月経過した日以降	
旭川 日 平台による7成形 平古	で症状が固定した日	

## (3)請求手続き

公立学校共済組合の障害厚生年金請求手続は、「障害程度の認定」と「障害厚生年金の決定請求」の2段階です。

認定関係書類の提出後、「障害程度の認定」結果のお知らせまで3~4か月を要します。「障害厚生年金の決定請求」に関する書類の提出から年金証書の送付までは、さらに3~4か月を要します。

請求に当たっては、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院しているときはその 期日等、これまでの病歴を確認し、公立学校共済組合福島支部まで御連絡ください。

障害厚生年金の請求書は、退職後・在職中ともに公立学校共済組合福島支部に提出してください。

なお、退職(老齢)年金又は遺族年金の受給権者は、障害厚生年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。

## (4) 障害程度の認定

障害程度は、診断書等により審査の上、認定されます。公立学校共済組合福島支部 に御連絡があった際に、状況をお伺いした上で、認定に必要な書類を送付します。

	・ 障害認定日まで遡って請求する方法です。		
	・ 障害認定日時点の診断書が取得可能な場合に請求できます。		
障害認定日請求	・ 障害認定日以降請求時まで、障害等級3級以上の障害状態にある場		
	合、障害認定日の翌月まで遡って年金が支給されます。時効により遡るのは		
	過去5年分までとなります。		
	・ 障害認定日に障害等級1級~3級に該当せず、その後症状が進行して、		
	65 歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級に該当する程度の		
事後重症認定請求	障害状態になった方が請求する方法です。		
	・ 請求は 65 歳に達する日の前日(65 歳誕生日の前々日)までで、請求日		
	の翌月から支給されます。		

## (5) 障害厚生年金の決定請求

障害程度の認定の結果、障害等級1級~3級に該当した方には、障害厚生年金の決定書類を送付します。

なお、障害等級が1級又は2級のときは、国民年金法の「障害基礎年金」も併せて 支給されます。

## (6) 年金額の計算

#### ① 障害厚生年金

障害厚生年金には公務等の特例はなく、老齢厚生年金の計算式と同じになります。 ただし、計算式中の被保険者期間及び平均標準報酬(月)額の算出期間は、障害認定 日の属する月までです。

障害厚生年金 = 報酬比例部分 + 加給年金額(該当者のみ)

障害等級3級の場合、報酬比例部分の最低保障額は623,800円(昭和31年4月2日 以後生まれの方の場合)です。

加給年金額は、障害等級 1 級又は 2 級の障害厚生年金受給者で、65 歳未満かつ生計を共にしている年収 850 万円(所得 655.5 万円)未満の配偶者がいるときに支給されます。

## ② 障害共済年金(経過的職域加算額)

障害厚生年金の受給権を満たす方で、平成27年9月以前の組合員期間に初診日がある 方には障害共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。

## ③ 年金払い退職給付(公務障害年金)

通勤を除く公務災害により障がいの状態になった場合は、公的年金とは別枠の「年金払い退職給付」の給付として公務障害年金を支給します。障害厚生年金と公務障害年金を合算した支給水準は、従前の公務等障害共済年金と同様になるよう設計されています。

## 4 加給年金額

障害等級が1級又は2級に該当する方で、加給年金額対象者を有する場合に、障害 厚生年金に加算されます。

加給年金対象者 年金受給者によって生計を維持している 65 歳未満の配偶者	
金額	239,300円(令和7年度)
	次のいずれかに該当するときは、その間の加給年金額は停止されます。
加給年金額の停止	・ 老齢(退職)を給付事由とする年金(加入期間が 20 年以上かそれと同
加和平並領の停止	様とみなされるもの)の受給権を有するとき
	・ 障害を給付事由とする年金の支給を受けることができるとき

## ⑤ 障害基礎年金

障害等級が1級又は2級に該当する方は、障害基礎年金も併せて受給できます。 障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

生年月日	1級(令和7年度)	2級(令和7年度)
昭和 31 年 4 月 1 日以前	1,036,625 円	829,300 円
昭和 31 年 4 月 2 日以後	1,039,625 円	831,700 円

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている 18 歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子又は障害等級1級又は2級に該当する 20 歳未満の未婚の子がいるとき、次の額が加算されます。

2人目まで1人につき	3人目から1人につき
239, 300 円(令和7年度)	79,800円(令和7年度)

#### ⑥ 障がいの程度が変わった場合

	・ 増進請求によりその障がいの程度に応じて障害厚生年金の
	額が改定されます。
障がいの程度が増進した場合	・ 過去に支給事由を同じくする障害基礎年金の受給権を有
	する方を除き、3級の障害厚生年金受給権者が 65 歳以上
	で増進しても改定請求はできません。
障がいが軽くなり、障害等級	・ 障害基礎年金の支給が停止されます。
に該当しなくなった場合	・

3級にも該当しないまま 65 歳になると(65 歳になったときに3年を経過していないときは3年を経過したとき)、障害厚生年金を受ける権利がなくなります。

該当すると思われるときは、公立学校共済組合本部まで御連絡ください。

## ⑦ 失権

受給権者が死亡したときは、受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合本部に連絡してください。

障害等級1級及び2級の受給権者が死亡したとき、要件を満たす遺族がいれば、遺 族厚生年金を受給することができます。

また、障がいの程度が3級以上に該当しなくなったときは支給停止となり、該当しなくなった状態で3年を経過したとき又は65歳に達したときは失権します。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

#### (7)障害手当金

障害手当金は、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い場合、その症状が固定 したときに障害が残った方に支給される一時金で、在職中も受給できます。

- ア 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- イ 障がいの原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り(症状が固定し)、 その治った日(以下「治った日」といいます。)に、障害厚生年金を受けることがで きない程度の障がいの状態であること。
- ウ (1)ウ②と同じ保険料の納付要件を満たしていること。
- エ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。
- オ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。

支給額	公務外の障害等級3級における障害厚生年金の2年分相当額です。
請求方法	受給権発生時に請求書を、公立学校共済組合福島支部に提出します。

# 障害等級表(公立学校共済組合)

区分	1級	2級	3級
眼(矯正視力)	両眼の視力がそれぞれ	両眼の視力がそれぞれ	両眼の視力がそれぞれ 0.1
成(局工が力)	0.03 以下のもの	0.07 以下のもの	以下に減じたもの
	両耳の聴力レベルが 100 デ	両耳の聴力レベルが90デシ	両耳の聴力レベルが 40cm
聴力	一	ベル以上のもの	以上では通常の話声を解せ
	<b>グが以上のもの</b>	7000	ないもの
		   平衡機能に著しい障がいを	神経系統に、労働が著しい
平衡機能	_	有するもの	制限を受ける程度の障がい
		Handon	を残すもの
そしゃく機能	_	   そしゃくの機能を欠くもの	そしゃくの機能に相当程度の
COSTINE	_	としてもの機能を入くしの	障がいを残すもの
   言語機能	_	音声又は言語機能に著しい	言語の機能に相当程度の
E BEINGHE	_	障がいを有するもの	障がいを残すもの
	機能・欠損・変形の障がい	  機能・欠損・変形の障がい	  機能・欠損・変形の障がい
  上肢	であって日常生活の用を弁	であって日常生活が著しい	であって労働が著しい制限を
	ずることを不能ならしめる程	制限を受ける程度のもの	受ける程度のもの
	度のもの	(1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3)	文がも主义ののの
	機能・欠損・変形・短縮の	機能・欠損・変形・短縮の	  機能・欠損・変形・短縮の
   下肢	障がいであって日常生活の	障がいであって日常生活が	障がいであって労働が著しい
	用を弁ずることを不能ならし	著しい制限を受ける程度の	制限を受ける程度のもの
	める程度のもの	もの	で ののの 公田 文の の 文字 は で
	体幹の機能に座っていること	   体幹の機能に歩くことができ	
体幹	ができない程度又は立ち上	ない程度の障がいを有するも	脊柱の機能に著しい障が
脊柱 	がることができない程度の障	の の	いを残すもの
	がいを有するもの		
	身体の機能の障がい又は長	身体の機能の障がい又は長	
	期にわたる安静を必要とする	期にわたる安静を必要とする	身体の機能に労働が著し
肢体	病状があり、日常生活の用	病状があり、日常生活が著	い制限を受ける程度の障
	を弁ずることを不能ならしめ	しい制限を受ける程度のも	がいを残すもの
	る程度のもの	0	
	精神の障がいであって、日常	精神の障がいがあって、日常	精神又は神経系統に、労
精神	生活の用を弁ずることを不	生活が著しい制限を受ける	働が著しい制限を受ける程
	能ならしめる程度のもの	程度のもの	度の障がいを残すもの
	日常生活の用を弁ずること	日常生活が著しい制限を受	労働が著しい制限を受ける
その他	を不能ならしめる程度のもの	ける程度のもの	程度の障がいを有するもの
	疾患者:呼吸器疾患、心	·疾患、腎疾患、肝疾患、血液	疾患、代謝疾患、悪性新生
	物、高血圧等		

# 5 組合員・退職者が死亡したときの年金

遺族厚生年金とは、厚生年金保険の被保険者、被保険者であった方又は厚生年金の受給権者が亡くなったときに遺族に支給される年金です。一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受け取っていた老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の年額の概ね4分の3になります。

遺族厚生年金は、亡くなった方と遺族が要件を満たす必要があります。

## (1) 遺族厚生年金

#### ① 受給資格(支給要件)

次の(ア)~(エ)のいずれかに該当すること。

ただし、被保険者が死亡日の前日において、国民年金の保険料の納付要件(国民年金 法に定める納付要件)を満たしている必要があります。

- (ア) 厚生年金保険の被保険者が亡くなったとき
- (イ) 厚生年金保険の被保険者であった期間に初診日がある病気やケガが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなったとき
- (ウ) 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金(障害共済年金を含む。)の受給 権者が亡くなったとき
- (エ) 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の受給権者 又は同期間が25年以上ある方(退職した方を含む。)が亡くなったとき。

なお、(ア)~(ウ)を短期要件、(エ)を長期要件といいます。

## ② 年金上の遺族

次の(ア)~(ウ)をすべて満たす方

- (ア) 亡くなった被保険者と生計を共にしていたこと
- (イ) 恒常的な収入が年額850万円(所得の場合は665万5千円)未満であること おおむね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認めら れる場合も含む
- (ウ) 以下の表にかかげる遺族の範囲であること

順位	遺族	要件
1	配偶者及び子	<ul> <li>・夫は55歳以上(原則として60歳未満は支給停止)</li> <li>・子(胎児を含む)は現に婚姻をしていない以下のいずれかに該当する方</li> <li>① 18歳に達する日の属する年度末までの間にある方</li> <li>② 20歳未満で組合員の死亡当時から障がい等級1級又は2級の障がいの状態にある未婚の方</li> </ul>
2	父母	55 歳以上(60 歳未満は支給停止)
3	孫	子と同じ
4	祖父母	父母と同じ

#### ③ 年金額の計算

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(短期要件)の年金額については、2以上の被保険者期間を合算し、1つの期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして計算します。

合算した加入期間が300月に満たない場合は300月とみなして計算します。



- 一元化前の組合員期間がある場合に限って、旧職域年金相当部分が支給されます。
- この場合、年金払い退職給付の終身年金部分は終了、有期年金の残余部分は一時金として遺族に支給されます。

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(長期要件)の 年金額は、次の(ア)及び(イ)により計算した額です。

- (ア) それぞれの加入期間に基づいて計算した額を合算し、老齢厚生年金との先あて 計算を行った上、遺族厚生年金の総額を計算する。
- (イ) その総額をそれぞれの加入期間に基づいて計算した遺族厚生年金の額に応じて 按分し、按分した額をそれぞれの遺族厚生年金の額とする。

#### ④ 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であるとき、遺族厚生年金に加算される額で、令和7年度は年額623,800円です。2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方が亡くなられた場合は、原則として加入期間が最も長い遺族厚生年金に加算されます。

ただし、遺族基礎年金が支給される間は、支給停止されます。

また、受給資格期間が25年以上ある老齢厚生(退職共済)年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上ある方が亡くなられたとき、厚生年金被保険者期間が20年未満の場合は加算されません。

#### ⑤ 支給停止

受給権者が、子のいない夫、父母、祖父母のときは、受給権者が 60 歳に達するまで支 給が停止されます。子は遺族の順位としては配偶者と同位ですが、配偶者が失権しない 限り配偶者に支給され子には支給されません。

#### ⑥ 支給調整

地方公務員災害補償法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族厚生年金の一部が支給停止されます。

#### ⑦ 請求方法

在職中に亡くなった場合は、所属所の事務担当者が、公立学校共済組合福島支部に連絡し、遺族と必要な手続をします。退職後に亡くなった場合は、公立学校共済組合本部へお問合せください。老齢(退職)又は障がいの年金の受給権者は、遺族厚生年金とあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。

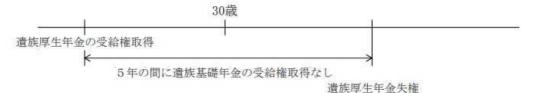
詳細は、Ⅲ-3ページの「2つ以上の年金の受給」を参照ください。

## 8) 失権

遺族厚生年金の受給者が次の(r)~(+)のいずれかに該当したときは、受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合本部に連絡してください。((+)、(+)を除く。)

#### 公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

- (ア) 死亡したとき。
- (イ) 婚姻したとき。(事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (ウ) 直系血族及び直系姻族以外の方の養子となったとき。(事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (エ) 死亡した組合員であった方との親族関係が離縁によって終了したとき。
- (オ)子又は孫である受給権者(障がい等級の1級又は2級に該当する方を除く。)が、 18歳に達した日の属する年度末に達したとき。
- (カ) 障がい等級の1級又は2級に該当する子又は孫である受給権者が18歳に達した 日の属する年度末後に、1級又は2級の障がい等級に該当しなくなったとき又は 20歳に到達したとき。
- (キ) 子のいない若年期の妻が次のいずれかに該当したとき。
  - a 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過する日までに取得しないとき。



b 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻について、30歳に到達する日より前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合は、その消滅の日から5年を経過したとき。



#### (2)遺族基礎年金

#### ① 受給資格(支給要件)

遺族	要件
配偶者	・ 組合員の死亡当時、組合員によって生計を維持されている
	・ 死亡した方の配偶者で、遺族に該当する子と生計を同じくしている
	・ 組合員の死亡当時、組合員によって生計を維持されている
子	・ 死亡した方の子で、18 歳に達する日の属する年度末までの間にあり(又は
	20 歳未満で障がい等級の1級又は2級に該当)かつ婚姻していない

死亡した組合員が、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

## ② 遺族基礎年金の額 (令和7年度)

基本額		831,700 円
子の加算額	受給権者以外の子2人まで1人につき	239, 300 円
	受給権者以外の子3人目から1人につき	79,800 円

※ 68歳以下の方の場合

## ③ 請求方法

遺族厚生年金と同じです。 なお、遺族基礎年金は日本年金機構で裁定されます。

## ④ 支給の停止

- (ア) 配偶者と子の両方に遺族基礎年金の受給権が発生するときは、子に対する支給は 停止され、配偶者に支給されます。
- (イ)子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする子の父又は母(離婚等により受給権がない場合の母を含む。)があるときは、その間支給が停止されます。

## ⑤ 失権

遺族厚生年金の受給権を失ったときは、遺族基礎年金も同時に受給権が消滅します。 受給権者である子が配偶者と生計を共にしなくなったときや、障がい等級の1級又 は2級の状態にある子が20歳になったときも失権します。

失権したときは、公立学校共済組合本部又は年金事務所に速やかに連絡してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

# (提出書類一覧)

# 老齢厚生年金

公立学校共済組合	□ 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)
本部又は福島支部	□ 年金受給選択申出書【該当者のみ】
から送付する書類	□ 障がいを理由とする加給年金額対象者に係る診断書等【該当者のみ】
請求者が準備する	□ マイナンバーカード両面の写し
書類	□ 雇用保険被保険者証の写し【該当者のみ】

# 障害厚生年金、障害手当金

	□ 年金請求書(国民年金·厚生年金保険障害給付)
	□ 障害給付請求事由確認書
公立学校共済組合	□診断書
本部又は福島支部	□ 病歴·就労状況等申立書
から送付する書類	□ 一時金支給額等の受給申立書【該当者のみ】
	□ 年金受給選択申出書【該当者のみ】
	□ その他請求者の状況確認に必要な書類
請求者が準備する	□ マイナンバーカード両面の写し
書類	□ 併給調整の対象となる年金の証書番号を確認できる書類 【該当者のみ】

## 遺族厚生年金

	□ 年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)	
公立学校共済組合	□ 生計同一関係に関する申立書 【該当者のみ】	
本部又は福島支部	□ 年金受給選択申出書【該当者のみ】	
から送付する書類	□ 遺族一時金決定請求書 【該当者のみ】	
	□ 診断書、日常生活に関する申立書 【該当者のみ】	
き式字が進帯する	□ 死亡診断書(死体検案書等・写し可)又は死亡届の記載事項証明書	
請求者が準備する   _{書籍}	□ マイナンバーカード両面の写し	
書類	□ 初診時の傷病名を証する書類 【該当者のみ】	

- ・ 請求書類にマイナンバーを記入することにより、生年月日に関する書類や所得に関する書類等の添付が不要となります。
- ・ 昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方の提出書類は、今後変更になる場合があります。

# 6 年金の手続きと届出

退職後の年金手続や質問などは、公立学校共済組合本部が窓口です。

電話の場合は、年金証書の記号番号又は待機者番号を御確認の上、連絡してください。 郵便の場合は、年金証書の記号番号又は待機者番号、氏名、住所、電話番号、相談・照 会事項を記入の上、下記まで送付してください。

## 公立学校共済組合本部 年金相談室

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 電話 03-5259-1122 (月~金曜日の 9:00~17:30)

各種届出用紙は、公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードできます。

#### 「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」

https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html

#### (1) 退職届書の提出と待機者登録

#### ① 退職届書の提出

退職届書は、将来の年金決定に必要な組合員期間中の年金記録(これまでの公務員期間や給与情報等)を整備し、年金が決定されるまで「年金待機者」として登録するために必要な書類です。

一般組合員の方は、退職時に退職届書を必ず提出してください。

## ② 再任用フルタイム職員が退職する場合

支給開始年齢に到達し、年金が決定されている場合(繰下待機中の方を除く)は、退職届書とあわせて「就職予定調査票」を提出してください。

在職中の年金の全部又は一部の停止を解き、退職日までの年金加入期間と給料情報を登録して年金額の改定を行います。

## ③ 年金待機者登録通知書

退職届書を提出すると、年金待機者番号が付番され、退職後おおむね4~6か月後に公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」とパンフレット「年金待機者になられた方へ」が送付されます。送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください

また、氏名や住所が変更となった場合は、お知らせ等が確実に届くよう、「年金待機者異動報告書」を必ず本部に提出してください。

#### ④ 将来の年金請求方法

年金待機者となった方は、年金受給権が発生する誕生月の前月までに、本部から請求の案内が届きますので、御自身で請求してください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。

#### (2)年金の請求・決定・支給

#### ① 概要

年金は、その権利を有する者の請求に基づいて、実施機関が決定することになっています。これを「請求主義」といいます(厚生年金保険法第33条)。

このため、年金は、受給権が発生したときに自動的に支給が始まるものではなく、 皆さん自身が請求手続を行うことで受け取ることができます。年金の請求をせずに、 受給権が発生したときから5年を過ぎると、法律に基づき5年以上前の年金は時効に より受け取れない場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

## ② 年金の請求

請求書等の書類を、日本年金機構あるいは公立学校共済組合に提出する必要があります。そのほか必要な書類がある場合は、公立学校共済組合本部又は福島支部から連絡します。

## (退職者の場合)

	・支給開始年齢に達するおおむね 1~2か月前に、最後に加入した実施機関から
	請求に必要な書類が送付されますので、送付のあった実施機関に提出してくださ
老齢厚生年金	را _ه
	・ 2つ以上の種別の被保険者期間を有する方の場合、原則として1つの実施機
	関に年金請求書を提出すると、他の実施機関の老齢厚生年金も請求できます。
	・ 年金受給権者又は待機者が死亡したときは、死亡した人が加入していた実施機
遺族厚生年金	関に連絡してください。
	・ 公立学校共済組合の場合は、本部又は福島支部のいずれかで連絡を受けます
	が、請求書の書類は本部に提出してください。
	・ 2つ以上の種別の被保険者期間を有する方が死亡した場合、原則として1つの
	実施機関に年金請求を提出することによって、他の実施機関に係る遺族厚生年
	金も請求できます。
	・ 組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、65 歳に達する日の前日までに
陪宝原出年令	障害等級3級以上に該当する障がいの状態になったときは、公立学校共済組合
障害厚生年金	福島支部に連絡してください。
	・ 請求書等は、退職者であっても公立学校共済組合福島支部に提出します。

#### 退職後の年金請求時に、公立学校共済組合本部 年金相談室又は福島支部に伝える事項

- ・ 氏名(退職時と異なる場合は旧姓も)・生年月日・郵便番号・住所・電話番号
- ・ 待機者番号又は年金証書記号番号
- ・ 請求事由(請求手続きを行う年金) 等

#### (在職者の場合)

- 老齢厚生年金 ¬
- 障害厚生年金
- 遺族厚生年金
- 在職中又は退職してすぐに受給権を取得される方には、
- 公立学校共済組合福島支部から請求方法等をお知らせしま
- すので、年金請求書は福島支部に提出してください。

昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。

## ③ 年金の決定

年金の請求から決定まで、おおむね $2\sim4$ か月間程度要します。 2つ以上の種別の被保険者期間を有する場合は、さらに期間を要します。

年金が決定になると、受給権者に「年金証書」「年金決定通知書」「パンフレット」が送付されます。年金証書に表示されている氏名、生年月日、住所等に誤りがないか確認の上、大切に保管してください。

## (4) 年金請求の流れ(令和7年度末に60歳以上で退職される方(年金受給者以外))

## 年金支給開始年齡

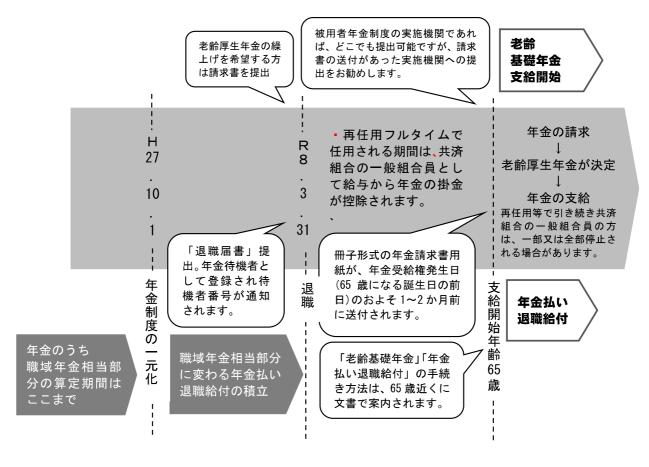
老齢厚生年金は65歳から支給開始となり、併せて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。60歳以上であれば、支給開始年齢前であっても、繰り上げて受給できる制度があります。

## 年金請求の流れ

老齢厚生年金は、受給資格を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても、受給権を取得し、請求により年金が決定されます。

平成27年10月から被用者年金の一元化が実施され、公務員共済組合以外に民間の会社や私立学校にお勤めの期間をお持ちの方については、いずれか一つの実施機関に請求書を提出することにより、それぞれの期間の老齢厚生年金を同時に請求できます。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法については、今後変更になる 場合があります。



## ⑤ 年金の支給

#### (初回支給)

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から 支給されます。

初回支給は、支給開始月から定期支給月の 前月までの期間に対する支給分です。

2回目以降は、定期支給月に支給されます。 公立学校共済組合と日本年金機構など、別の 実施機関から年金を受給している場合、年金 はそれぞれの実施機関から別々に振込まれま す。

定期支給期日	支給期(2か月分)
2月	12・1月分
4月	2・3月分
6月	4・5月分
8月	6・7月分
10月	8・9月分
12月	10・11 月分

#### (定期支給)

年金は、年6回偶数月の15日に、支給期月の前月までの2か月分が支給されます。 基礎年金の支給日も同じです。支給期月の15日が土曜日に当たるときは14日に、日曜日に当たるときは13日に支給されます。

#### ⑥ 年金支払通知書の送付

原則年2回、6月定期支給期及び12月定期支給期に、年金支払通知書が送付されます。通知内容は、それぞれ3定期分の支払予定日と支払額です。お手元に届きましたら住所、氏名を必ず御確認ください。

なお、送付後に、改定等により支給額等が変更となった場合は、直後の定期支給期に改めて変更後のお知らせがあります。

## ⑦ 年金の支給期間

年金の支給対象期間は、給付事由が発生した翌月分から給付事由の消滅したその月 分までになります。加給年金額や中高齢寡婦加算等の加算額も同じです。再就職や退 職改定などにより年金額に変更を生ずる事由が発生したときも、その翌月分から年金 額が改定(変更)されます。

また、失権事由や支給停止事由が生じたときは、その事由が生じた月分まで年金が支給されます。

例えば、老齢厚生年金の受給権者が亡くなったときは、亡くなった月分まで老齢厚生年金が支給されます。遺族に遺族厚生年金が支給される場合は、亡くなった月の翌月分から支給されます。

#### ⑧ 年金の失権

年金が失権事由に該当したときは、その受給権は消滅し、年金の支給はなくなりますので、速やかに年金事務所や公立学校共済組合本部に連絡してください。失権の連絡が遅れ、次の年金が支給された場合は返納が必要です。

なお、老齢厚生年金の受給権者並びに障がい等級が1級又は2級の障害厚生年金の 受給権者が死亡したときは、要件を満たす遺族に遺族厚生年金が支給されます。

#### (3) 年金受給権者の届出

#### ① 現況届

年金受給者の方の現況確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用している ため、1年以上外国に居住している方等を除いて廃止しています。

加給年金額が加算された年金を受けている方には、加給年金額対象者の公的年金及び生計維持関係確認のため「加給年金額対象者に関する現況届」を誕生日の前月に送付しています。提出期限までに提出がない場合、加給年金額の支給が停止されます。

## ② 年金受給権者氏名 • 受取機関変更届

年金受給者の氏名や、年金を受け取る金融機関が変更となったときに、日本年金機構あるいは公立学校共済組合本部に提出します。

届出が遅れると、変更後の金融機関で受領できないことや、本部から送付される書類(年金支払通知書、現況届、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等)が届かない場合があります。

#### 住所の変更があったとき

登録住所の変更は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行いますので、住民票の 住所を変更すれば、公立学校共済組合への届出は原則不要です。

変更が反映するまでに4~5か月かかるため、必ず郵便局に転送届を提出してください。 なお、以下の方は住所変更の届出が必要ですので、本部まで御連絡願います。

- ・ 外国籍の方又は外国に居住されている方
- 成年後見人が選任されている方

#### ③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所得税の課税対象となる老齢厚生(退職共済)年金等の受給権者には、毎年10月に税額の控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されます。同封のパンフレットを参考に、必要に応じて期限までに本部に提出してください。

#### ④ 年金受給権者再就職届書

年金受給権者が常勤の公務員として再就職し、共済組合の一般組合員となったときは、再就職先の共済組合に「年金受給権者再就職届書」「年金証書(原本)」を提出してください。当該届書に基づき、年金の全部又は一部が支給停止となります。

なお、遺族厚生年金や遺族共済年金、遺族年金及び通算遺族年金の受給権者は必要 はありません。

民間企業、私立学校、公立学校(臨時的任用職員・非常勤職員)等に再就職した場合の届書等は不要です。国会議員や地方議会議員に就職した場合は、別途届書等の提出が必要です。

## ⑤ 年金受給権者等の一身上の届出

年金受給権者及び加給年金額対象者に一身上の異動があったときは、電話又は郵便で日本年金機構又は公立学校共済組合本部に届け出てください。

- 1 年金受給権者が死亡した
- 2. 各種遺族年金の受給権者が婚姻、養子縁組、養子縁組を解消した
- 3. 各種障害年金の受給権者の障がいの程度が増進した
- 4. 併給調整の対象となる他の公的年金受給権が発生した
- 5. 併給調整されている年金へ選択替えを行う
- 6. 年金受給権者が、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給する
- 7. 金受給権者が雇用保険の失業手当(基本手当)を受給する
- 8. 加給年金額対象者が死亡、離婚、養子縁組、養子縁組の解消、子が婚姻した
- 9. 加給年金額対象者の生計が、年金受給権者により維持されなくなった
- 10. 加給年金額対象の配偶者が、公的年金各法による老齢(退職)又は障がいを事由とする年金を受給する(老齢基礎年金は除く。)
- 11. 年金受給権者が禁錮刑以上の刑に処された

## 異動の手続きは、お早めに!

適正な年金受給のため、異動があったときはお早めに御連絡をお願いします。

例えば、年金を受けている方が亡くなったとき、届け出が遅れると年金を多く受け取り過ぎとなり、 お返しいただくことになります。

手続きに必要な書類は、年金受給者の状況を確認の上、公立学校共済組合本部からお送りします。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122 福島支部 電話 024-521-7803

#### (4)年金と税金

#### ① 所得税

年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、支給の都度、所得税が源泉徴収されます。障がい及び遺族の年金は非課税です。

所得税に関する詳しいことは、お近くの税務署や、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

#### ア 源泉徴収税額の計算

#### (ア)扶養親族等申告書を提出した方の計算方法

源泉徴収税額の計算式

源泉徴収税額 = (年金の支給額-控除額) ×5.105%*

控除額の計算式

控除額 = (基礎的控除額+人的控除額) ×支給月数

#### (イ)扶養親族等申告書を提出していない方の計算方法

源泉徴収税額の計算式

源泉徴収税額 = (年金の支給額-控除額) × 5. 105%[※]

控除額の計算式

控除額 = 基礎的控除額×支給月数

※復興特別所得税を含む。

#### 所得税の源泉徴控除額表

#### 〔基礎的控除額〕

区分	控除額(月額) 令和7年分※	
C + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	年金の月割額×25%+65,000円	
65 歳未満	90,000 円未満の場合は 90,000 円	
CE 451/1 1	年金の月割額×25%+65,000円	
65 歳以上	135,000 円未満の場合は 135,000 円	

※令和7年度税制 改正により、令和8 年分から基礎的控 除額が変更になり ます。

月割額は、支給額をその支給月数で除して求めます。

#### [人的控除額]

控除額(月額)	
	32,500円
老人控除対象配偶者	40,000円
	32,500円
老人扶養親族	40,000円
特定扶養親族	52,500円
普通障がい者	22,500円
特別障害者	35,000円
同居特別障害者	62,500円
寡婦	22,500円
ひとり親	30,000円
	老人控除対象配偶者 老人扶養親族 特定扶養親族 普通障がい者 特別障害者 同居特別障害者 寡婦

各控除の条件は国税庁のホームページ等で御確認ください。

#### イ 所得税の確定申告

年金は年末調整を行うことができませんので、御自身で確定申告を行ってください。 次に該当する方は、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性があります。 なお、確定申告に関する詳しいことは、お近くの税務署にお問い合わせください。

- · 65歳以上で、公立学校共済組合の老齢厚生年金又は退職共済年金を受給されている方のうち、老齢基礎年金ではなく、障害基礎年金を受給されている方
- ・ 老齢基礎年金の繰下げを希望し、年金を受給していない方
- · 年の途中から年金を受給されている方
- ・ 年金から源泉徴収する際に受けられない控除がある方
  - 例) 社会保険料(介護保険料、国民健康保険料(税)など)を個別に納付された方 10万円を超える医療費を支払った方 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などを支払った方

生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などを支払った万 扶養親族に、同居している70歳以上の父母などがいる方

次の要件に該当する場合は、所得税の確定申告を省略することができます。 ただし、確定申告により所得税の還付を受けられる場合があります。 また、所得税の確定申告を省略できる方でも、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

- ・ 年間の公的年金等(当共済組合の課税年金・他の公的年金制度の課税年金・企業年金を含みます。)の収入金額が400万円以下
- ・ その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額※が20万円以下
  - * 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、年末調整されていない給与所得、 山林所得、譲渡所得、一時所得、退職所得及び公的年金等に係る雑所得以外の雑 所得の合計額

#### ウ 公的年金等の源泉徴収票

12月定期支給日前に、「年金支払通知書」に同封してお送りします。 障がい及び遺族の年金は非課税ですから、源泉徴収票は送付されません。

#### ② 住民税

年金は、県民税・市区町村民税の住民税が課税されます。退職後は、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、年4回(6月・8月・10月・1月)市区町村役場の窓口や、金融機関等から納付します。65歳以降は、公的年金の支払いをする年金保険者(公立学校共済組合等)が年金から住民税を引き落とし、市区町村に納めます。

住民税は、前年の所得に対し課税されるため、退職した年の住民税は現職時と同程度の額が想定されます。退職の翌年以降は、老齢厚生年金等が住民税の課税対象となります。

#### (5) 在職中・再就職による年金の一部支給停止

老齢給付の年金受給者の方が、常勤の公務員や民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき又は国会議員・地方議会議員であるときは、年金の全部又は一部が支給停止される場合があります。

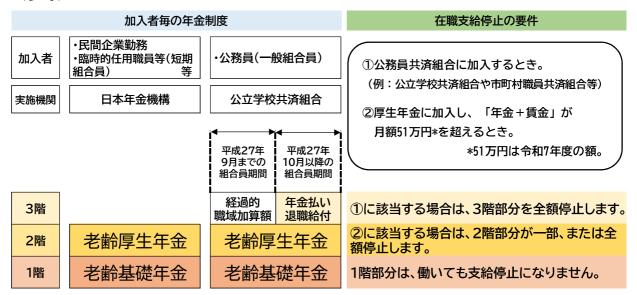
また、常勤の公務員である場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

障害給付の年金受給者の方が、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している場合又は国会議員・地方議会議員である場合は年金の支給停止はありませんが、常勤の公務員の場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

なお、遺族給付の年金については、在職に伴う年金の支給停止はありません。

	・ 厚生年金保険の被保険者となった方(常勤の公務員、私立学校の教職員、民間会
対象者	社等への勤務など)
刈豕石	・ 国会議員、地方議会議員となった方
	・ 厚生年金保険の適用事業所に勤務されている 70 歳以上である方
	原則として届出は不要です。ただし、以下の場合は届出が必要です。
	・ 常勤の公務員(一般組合員)となった場合
尼山士法	「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて <b>再就職先の共済組合</b> に提出
届出方法	・ 国会議員、地方議会議員となった場合
	「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解
	除)届」を提出(議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要です。)

#### (参考)



# ① 2以上の実施機関から年金を受けている場合

すべての老齢厚生年金を合算して支給額の計算を行い、支給額がある場合は、支給額をそれぞれの実施機関の年金額に応じて按分した額が支給されます。

## ② 在職中の支給額

基本月額と総報酬月額相当額に応じて算定されます。支給額が0円の場合、老齢厚生年金は全額支給停止(繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。)となります。

#### 〔用語説明〕

基本月額:年金の月額のことです。

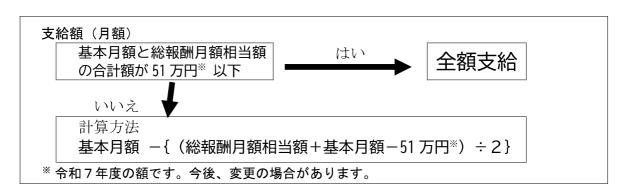
「老齢厚生年金(加給年金額、繰下げ加算額及び経過的加算額を除

く。) ×1/12」の額。

総報酬月額相当額:賃金の月額のことです。

「(勤務先で決定される標準報酬月額)+(直近1年間の標準賞与

の合計×1/12)」の額。



#### ③ 退職したとき

支給停止となっていた方が退職したときは、年金の支給停止が解除されます。原則として届出は不要ですが、以下の場合は届出が必要です。

常勤の公務員を退職	退職届書を提出
 	「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金
国会議員、地方議会議員を    退職	在職支給停止(解除)届」を提出(議会事務局等が直接情報提供
区机	を行う場合は提出不要)

#### 「年金支給額の在職停止計算シート」を御利用ください。

御自身で年金の在職停止額を計算できるExcelシートです。

福利課ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/taisyokugaido.html

※使用方法等の御質問はメールでお願いします。

メールアドレス: fukurika_nenkin@pref. fukushima. lg. jp

#### (6)年金加入期間確認通知書

日本年金機構等から共済組合の年金加入期間確認通知書を求められ必要となった場合は、電話又は公立学校共済組合のホームページ(Ⅲ-25 ページの「6年金の手続きと届出」を参照)から「年金加入期間確認請求書」をダウンロードの上、公立学校共済組合本部へ提出してください。登録住所宛てにお送りします。

# (7) 照会先一覧

照会		照会内容	
公立学校共済組合 本部 年金相談室	〒101-0062 東京都千代田区 神田駿河台 2-9-5 電話 03-5259-1122	<ul><li>退職後の手続き・お問い合わせ</li><li>□ 年金の請求</li><li>□ 年金額の問い合わせ</li><li>□ 死亡等一身上の連絡</li><li>□ 年金加入期間確認通知書の発行</li><li>□ 年金証書の再発行など</li></ul>	
公立学校共済組合 福島支部 長期給付担当	〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 教育庁福利課内 電話 024-521-7803	<ul><li>在職中の手続き・お問い合わせ</li><li>□ 障害厚生年金請求</li><li>□ 在職中の年金加入期間確認通知書の発行</li><li>□ 年金に関する一般的な相談</li></ul>	

[・]公立学校共済組合本部では、年金相談室での電話のほか、年金を受給している方のために 24 時間受付の専用電話による再交付自動受付サービスを行っています。

年金に係る「源泉徴収票」「年金受給権者受取機関変更届」「扶養親族等申告書」が必要になったとき 再交付自動受付サービス 電話 03-5259-8852

年金種類	公的年金 関係機関		住 所	電話番号
	東北福島 年金事務所	〒960-8567	福島市北五老内町 3-30	024-535-0141
	平年金事務所	〒970-8501	いわき市平字童子町 3-21	0246-23-5611
厚生年金	相馬年金事務所	〒976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘 69	0244-36-5172
国民年金	郡山年金事務所	〒963-8545	郡山市桑野 1-3-7	024-932-3434
	会津若松 年金事務所	〒965-8516	会津若松市追手町 5-16	0242-27-5321
	白河年金事務所	〒961-8533	白河市郭内 115-3	0248-27-4161
私学共済	日本私立学校振 興·共済事業団	〒113-8441	東京都文京区湯島 1-7-5	03-3813-5321

国民年金は、市区町村役場もお問い合わせの窓口となっています。

# 7 退職後の働き方別「年金請求の手続き」

主なケースを例示しますので参考にしてください。

ケース1

- 61歳で退職し、退職後は勤務しない。
- 公的年金の加入歴は、公務員厚生年金のみ。(単一者)
- 現在 58 歳の被扶養配偶者あり。

【年齢】

【手続き等】

【注意事項】

60歳



60 歳到達時から老齢基礎年金・ 老齢厚生年金の繰上げ請求が可能 在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年 金の支給調整と繰上げ減額により、受 給する年金額が大幅に減少する恐れ があります。(Ⅲ-11ページ参照)

## 61歳退職

○「退職届書」を所属に提出

(年金待機者期間)

(!) 以降の手続きは公立学校共済組合本部で行います。

「年金待機者登録通知書」とリー フレットが御自宅に送付される。

- 〇 氏名・住所が変わったとき
- 〇 繰上げ請求を希望するとき

→公立学校共済組合本部に届出

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

退職後、約4~6か月後に送付予定で す。必ず内容を確認し、保管してくださ ١١°

64歳

〇 年金請求手続き

公立学校共済組合本部から届く

- ①老齢基礎年金
- ②本来支給の老齢厚生年金
- ③年金払い退職給付の請求書類を

公立学校共済組合本部に提出

再就職しない場合、配偶者は 60 歳に 到達するまで、国民年金第1号被保険 者になる必要があります。手続きは、お 住いの市区町村役場で行います。

65歳誕生日の 約1~2月前



年金受給開始

老龄基礎年金 本来支給の老齢厚生年金 年金払い退職給付 を受給

初回支給は、定期支給日より遅れる場 合があります。

#### ○ 繰下げ請求を希望するとき

66歳以降、年金受給開始を希望 する月の前月までに、公立学校共 済組合本部に連絡

繰下げ請求に当たっては、御家族等と 一緒に御検討ください。

ケース2

- 61 歳で退職
- 退職後は定年前再任用短時間(4/5 勤務)又は会計年度任用職員(パートタ イム)として勤務し、短期組合員(日本年金機構の第1号厚生年金加入)とな る予定

【年齢】

#### 【手続き等】

#### 【注意事項】

60歳



60 歳到達時から老齢基礎年金・ 老齢厚生年金の繰上げ請求が可 能

在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年 金の支給調整と繰上げ減額により、受 給する年金額が大幅に減少する恐れ があります。(Ⅲ-11ページ参照)

61歳退職

〇「退職届書」を所属に提出

(年金待機者期間)



「年金待機者登録通知書」が送付 される。

〇氏名・住所が変わったとき

○繰上げ請求を希望するとき →公立学校共済組合本部に報告

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

退職後、約6か月後に送付予定です。 必ず内容を確認し、保管してください。

退職後、再任用短時間や会計年度任 用職員(パートタイム)となる場合は、短 期組合員(第1号厚生年金)となります。

64歳

65歳誕生日の

約1~2月前

#### 〇 年金請求手続き

日本年金機構から

- ①老齢基礎年金
  - ②本来支給の老齢厚生年金の請 求書類が届くので、日本年金機構 に提出

公立学校共済組合本部から

③年金払い退職給付の請求書類 が届くので、本部に提出

老齢基礎年金

本来支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金の請求書は、直前で加 入している日本年金機構から送付され ます。

老齢基礎年金の請求書は、一般厚生

年金に加入したことがある場合は、日

本年金機構から送付されます。

65歳

年金受給開始

年金払い退職給付 を受給

初回支給は、定期支給日より遅れる場 合があります。

65 歳以降も勤務する場合、年金と賃 金をあわせて 51万円(令和7年度の 額)を超えた場合は、超えた額の半分 が支給停止となります。詳しくはⅢ-33 ページを参照してください。

繰下げ請求に当たっては、御家族等と 一緒に御検討ください。

#### ○ 繰下げ請求を希望するとき

66歳以降、年金受給開始を希望 する月の前月までに、公立学校共 済組合本部及び日本年金機構に 連絡

ケース3

- 62歳で定年退職し、退職後は暫定再任用フルタイム職員で勤務する
- 定年退職前と同様に、<u>公立学校共済組合の一般組合員</u>となる。

【年齢】

#### 【手続き等】

#### 【注意事項】

60歳

60 歳到達時から老齢基礎年金・老 齢厚生年金の繰上げ請求が可能 在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年 金の支給調整と繰上げ減額により、本来 より受給する年金額が大幅に減少する 恐れがあります。(Ⅲ-11ページ参照)

# 62歳定年

## 〇「退職届書」を所属に提出



○<u>氏名・住所が変わったとき</u> ○繰上げ請求を希望するとき

→公立学校共済組合福島支部に届出

65歳の年金受給権発生前に暫定再任 用フルタイム勤務を終了する方は、終了 時に退職届書を提出します。

## 64歳

#### 〇 年金請求手続き

65歳誕生日の 約1~2月前 公立学校共済組合福島支部から 所属を通して

- ①老齢基礎年金
- ②本来支給の老齢厚生年金の請求 書類が届くので、公立学校共済組 合 福島支部に提出

老齢基礎年金の請求書は、過去に一般 厚生年金に加入したことがある場合 は、日本年金機構から送付されます。

65歳

年金受給開始

老齢基礎年金 本来支給の老齢厚生年金 を受給

初回支給は、定期支給日より遅れる場合があります。

再任用退職

公立学校共済組合福島支部から 所属を通して

③年金払い退職給付の請求書類が 届くので、公立学校共済組合 福島 支部に提出

年金払い退職給付 を受給

フルタイム勤務中の年金は、経過的職域加算額は全額停止されます。それ以外の部分は一部又は全部が支給停止の対象となります。詳しくは、Ⅲ-33ページを参照してください。

65 歳の年金決定後に再任用フルタイム勤務の任期を満了される場合、退職時に退職届書を提出します。

〇 繰下げ請求を希望するとき

66歳以降、年金受給を希望する月 の前月までに公立学校共済組合本 部に連絡 繰下げ請求に当たっては、<u>御家族等と</u> 一緒に御検討ください。 ケース4

- 61歳で退職し、退職後は勤務しない。
- 退職と同時に、年金の繰上げ請求を希望する。

【年齢】

#### 【手続き等】

#### 【注意事項】

60歳



60 歳到達時から老齢基礎年金・ 老齢厚生年金の繰上げ請求が可能 在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年 金の支給調整と繰上げ減額により、本 来より受給する年金額が大幅に減少す る恐れがあります。

# 61歳退職

#### 〇「退職届書」を所属に提出

#### 〇 繰上げ支給を希望

公立学校共済組合福島支部に、繰上げ請求希望の連絡をします。 請求書類を送付しますので、福島 支部に提出してください。

○氏名・住所が変わったとき
→公立学校共済組合本部に届出

繰上げ支給の場合、年金額は1月当たり0.4%の割合で減額されます。老齢厚生年金を60月繰上げた場合は、24%の減額です。老齢基礎年金も同時に繰上げしますので、同様に24%減額です。(Ⅲ-11ページ参照)

繰上げ支給決定後は、生涯に渡り減額された年金額が支給されます。手続きの取消しや遡及はできませんので、 請求に当たっては、御家族等と一緒に御検討ください。

老齢基礎年金(繰上げ) 本来支給の老齢厚生年金(繰上げ) 年金払い退職給付(繰上げ)

を受給

初回支給は、定期支給日より遅れる場 合があります。

退職後、暫くしてから繰上げ支給を希望する場合は、公立学校共済組合本部に書類等を請求してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話03-5259-1122

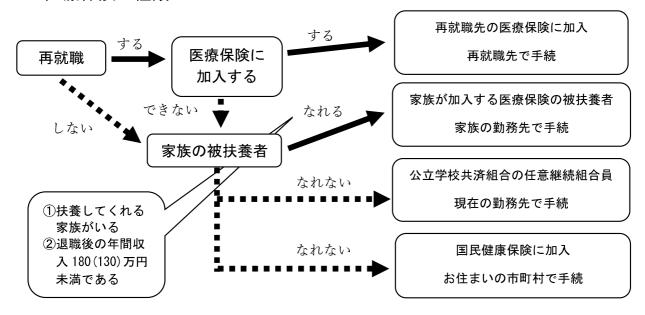
# IV 医療制度等

# 1 医療保険

退職後はいずれかの医療保険に加入しなければなりません。一人ひとり条件が異なりますので、下の表も 参考に、十分に御検討の上加入してください。

なお、新たに加入する医療保険の資格取得手続を行うことで、マイナ保険証の変更手続も完了します。

#### 医療保険の種類



- ◎ 任意継続組合員になるか、国民健康保険に加入されるかはご自身で選択してください。
- ◎ 医療費の自己負担割合は、加入する医療保険に関わらず本人・家族、入院・外来とも全て3割です。

#### 「退職にあたってのお願い〕

#### 資格確認書の返却

- ・現在お持ちの資格確認書や特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証は退職した日の翌日から使用できなくなりますので、退職時に所属所に返却してください。
- ※ただし、フルタイム暫定再任用等で4月以降も組合員番号が変わらない場合、資格確認書等はそのままお使いいただけます。
- ・退職した日の翌日以降に、資格確認書等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくことになりますので、注意してください。

#### 退職後の給付金の受取

- ・給付金受取口座は、退職後1年くらいは解約しないでください。
- ・共済組合等による給付金等の給付は、医療機関での受診後、3か月後以降になります。
- ・給付金は、本人の口座に振込の上、自宅に給付金明細書を送付します。

#### ワンポイントアドバイス

退職後の医療保険の選択に当たり、保険料(掛金)や医療費の自己負担額の違いにより、どれが適切か皆さん検討されています。家族の状況や健康状態等を含め、A~F さんの例を参考にしてください。

- A さん 夫が既に国保に加入しているので、夫の国保税と私の任意継続掛金を合わせると国 保税の最高限度額 109 万円以上になるから、夫と共に国保に加入するわ。
- Bさん 夫婦共に教職員で同時に退職するけど、妻が4月から無職無収入になるので、私が 任意継続組合員に加入し、妻を私の被扶養者にするよ。
- Cさん 定年前に退職して4月から無職無収入になるけど、夫はまだ現職なので夫の被扶養者になるわ。
- Dさん 任意継続組合員になるけれど、2年目は国保に加入しようかな。任意継続掛金は2年目もほぼ同額だけど、国保税は前年の所得に応じて課税されるので負担額が少なく て済みそうだから、来年の確定申告後に市町村に確認して検討するわ。
- Eさん 健康に自信がないので、保険料の負担額より給付の面を考えて任意継続組合員に加入する方を検討するよ。
- Fさん 特定会計年度任用職員(非常勤講師)になるので、現職の夫の扶養に入ろうと思う けど、年間130(180)万円に加えて3か月連続で108,333(150,000)円を超えられない条 件があるから、勤務時間を調べて検討してみるわ。

#### 医療保険ごとの概要及び手続等

	加入先 種類等	加入 資格等	掛金・保険料(税)(注1)	加入手続・ 添付書類等	医療費の自己 負担額の上限	備考
1	再就職先の 健康保険 (全国健康保 険協会等 )	再就職 先に 確認	事業主が半額負担	就職先にて手続き		③の組 合員に はなれ ません
2	国民健康保 険 一般被保険 者	① ③ ④ 以 方	市町村で決定 ・令和7年度の最高限度額は 1,090,000円 〈福島市の場合〉 (医療分) (A×6.50%)+(21,700円 ※被保険者数)+18,300円 (後期高齢者支援分) (A×2.50%)+(9,500円×被保険者数)+7,200円 ※A:課税対象所得金額 被保険者ごとの前年中(1月~12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控43万円を引いた金額の合計金額	居住口 で	80,100円 +(医療費 -267,000 円) ×0.01 (注2)	
3	公立学校共済 組合員 任意 継続組合員(2 年の確認期間)	くわしくはIV−4ページ~をご覧ください。		25,000円		
4	家族の健康保 険の被扶養者 となる	所得制 限あり (家族の 勤務先 に確認)	なし	被保険者が勤務 先において行う	①②に同じ	

(注1)40歳から64歳までの人は、医療に係る掛金の他に

介護保険料を納入する必要があります。(IV-9ページをご覧ください。)

(注2)上位所得者

(健康保険等は標準月額 53 万円以上、市町村国保は、左と同程度以上の所得がある方。) 167,400 円+(医療費-558,000 円)×0.01

#### 医療費の自己負担額の例

※1か月ごと、1病院ごと(入院と外来は別)

(大文如)(大文D) (大文D)	国日 <b>体</b> 卡加及 (国加)		
任意継続組合員(任継)	国民健康保険(国保)		
・総医療費 70 万円の場合	・総医療費 70 万円の場合		
窓口負担3割 210,000円	窓口負担3割 210,000円		
高額療養費	高額療養費		
210,000 円	210,000 円		
$- \{80, 100 + (700, 000-267, 000) \times 1 \%\}$	$- \{80, 100 + (700, 000-267, 000) \times 1 \%\}$		
=210,000 - 84,430 =	=210,000 - 84,430 =		
125, 570 円	125, 570 円		
一部負担金払戻金	最終的な自己負担額は 最終的な自己負担額は		
84, $430 - 25,000 = 59,430 = 59,400 \square$	$210,000 - 125,570 = 84,430 \ \square$		
100 円未満切り捨て			
最終的な自己負担額は	(課税所得額 210 万円超 600 万円以下		
$210,000 - 125,570 - 59,400 = 25,030 \ \square$	世帯の場合)(注1)		
・総医療費 20 万円の場合	・総医療費 20 万円の場合		
窓口負担3割 60,000円	窓口負担3割 60,000円		
一部負担金払戻金			
$60,000 - 25,000 = 35,000  \square$	自己負担額は 60,000 円		
最終的な自己負担額は			
60,000 - 35,000 = 25,000 円			
・総医療費3万円の場合	・総医療費3万円の場合		
窓口負担3割 9,000円	窓口負担3割 9,000円		
自己負担額は 9,000円	自己負担額は9,000円		

(注1) 上位所得者 (課税所得額 600 万円超 901 万円以下世帯の場合) 高額療養費 210,000 円 - {167,400 + (700,000-558,000)×1%} =210,000-168,820=41,180円 最終的な自己負担額は 210,000 - 41,180 = 168,820 円

## マイナ保険証

令和6年12月2日からマイナ保険証(健康保険証の利用登録が済んだマイナンバーカード) を基本とする仕組みに移行されています。

退職後に加入する医療保険制度への資格取得手続きを行なった後、マイナ保険証に当該情報が反映されますので、引き続きマイナ保険証にて医療機関等を受診いただくことになります。

- ※ 退職後にいずれかの医療保険制度への資格取得手続きは必ず行っていただくことになりますが、御自身で改めてマイナポータルなどへのマイナ保険証の登録手続きを行う必要はありません。(退職後に加入する医療保険側において情報更新を行い、マイナ保険証へ反映されます。)
- ※ マイナ保険証をお持ちでない場合は、退職後に加入する医療保険者から交付される資格確認書を御利用いただくことになります。(詳細は各医療保険者に確認ください。)

# 2 任意継続組合員制度

#### (1)加入手続等

ア 加入資格…… 退職時まで引き続き1年と1日以上、公立学校共済組合員(公務員共済組合 期間は通算)であった方

イ 加入期間…… 最長2年間

ウ 加入手続…… 「任意継続組合員申出書」(様式集 $IX-7\sim8$ ページ)を<u>令和8年2月13日</u> (金)までに(期限厳守)、公立学校共済組合福島支部(福利課)へ提出してください。

なお、上記期限以降も退職の日から起算して20日以内であれば申出書の提出を受け付けますが、受付時期によっては資格情報のお知らせ、資格確認書の発行やマイナ保険証の情報更新までに時間がかかる場合もあることをご承知おきください。

上記期限までに申し出いただいた方の資格情報のお知らせ(全員)及び資格確認書(対象者のみ)は、申出書提出後にお送りする振込依頼書による掛金納入確認後、令和8年3月31日(火)以降に各自のご自宅に発送します。

期限内に払い込まない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなし、資格を取得できません。

※ 「任意継続組合員申出書」を提出後、退職するまでに再就職が決定した等により加入を取り消したい場合は、「任意継続組合員取消申立書」(様式集IX-11ページ)を提出してください。なお、取り消しが確定するまで掛金の納付は行わないでください。提出期限はありませんが、取消事由が生じた場合は速やかに提出願います。

エ 掛金……… 掛金の月額は、次に掲げる額のいずれか少ない額に掛金率 109.28/1,000 (うち介護掛金分 16.08/1,000 を含む。) を乗じた額です。(令和7年度) なお、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金」の徴収が始まりま

す。(料率・掛金額未定。現在の情報では月額数百円程度の見込み)

また、介護掛金は介護保険法第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)が該当になります。

- ① 退職時の標準報酬の月額
- ② 公立学校共済組合の「平均標準報酬月額」(令和7年度の場合は 380,000円ですが、令和8年度は現在のところ未定)

【掛金額】平均標準報酬月額の適用者(令和7年度) 380,000 円×109,28/1,000×12 月≒498,312 円(年額)

- オ 納入方法…… 〇 共済組合の発行する「振込依頼書」により最寄りの東邦銀行本・支店で指 定された期限までに払い込んでください。(1年目分)
  - 2年目の振込依頼書は、特に資格喪失申出書の提出がない限り令和9年3 月に送付しますので振込依頼書に記載された期日までに払い込んでください。
  - 掛金は、確定申告時に社会保険料控除の対象となりますので振込金受取書 を大切に保管してください。

カ 被扶養者…… **退職時に被扶養者と認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する方** は、退職後も任意継続組合員の被扶養者として継続して認定されます。

新たに被扶養者の要件を満たす方が生じたとき、又は就職等により要件を欠いたときは、その都度認定、又は取消の手続きが必要になります。

なお、新たに被扶養者としたい方がいる場合は、<u>認定前に任意継続掛金が納</u> 入されていることが必要となります。

認定手続に必要な申告書等を前もって当支部へ提出しておくことも可能ですが、その場合でも掛金納入の確認後に認定・資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付となります。(認定日は被扶養者の要件を満たした日)。

よって、振込依頼書が届き次第、早急に掛金を納入願います。

また、75 歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、 該当になった場合は資格確認書を返納してください。

キ 記載事項変更 本人又は被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「任意継続組合員記載 事項変更申告書」(様式集IX-12ページ)を提出してください。

【任継資格の申出を取下げる場合に提出するもの】

★退職日の翌日から任意継続組合員に加入しないことの申出

(1日も任意継続組合員にならない)

「任意継続組合員取消申立書」(様式集区-11ページ)

★任意継続組合員資格取得後 脱退することの申出

(1日以上任意継続組合員に加入)

「任意継続組合員資格喪失申出(届出)書 」(様式集区-9ページ)、「任意継続掛金還付請求書 」(様式集区-10ページ)、 資格確認書

新しい資格情報のお知らせ又は資格確認書コピー (資格喪失証明書が必要な場合を除く)

【任継資格取得後 子どもが就職した、配偶者又は他の扶養親族の

所得が年 180 (130・150) 万円を超えた など】

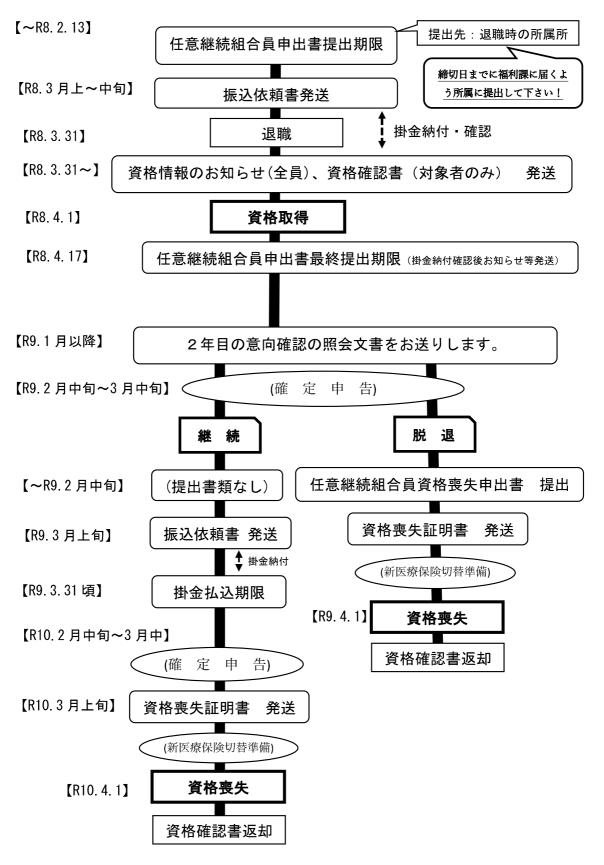
【任継資格取得後 新たに被扶養者として申請したい者がいる】

★届出用紙を公立学校共済組合福島支部からお送りしますので御一報ください。 (電話:024-521-7802)

【任継資格取得後 引っ越した 名前が変わった】

★必ず「任意継続組合員記載事項変更申告書」(様式集区-12ページ) を提出してください。

# 《参考》加入から資格喪失までの流れ



#### (2) 資格喪失

下表①~⑤の要件に該当するときは任意継続組合員の資格を喪失します。②、④、⑤の場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」(様式集IX-9ページ)を福利課に提出して資格喪失の手続きをとってください。

なお、資格喪失に伴い掛金の還付が生じる場合は、「任意継続掛金還付請求書」(様式集IX-10 ページ)を資格喪失申出書とともに提出してください。

資格喪失後は速やかに資格確認書を福利課まで返納してください。

資格喪失事由	資格喪失日	
①任意継続組合員となった日から起算して2年を 経過したとき	2年を経過した日の翌日	
②死亡したとき	死亡した日の翌日	
③掛金を納入期限までに納入しなかったとき	納入期限の属する月の翌月の初日	
④ 他の社会保険の被保険者になったとき (再就職)	その保険の資格を取得した日	
⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望したとき (国保に加入する、家族の被扶養者になる等)	その申出があった日の属する月の翌月の初日 (例:6月 15 日に申出→7月1日資格喪失)	

#### (3)短期給付

現職の組合員及び被扶養者とほぼ同じ短期給付を受けることができます。

給付事由に該当すると思われるときは、連絡のうえ請求書等を取り寄せて福利課へ請求してください。

なお、自動給付されるものについては、請求の必要はありません。

また、<u>退職すると互助会の会員資格は喪失します。</u>互助会からの医療給付金等の給付はなくなりますので注意してください。

	給付内容	給付額	提出書類
a 医療給付	本人及び被扶養者が	自己負担額から下記の額	自動給付
(療養の給付、	病気になったとき	と 100 円未満の端数を差	※10割負担したとき
一部負担金払	負傷したとき	し引いた額	・医療費、一部負担金
戻金)		自己負担限度額 25,000	払戻請求書
		円	• 領収書 等
b 出産費・	任意継続組合員中に	本 人:500,000円	· 出産費(同附加金)等
家族出産費	本人又は被扶養者が	被扶養者:500,000円	請求書
	出産したとき	附加金: 50,000円	・領収書の写等
c 埋葬料・	任意継続組合員中に	本 人: 50,000円	· 埋葬料(同附加金)等
家族埋葬料	本人又は被扶養者が	被扶養者: 50,000円	請求書
	死亡したとき	附加金: 25,000円	・埋葬許可証の写 等
d 災害見舞金	任意継続組合員中に	法定給付	・災害見舞金請求書
	非常災害で住居又は	標準報酬月額の	・罹災証明書
	家財に1/3以上の	0.5~3 か月	(または被災証明書)
	損害を受けたとき	(損害の程度による)	・災害状況報告書
			・間取図
			・写真等
e 弔慰金·	任意継続組合員中に	本人	・弔慰金等請求書
家族弔慰金	本人又は被扶養者が	標準報酬月額の1か月分	
	非常災害で死亡した	被扶養者	
	とき	標準報酬月額の 70/100	

## 《参考》令和7年度任意継続掛金一覧表 ※令和8年度から「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。(料率未定)

【一括納付】

(一年目・加入月以外割引有・単位:円)

4	\	4 79H7 47 4 5 17 1 1 1 1	21.11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
退職時の 標準報酬月額	短期掛金	介護掛金	合計
380, 000	417, 447	72, 018	489, 465
360, 000	395, 476	68, 223	463, 699
340, 000	373, 505	64, 439	437, 944
320, 000	351, 534	60. 644	412, 178
300, 000	329, 564	56, 860	386, 424
280, 000	307, 593	53, 065	360, 658
260, 000	285, 622	49, 270	334, 892
240, 000	263, 651	45, 486	309, 137
220, 000	241, 680	41, 690	283, 370
200, 000	219, 709	37, 907	257, 616
180, 000	197, 738	34, 111	231, 849
160, 000	175, 767	30, 316	206, 083

【毎月納付】

(単位:円)

				(去原・11)
退職時の 標準報酬月額	分割	短期掛金	介護掛金	計
	1ヶ月分	35, 416	6, 110	41, 526
380, 000	年額	424, 992	73, 320	498, 312
260,000	1ヶ月分	33, 552	5, 788	39, 340
360, 000	年額	402, 624	69, 456	472, 080
340,000	1ヶ月分	31, 688	5, 467	37, 155
340, 000	年額	380, 256	65, 604	445, 860
320,000	1ヶ月分	29, 824	5, 145	34, 969
320, 000	年額	357, 888	61, 740	419, 628
300,000	1ヶ月分	27, 960	4, 824	32, 784
300, 000	年額	335, 520	57, 888	393, 408
280, 000	1ヶ月分	26, 096	4, 502	30, 598
200,000	年額	313, 152	54, 024	367, 176
260,000	1ヶ月分	24, 232	4, 180	28, 412
200, 000	年額	290, 784	50, 160	340, 944
240,000	1ヶ月分	22, 368	3, 859	26, 227
240,000	年額	268, 416	46, 308	314, 724
220,000	1ヶ月分	20, 504	3, 537	24, 041
220,000	年額	246, 048	42, 444	288, 492
200,000	1ヶ月分	18, 640	3, 216	21, 856
200, 000	年額	223. 680	38, 592	262, 272
180,000	1ヶ月分	16, 776	2, 894	19, 670
100,000	年額	201, 312	34, 728	236, 040
160, 000	1ヶ月分	14, 912	2, 572	17, 484
100, 000	年額	178, 944	30, 864	209, 808

# 3 介護保険

40歳以上の方が介護保険に加入しています。在職・退職にかかわらず64歳までは介護保険第2号被保険者、65歳からは介護保険第1号被保険者該当です。

#### (介護保険被保険者の種別)

	該当する方	納付方法・保険料
第1号被保険者	6 5 歳以上の方	国民年金、共済年金、厚生年金等から天引きにより各々の市町村長に納付。 (一定額未満の年金受給者は直接納付) ※保険料は市町村ごとに異なる
第2号被保険者	40歳以上64歳までの 医療保険に加入している方 (本人及び被扶養者)	医療保険料と併せて徴収 ※保険料は各医療保険ごとに異なる

#### ※保険料

#### 国民健康保険

各市町村の国民健康保険税(料)の算定ルールにより、所得割、資産割、均等割、平等 割で賦課 令和7年度の最高限度額は170,000円

<福島市の場合>

国保税(介護分)(A×2.40%)+(10,000円×被保険者数)+6,200円

(注)A…課税対象所得金額

被保険者ごとの前年中(1月~12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控除 43 万円を引いた金額の合計金額

#### 国民健康保険以外の医療保険

各医療保険の保険料の算定ルールにより、被保険者の標準報酬に定率で賦課 <公立学校共済組合の場合>(令和7年度)

組合員 標準報酬月額及び標準期末手当等の 8.04/1,000

任意継続組合員 標準報酬月額の 16.08/1,000

# 4 国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金に加入しています。現職時、組合員は国民年金第2号被保険者、被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者に該当します。

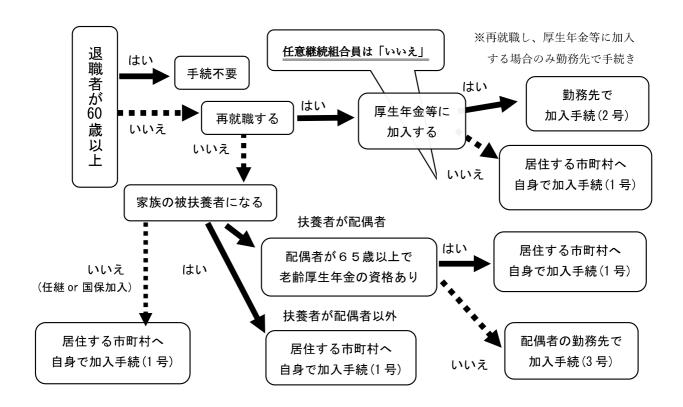
退職後60歳以上の場合、組合員及び被扶養配偶者は期間満了のため手続は不要です。60歳未満の場合、組合員・被扶養配偶者ともに手続が必要となるケースがありますので、必要に応じて自身で国民年金第1号保険者の加入手続を行ってください。(問い合わせは、お住まいの市町村担当窓口にお願いします。)

#### (国民年金被保険者の種別)

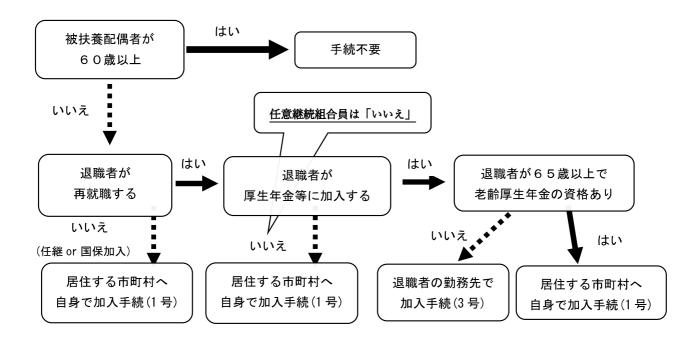
	該当する方	届出	保険料
第1号被保険者	国内に住所を有する自営業者、農林漁業者等で、第2号、第3号のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の方	居住する市町村へ直接個 人で手続きをする。	個人で負担 令和7年度 月額17,510円
第2号被保険者	公務員、会社員等のように 共済組合や厚生年金保険(船員 も含む)に加入されている方	手続きは不要	共済組合等が一 括納入
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養され ている配偶者で20歳以上60歳 未満の方	公立学校共済組合の組合 員の被扶養配偶者について は、組合が代行する。	個人負担なし (保険者負担)

^{※ 60}歳未満の任意継続組合員は、第1号被保険者になります。

## (1) 退職者の国民年金に関する手続



## (2) 退職者の被扶養配偶者の国民年金に関する手続



[MEMO] 60 歳に達しても保険料納付済期間等をわずかに満たさない場合

被扶養配偶者が60歳に達しても、老齢基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間等を わずかに(1~5年)満たさない場合などは、70歳に達するまで第1号被保険者として任意加入 することができます。支給に必要な資格期間は平成29年8月に25年から10年に短縮されて います。

保険料納付済期間等を満たした被扶養配偶者が 65 歳に達すれば、老齢基礎年金が支給されます。

なお、詳しいことは居住する市町村にお問い合わせください。

## (3) 国民年金の保険料

第1号被保険者(自営業など)の保険料は、一律定額制となっています。(令和8年度は月額17,920円)

なお、上記のほかに月額 400 円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に加えて、次の式で計算した付加年金が支給されます。

#### 200 円×付加保険料納付月数

例えば、20年間支払った場合は、200円×240か月=48,000円を毎年上乗せで受取れます。支払った総額(400円×240か月=96,000円)と比べると、2年で元が取れることになります。

付加保険料を納めることができるのは、国民年金の第1号被保険者(自営業など)のみです。 付加保険料を納めることを希望される場合は、年金事務所に申し出てください。

# V 福祉事業

# 1 宿泊施設の利用

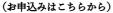
退職者は、全国にある公立学校共済組合および相互利用共済組合等の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

また、退職者の家族も公立学校共済組合の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

利用の際は、**公立共済メンバーズカード(要申込み)又は**退職時にお送りする「宿泊施設特別利用者証」を当該宿泊所・保養所のフロントに提示してください。

#### 公立共済メンバーズカード(クレジットカード)







【入会資格】公立学校共済の組合員・年金受給権者 【メリット】ポイント加算倍率が最大 2.5 倍 定期的にメンバーズカードキャンペーン実施

#### 宿泊施設特別利用者証



【相互利用共済組合等一覧】(一部異なる料金設定の場合があります。)

地 方 職 員 共 済 組 合 各市町村職員共済組合 警 察 共 済 組 合 東京都職員共済組合 指定都市職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会都市職員共済組合連合会文部科学省共済組合 中本私立学校振興·共済事業団国家公務員共済組合連合会院衛省共済組合連合会院

[MEMO] 公立学校共済組合の宿泊施設

利用する場合は、直接施設へ連絡し公立学校の退職者であることを告げて予約し、当日フログントに「公立共済メンバーズカード」、「宿泊施設特別利用者証」(任意継続組合員は「マイナ保険証+資格情報のお知らせ」または「資格確認書」でも可)を提示してください。

# 2 共済組合の任意継続組合員への助成等

#### (1) 指定宿泊施設の利用助成

任意継続組合員の方は、公立学校共済組合福島支部が指定した施設を宿泊利用する場合、 1回の旅行につき2泊を限度として、下記のとおり助成が受けられます。

ただし、組合員一人あたり1会計年度(4月~翌年3月まで)に12回までの助成となります。利用券の交付を希望する場合は、「指定宿泊施設利用券交付申請用(任継用)」(様式集IX-14ページ)により、支部事務局(県教育庁福利課内)に直接請求してください。なお、利用券は1泊につき1枚必要です。

<u>公立学校共済組合飯坂保養所あづま荘の利用に際しては、利用券は不要</u>です。現職時と同様に施設のフロントに備え付けの「利用助成申請書」に必要事項を記入し、支配人の承認を 受けてください。

#### 【対象施設】 ※ 助成金額は、令和7年度の適用額です。

宿泊施設名	助成対象者	助成金額
あづま荘	組合員・被扶養者 配偶者・子・父母・祖父母 (父母・祖父母は配偶者の方も含みます。)	1 泊食事あり 3,000円 (ただし、小学生以下の子供は1,500円) 1 泊食事なし 2,000円 (ただし、小学生以下の子供は1,000円)
杉妻会館	組合員(本人)	1,500 円

#### [MEMO] 退職後もあづま荘を御愛顧ください

あづま荘は飯坂温泉の奥に位置する旅館で、温泉は単純泉、お風呂からは季節の風景が楽し める庭園を眺めることができます。

お部屋は和室と洋室があり、お部屋からは Wi-Fi が利用できます。お食事は夕食、朝食共に和食膳をご提供いたします。厳選した食材をたっぷりと使った自慢の料理をお楽しみください。

※宿泊予約や詳細については、

〉あづま荘(電話024-542-3381 受付時間 午前9時~午後8時) 〉、までお問い合わせいただくか、あづま荘ホームページを御覧ください。

(HPはこちらから)



## (2)健康診断の取扱い

「特定健康診査」「特定保健指導」を実施します。

なお、<u>任意継続組合員の方は支部が実施している人間ドック及び各種検診は対象外</u>です。 がん検診やその他の検診は、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

#### ア 特定健康診査(特定健診)

生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着眼した健診内容です。

【対象者】当該年度4月1日時点で40歳から74歳までの任意継続組合員

7月上旬ごろに「特定健康診査受診券(セット券)」をご自宅にお送りします。 ※ 資格を喪失した方は、受診券の使用はできません。

#### イ 特定保健指導

専門スタッフ(医師、保健師、管理栄養士等)から生活習慣を改善するためのアドバイスを 受けることができます。

【対象者】特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方 「特定保健指導利用券」をご自宅にお送りします。

※ 特定保健指導の利用期間内に資格を喪失した場合、利用料は共済組合で負担できません。引き続き特定保健指導の継続を希望される方は、新たに加入する医療保険者に御相談ください。

# 3 その他の手続

## (1)貸付金未償還元利金の取扱い

退職時に貸付金の未償還元利金があるときは、貸付規定により退職手当から控除して返還する必要があります。共済組合で控除の手続きをとりますので、借受人の手続きは不要です。なお、未償還元利金が退職手当支給額を上回り、全額控除できない場合は、不足分について納入通知書を送付(3月下旬に所属に通知)しますので、退職手当支給日までに金融機関で納入してください。

## (2) 団体信用生命保険の取扱い

住宅貸付け及び教育貸付けの借入の際に団体信用生命保険(だんしん)制度に加入されている方が退職手当から未償還元利金を一括返済し償還が完了した場合、完了した時点でその後の保障(保険)の適用はなくなります。これにより、加入時に設定された保障(保険)期間のうち未経過分の保険料については、7月頃に保険料充当金として月割りで計算され、本部から「保険料充当金返戻のご通知」が送付されるとともに、別途保険料充当金が振替口座に送金されます。

ただし、保険料の引き落としの時期が $4月\sim5$ 月になっている方は、退職手当から貸付金の未償還元利金を一括返済した後に保険料の引き落としが行われ、精算手続きはその概ね2か月後に行われますので、振替口座を閉鎖(解約)しないよう注意してください。

なお、この手続きは共済組合が行いますので、御本人(借受人)が手続きをする必要はありません。

## (3) 福祉保険制度の取扱い

「福祉保険制度」に加入されている場合、定年退職後も保障を継続することができます。 毎年 10 月 31 日まで保障が継続され、7 月頃にご自宅へ送付される更新手続書にて脱退の 申出がない場合は、11 月 1 日以降も自動更新となります。

※ 傷病休職給付金は、退職月の月末をもって脱退となります。

お問い合わせ窓口(受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)10時~16時

窓口	照会内容	電話番号
公立学校共済組合	制度内容全般・登録内容の変更等	$0\ 1\ 2\ 0\ -\ 7\ 7\ 8\ -\ 5\ 9\ 9$
福祉保険制度担当		
請求相談センター	給付金の請求	0 1 2 0 - 6 6 0 - 9 9 8

## (4) アイリスプランの取扱い

年金コースについては、毎年 12 月末頃(予定)にご本人のご自宅宛に送付されます案内 を御覧の上、所定の手続きを行ってください。

なお、60歳未満で退職される方は、教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。

医療・日常事故コース及び介護保障コースについては、退職後も継続できますので改めて 手続きをする必要はありません。

ただし、住所、電話、振替口座を変更したい場合は、「ハンドブック」に綴じ込みの「変更訂正届(ハガキ)」に記入・郵送し届け出てください。

また、医療・日常事故コースを次年度更新しない場合には、毎年 10 月下旬にご自宅に送付されます「満期のお知らせ」内「契約の変更届」に記入し返信封筒で郵送してください。 介護保障コースの解約については「変更訂正届(ハガキ)」にご記入のうえ郵送して申請書を取り寄せてください。

ご不明な点については下記にお問い合わせ願います。

#### 「年金コース」「医療・日常事故コース」

「介護保障コース」

一般財団法人教職員生涯福祉財団サービスセンター電話 0120-491-294 (無料)受付は午前10時~午後5時(土日祝日を除く)

株式会社一ツ橋サービス 電話 0120-878-626 (無料) 受付は午前10時~午後5時(土日祝日を除く)

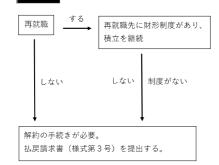
#### VI 退職に伴う財形貯蓄の取扱いについて

財形貯蓄に加入している方が退職する場合、契約(財形の種類)ごとに次のいずれかの手続きが必要です。 必要な手続きを確認の上、期限日までに必要書類を提出してください。

提出期限 令和8年3月2日(月) (予定)

※ 年金貯蓄に係る<u>契約内容の変更</u>については、令和8年2月16日(月)を必着とします。

#### 一般貯蓄



退職及び勤務先変更の手続きが必要。 変更届(様式第2号)を提出する。

⇒ 記載例①

変更事項

- (注1) 県で常勤職員※として引き続き勤務・積立する場合は届出不要。 積立額変更を希望する場合は変更届を提出すること。
  - ※ 任期付職員、常勤講師、時間講師は積立継続不可。
- (注2) 積立の継続については再就職先に確認すること。

変更事項	1-3	退職
	12	新勤務先

#### 年金貯蓄



退職及び勤務先変更の手続きが必要。 変更届(様式第2号)を提出する。

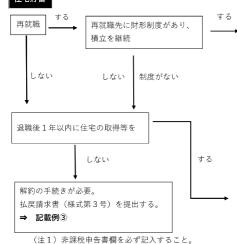
(注1) 県で常勤職員※として引き続き勤務・積立する場合は届出不要。 その場合、**積立期限日の変更の要否を金融機関等へ確認すること**。

退職

- ※ 任期付職員、常勤講師、時間講師は積立継続不可。
- (注2) 積立の継続については再就職先に確認すること。
- (注3) 勤務先変更の場合は非課税申告書欄も必ず記入すること。

変更事項 1-3 退職 (注1)非課税申告書欄を必ず記入すること。

#### 住宅貯蓄



退職及び勤務先変更の手続きが必要。 変更届(様式第2号)を提出する。

(注1) 県で常勤職員※として引き続き勤務・積立する場合は届出不要。

退職

- ※ 任期付職員、常勤講師、時間講師は積立継続不可。
- (注2) 積立の継続については再就職先に確認すること。
- (注3) 勤務先変更の場合は非課税申告書欄も必ず記入すること。

12 新勤務先

1-3

退職の手続きが必要。 変更届(様式第2号)を提出する。

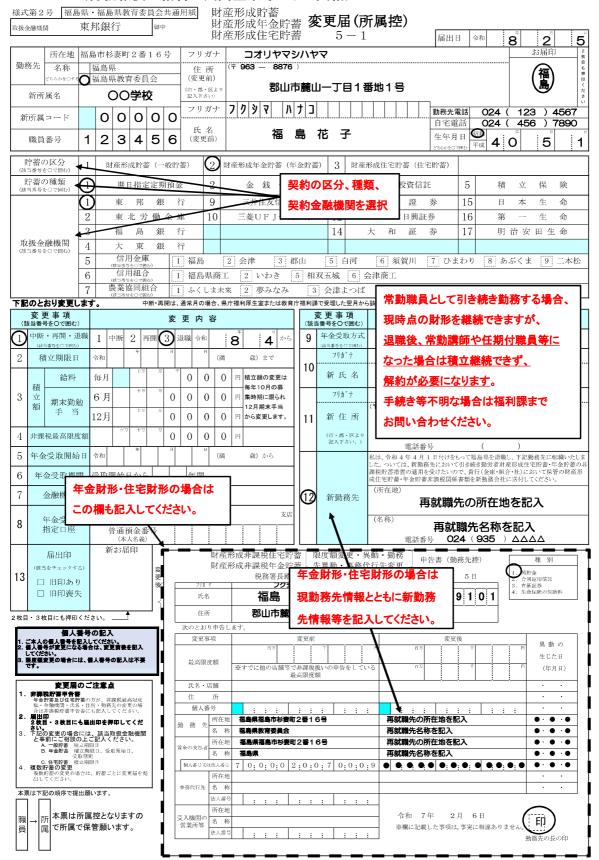
変更事項

(注1) 別途、住宅の取得後に解約の手続きが必要。 払戻請求書(様式第3号)と添付書類を福利課へ送付すること。

ご不明な点がありましたら、所属の財形担当者または福利課担当(024-521-7804)までお問い合わせください。

#### 記載例①

#### 退職後に民間企業等へ再就職する場合の手続き (再就職後の給料が民間企業等からの支給)



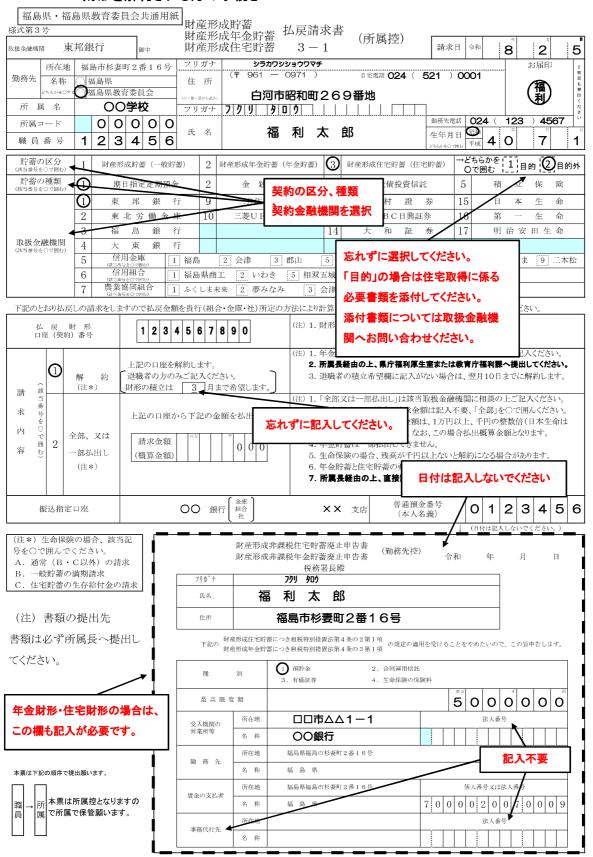
#### 記載例②

# 年金貯蓄の契約内容変更、退職の手続きをする場合

様式第2号 取扱金融機関 東邦銀行	財産形成貯蓄 財産形成年金貯蓄 <b>変更届(所属控)</b>
及位于1000年	一 財産形成住宅貯蓄 $5-1$ $\left  egin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
所在地 福島市杉妻町 2 着 勤務先 名称 福島県	
とちらかを○する 福島県教育委	景会 (変更前)   <b>ク河市昭和町269番地</b>   <b>(相)</b>   第
新所属名 〇〇学	
新所属コード 〇〇〇	自宅電話 024 ( 456 ) 7890
職員番号 1 2 3 4	
貯蓄の区分 (隊当番号を○で囲む) 財産形成財	蕾 (一般貯蓄)   ② 財産形成年金貯蓋 (年金貯蓋) 3 財産形成住宅貯蓄 (住宅貯蓄)
貯蓄の種類 (減当番号を○で囲む) 期日指	定定順預金 ク 金銭 <b>契約の区分、種類、</b> 責投資信託 5 積 立 保 険
<b>①</b> 東 邦	
2 東北	
取扱金融機関 4 大 東 (該当所分を○で囲む)	
5 信用金	
6 信用組 (数単重をので 7 農業協同	Min
(該当番号を○て	開は、通常月の場合、県庁福利厚生室または教育庁福利課で受理した翌月から変更となります。毎年10月の募集時期の場合は、12月の期末勤勉手当分から変更となります
変 更 事 項 (該当番号を〇で囲む)	変 更 内 容 変 更 内 容 変 更 内 容
中断・再開・退職 1 中断 2	再開 3 退職 合和 8 4 h から 9 年金受取方式 1 定額方式 2 逓増方式 3 元本均等方式
2 積立期限日 命和 年	7 (歳 歳) まで 10 7リカ*ナ
給料 毎月 +	7 0 0 0 0 新氏名
3 章 期末勤勉 6月	~
類 手 当 12月 +	12月期末手 から変更しま <b>退職: 令和7年4月 と記載してください。</b>
4 非課税最高限度額	³ 0 0 0 0 円 (ボ・郡・区より 記人下さい。) 電話番号 ( )
⑤ 年金受取開始日 ^{令和} 1 O	8 2 1 (議) 年金貯蓄の契約内容の変更のうち、特に受取開始日については、 時
6 年金受取期間 受取開始日か	
7 金融機関	銀行(金庫・組合・社)
8 年金受取	^{銀行(金庫・} ★介・社) <b>受取開始日を</b>
指定口座 普通預金 (本人名前	
届出印 新お届印	財政
13 (該当をチェックする) □ 旧印あり	・遅らせる場合:現状の受取開始日から1年4か月前までに提出
□旧印喪失	大名 氏名
2枚目・3枚目にも押印ください。	<b>一 受取開始日の変更は積立期限日の変更も伴う場合があることから、</b>
個人番号の記入	************************************
1. ご本人の個人番号を記入してださい。 2. 個人番号が変更になる場合は、変更前後を配入 してださい。 3. 最度概変更の場合には、個人番号の配入は不	。
टर्ग.	最高限度額
変更届のご注意点 1. 非課税貯蓄甲告書 年金貯蓄及び住宅貯蓄の方が、非課税最高限用	任 所 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
年金貯蓄及び住宅貯蓄の方が、非課税最高限息 額・命機機関・氏名・住所・動荷先の変更の場 合は非課税貯蓄申告書にも記入してください。 2. 層田田	個人番号 : ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;
2枚目・3枚目・場合にも帰出印を押印 してください。 3 下記の変更の場合には、該当取扱金融機 と事前に二相談の上二記人ください。	動 務 先 名 称 · · ·
A. 一般貯蓄 積立期限日 B. 年金貯蓄 積立期限日、受取開始日、 受取期間	所在地   福島県福島市杉麥町2命16号   名称   福島県   福島県   福島県   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日
C. 住宅貯蓄 樹立期限日 4. 複数貯蓄の変更 複数貯蓄の変更の場合は、貯蓄ごとに変更届を 出してください。	機 関ル番ラスパは洗み巻ラ 7 0:0:0:0:0 2:0:0:7 0:0:0:9 ・・・ 所在地
本票は下記の順序で提出願います。	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	所在地
職→所本宗は別属控となります。	営業所等   名 杯   ※欄に記載した事項は,事実に相違ありません。
	勤務先の長の印

#### 記載例③

#### 財形を解約される方の手続き



# <u>取扱金融機関一覧表</u>

2025年10月末日現在

		2025年10月末日現在
名 称	所 在 地	電話(担当窓口)
株式会社東邦銀行	〒 960-8626 福島市飯坂町平野字桜田3-4	024-541-2426 (業務支援部)
┌ 東北労働金庫 ┐	〒 980-0023	022-227-1207
郵便送付先 業務部集中事務課財形担当	仙台市青葉区北目町1-15 Ace21ビル	(業務部集中事務 課財形担当) 
株式会社福島銀行	〒 960-8625 福島市万世町2番5号	024-525-2534 (個人営業部)
株式会社大東銀行	〒 963-8004 郡山市中町19番1号	024-925-8292 (営業開発部)
福島信用金庫	〒 960-8660 福島市万世町1番5号	024-523-1857 (事務部)
会津信用金庫	〒 965-0035 会津若松市馬場町2番16号	0242-22-7556 (営業推進部業務推進課)
郡山信用金庫	〒 963-8630 郡山市清水台2丁目13番26号	024-932-2228 (顧客支援部営業推進課)
ひまわり信用金庫	〒 970-8026 いわき市平字二町目10番地	0246-23-8500 (事務部事務管理グループ)
白河信用金庫	〒 961-8601 白河市新白河1丁目152番地	0248-23-4515 (業務統括部)
須賀川信用金庫	〒 962-0054 須賀川市牛袋町121番地1	0248-75-3319 (総合企画部営業推進課)
あぶくま信用金庫	〒 975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目15番地	0244-23-5132 (事務部)
二本松信用金庫	〒 964-0807 二本松市金色久保227番地9	0243-23-3752 (営業推進部営業企画課)
福島県商工信用組合	〒 963-8877 郡山市堂前町7番7号	024-991-1000 (財形担当)
	〒 971-8162	0246-92-4111
いわき信用組合	いわき市小名浜花畑町2番地の5	(業務推進部)
相双五城信用組合	〒 976-0042 相馬市中村字大町69番地	0244-36-5561 (業務部業務課)
会津商工信用組合	〒 965-0037 会津若松市中央一丁目1番30号	0242-22-6565 (総務部)
農業協同組合 取りまとめ先	〒 960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1	024-552-5634 (コーポレート
農林中央金庫福島支店	送付先:農林中央金庫福島支店 〒 141-0031	サービス班) 0120-256-002
問い合わせ: 品川事務事務センター 財形グループ	東京都品川区西五反田7丁目10番4号 ルーシッドスクエア五反田 3階	(財形担当)
三菱UFJ信託銀行株式会社 問い合わせ:財形事務センター	〒 170-8610 東京都豊島区西池袋1ー7ー7 東京西池袋ビル	0120-311-288 (財形担当)
野村證券株式会社 問い合わせ:野村ビゾネス サービス(株)財形事務センター	〒 103-8711 日本橋郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱第33号	0120-148-604 (フリ <b>ー</b> )
SMBC日興証券株式会社 ストック・プラン・ソリューション部	〒 135-8532 東京都江東区木場1-5-55	0120-250-221 (財形担当)
大和証券株式会社 問い合わせ:(株)大和証券とジネスセンター	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-3-2	0120-474-047 (制度事務部 財形事務グル-プ)
日本生命保険 相互会社	〒 541-8501 大阪市中央区今橋三丁目5番12号	0120-981-818 (財形管理課)
第一生命保険 株式会社	〒 104-8691 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱第504号	0120-998-665 (団体事務課 財形グループ)
——明治安田生命保険 相互会社	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-2-11	03-5690-6887 (保険料収納·集団G(財 形))
<u> </u>		10//

# VII 児童手当

現在、県教育委員会から児童手当を受給しており、<u>退職後(公務員として再就職しない)も引き続き児童手当の支給要件を満たす場合は、必ずお住いの市区町村で、退職し</u>た日から15日以内に認定請求手続きを行ってください。

また、退職後、引き続き県教育委員会で任用となっても、任用形態が変わり<u>一般組合</u>員から短期組合員になる場合は手続きが必要です。

お住いの市区町村での手続きには、県教育委員会が発行する消滅通知書※が必要となる場合があります。年度末退職の場合は、発行に時間がかかりますので、退職した日から15日以内にお住いの市区町村の窓口に出向き事情を説明の上、手続きを御相談ください。

## ○ 支給要件

- ・ 日本国内に住所を有すること。
- 児童 (0 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子) を養育していること。

※年度末退職者については、退職に伴う消滅届の提出は不要です。福利課において 職権で消滅手続きを行い、消滅通知書を5月上旬頃に送付する予定です。

# ⚠ ご注意ください

お住いの市区町村における手続きを、退職や任用形態の変更の翌日から 15 日 経過後に行ったことから、異動月分の児童手当を受給できないケースが発生し ています。

申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、
必ず事実発生日の翌日から 15 日以内に手続きを行ってください。

# Ⅷ 個人型確定拠出年金(iDeCo)

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、国民年金や厚生年金といった公的年金とは別に給付を受けられる私的年金制度です。

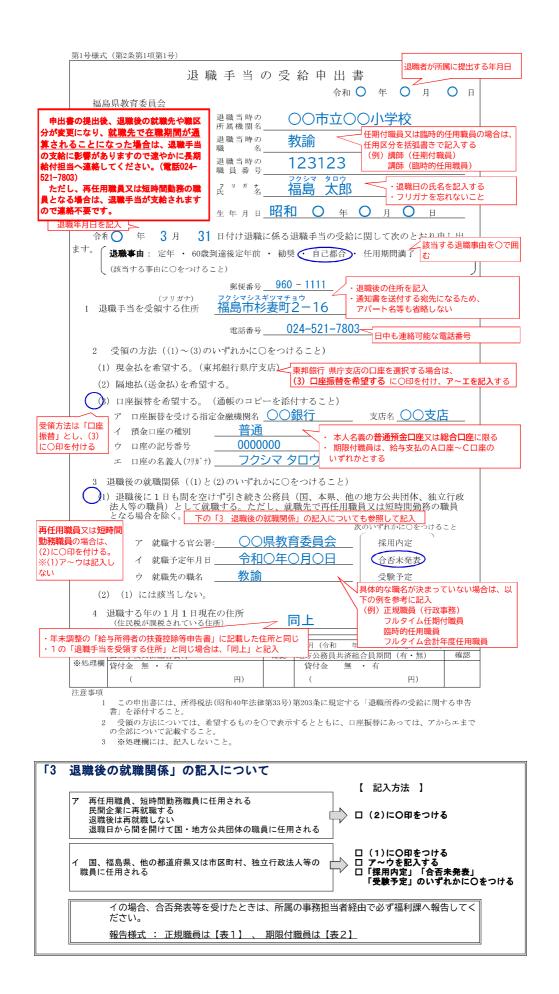
退職に当たり所属での手続きはありませんが、<u>御自身が契約している金融機関に連絡</u>し、退職後の手続きを確認してください。

第1号様式(第2条第1項第1号)		
退職手当の受給申出	書	
	年 月 月	3
福島県教育委員会 退職当時の		
所属機関名		
退職当時の 職 名		
退職当時の 職 員 番 号		
フリガ t 氏 名		
生年月日年	月 日	
令和 年 月 日付け退職に係る退職手当の受約ます。 <b>退職事由</b> : 定年 ・ 60歳到達後定年前 ・ 勧奨 ・ 自己都合 (該当する事由にOをつけること) 郵便番号 (フリガナ) 1 退職手当を受領する住所		
2 受領の方法 ((1)~(3)のいずれかに○をつけること)		
(1) 現金払を希望する。(東邦銀行県庁支店)		
(2) 隔地払(送金払)を希望する。		
(3) 口座振替を希望する。(通帳のコピーを添付すること)		
ア 口座振替を受ける指定金融機関名	_ 支店名	
イ 預金口座の種別 ウ 口座の記号番号	_	
ウ 口座の記号番号 エ 口座の名義人(フリガナ)	-	
	-	
3 退職後の就職関係((1)と(2)のいずれかに○をつけること)		
<ul><li>(1) 退職後に1日も間を空けず引き続き公務員(国、本県、他 法人等の職員)として就職する。ただし、就職先で再任月 となる場合を除く。</li></ul>		
	次のいずれかに○をつけること (	
ア 就職する官公署名	_ 採用内定	
イ 就職予定年月日	_ 合否未発表	
ウ 就職先の職名	受験予定	
(2) (1) には該当しない。		
4 退職する年の1月1日現在の住所 (住民税が課税されている住所)		

	退職手当から控除する以下の貸付金は、	退職手当	支給予定年	F月(令和	年 月	) に留意する	こと。	
	公立学校共済組合貸付		確認	地方公務員却	共済組合員	関期間(有・	無)	確認
※処理欄	貸付金 無 · 有			貸付金	無 •	有		
	(	円)		(		F	])	

注意事項

- 1 この申出書には、所得税法(昭和40年法律第33号)第203条に規定する「退職所得の受給に関する申告書」を 添付すること。
- 2 受領の方法については、希望するものを○で表示するとともに、□座振替にあっては、アからエまでの全 部について記載すること。
- 3 ※処理欄には、記入しないこと。



	年 税務署長 殿 /	月 日市町村長 瞬	1 年分	退耶	職所得の受給に関する	申告書 兼	退職所得	申告書
退職	所 在 地 〒 960-86 (住所) 福島市杉妻	8.8	-L		現住所			
退職手当の支払者の	V III /// /	県教育委員	3	あなた	氏 名			
支払	(24)			たの	101 / 101 / 1 1	要		1 1
著の	44 44 44	Hけた退職手当の支払者が記 ○   ○   2   ○   ○   7	0 0 0 9		その年1月1 日現在の住所			
	このA欄には、全ての人か	、 記載してください。 (あた	なたが、前に退職手当等の	-	受けたことがない場合には、下のB	以下の各欄には記載する	必要がありません	l.)
0	D 退職手当等の支払を受	とけることと	年 月 日	3	この申告書の提出先から受け る退職手当等についての勤続期	自年	100	日年
	なった年月日		年 月 日	1 7		至年自年	(7.9	日年
	<-	般・障害の区分>		7	うち 特定役員等勤続期間 □無	至 年	10.4	H
A		en. —moreta [	1		うち 一般勤続期間 □有	自 年	月	日年
	L	・般・□障害	J		との重複勤続期間 🛂	至 年	月	H
G	② 退職の区分等 <生	活扶助の有無>			うち 短期勤続期間 □有 との重複勤続期間 □	自年		日年
	1000	·O#		1		至年		日日日
					うち 短期勤続期間 口有	自 年 至 年		B T
7	あなたが本年中に他に	* 表職手当等の支払を	受けたことがある場合	には、	このB欄に記載してください。	1		-
				(5)	③と④の通算動続期間	自年		日 年
6	り 本年中に支払を受け の退職手当等について	の動	年 月 日	1		至年	1225	日日
	統期間	至	年 月 日	4	うち 特定役員等勤続期間 ロケー	自 年 至 年		B T
				年	うち 一般勤続期間 □有	自 年	1.00	日 年
	うち 特定役員等勤続期間	口有 自 年	月 日		との重複勤続期間	至年		日日日
В	ソウ 付定仅具守卸航期間	□無 至 年	月 日		うち 短期勤続期間 <b>□</b> 有 との重複勤続期間 <b>□</b> 無	自 年 至		日日
				41	うち 全重複動続期間 口有	自 年	月	日 年
			-	年	Process of the second s	至年	200	日年
	うち 短期勤続期間	口有 自 年	月 日		うち 短期勤続期間 口情	自 年 至 年		B
	y y montaneouning	□無 至 年	月日		うち 一般勤続期間 □有	自 年	201	H 44
				Ш	との重複勤続期間 口無	至年	月	H
		退職手当等の支払を受け	た場合には、その退職手	6	左記の前年以前に支払を受けた退 数手当等についての動続期間	自年	77	日年
	当等について、このC欄に (1) 前年以前4年内に退職		合((2)及び(3)の場合を除			至年自年		日年
C	きます。) 前年以前4年(2) 合和8年1月1日以後			9.0	③又は5の動続期間のうち、6の動 ・期間と重複している期間	至    年		H
0		場合((3)の場合を除きまっ	た。) 次の退職手当等		<ul><li>⑦ うち 特定投員等勤続 即間との重複勤終期間 □無</li></ul>	自年		日年
	・合和8年1月1日前、た	pつ、前年以前4年内に支	払を受けた退職手当等		6	至年自年		日日年
	(3) 本年中に確定拠出年金 19 年内に支払を受けた退		と交げる場合 間半以間		(B) うち 短期勤続期間 口有 との重複勤続期間 口無	自 至 年		B
Ħ			前に支払を受けた退職手	当等に、	ついての勤続期間の全部又は一部が近	算されている場合には、	その通算された	助続期間等につ
0	いて、このD欄に記載して。 Aの退職手当等についての	動統 白 年	Я В		③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は	自 年	月	日年
	期間(③)に通算された前の退 当等についての勤続期間	五 年	月日	9	の勤続期間だけからなる部分の期間	至   年		B
	うち 特定役員等勤続期間	□有 自 年 □無 至 年	月日月日	年	○ うち 特定役員等動続期間 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □	自 年 至 年		日日日
	T. A. Company Addisons	口有 自 年	1000	年	© ner	自年		日年
D		□無 至 年	月日	hi (O)	うち 短期勤続期間	至 年	月	H
G	別の退職手当等についての期間(④)に通算された前の退		月日月	年即	⑦と頭の通算期間	自 年 至 年		日日
	当等についての動続期間	口有 自 年		年	®	自年	- 40	日年
	つち 特定役員寺勤税期間	□無 至 年	月日	te	うち 分とのの通算期間	至    年	17.5	H
		□有 自 年 □無 至 年	月日日	年	○ うち 回と□の通算期間	自 年 至 年		日日日
1	B又はCの退職手当等があ	らる場合には、このE欄にも	記載してください。					
	退職手当等の 払を受けるこ となった年月	以 人(田)金 額	瀬 泉 特 別	民税	収税額 支払を 退職 道府県民税 受けたの (円) 年月日 区分	表4.更	払着の所(住所)・名称(	在地氏名)
	となった年月一般・・・	D	(円) (円	)		<b>½</b>	244	
E	特定			-		<u>k</u>		
	短期・・・			-		Q.		
-	с			-		Q		
07.06		1			口岸	F		(規格A4)

#### 注 意 事 項

- 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支 払を受ける金額の 20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった動統期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員 等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

#### 申告書の書き方

- 1 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。
- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、( )内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤終期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。 この場合、勤終期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の 退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。)によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間に します。
- (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
- (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間 (一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。)
- (3) 他に勤務していた期間(その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間また、「③」欄の内書には、上記の勤終期間のうち、特定役員退職手当等 (※1) に係る勤続期間(以下「特定役員等勤続期間」といいます。) の有無及び短期退職手当等 (※2) に係る勤続期間(以下「短期勤続期間」といいます。) の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
- 更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等^(※3)に係る勤続期間(以下「一般勤続期間)といいます。)の重 複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数 (1年未満の端数切上げ)を記載しま す。
- ※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
  - 上記の役員等とは「法人税法第2条第15号に規定する役員」、「国会議員及び地方公共団体の議会の議員」及び「国家公務員及び地方公務員」をいいます。
  - 2 短期退職手当等とは、短期勤終年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤終年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
  - 3 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3「③」欄の内書に倣い記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切上 げ)を記載します。
- また、内書の「うち 特定役員等勧続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記3「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間(特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。)を含みません。
- 更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短 期勤終期間と一般勤終期間が重複している期間 (全重複勤続期間を除きます。) について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその 年数 (1年未満の端数切上げ) を記載します。
- 6 「⑥」欄には、次の場合にそれぞれ次の退職手当等(以下「前年以前の退職手当等」といいます。)についての勤続期間を記載します。
- (1) 前年以前4年内に退職手当等の支払を受けた場合((2)(3)の場合を除きます。) 前年以前4年内に支払を受けた退職手当等
- (2) 前年以前9年内に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金(令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限ります。)の支払を受けた場合((3)の場合を除きます。) 次の退職手当等
  - イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって前年以前9年内に支払を受けたもの
  - ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって前年以前4年内に支払を受けたもの
- (3) 前年以前 19 年内に退職手当等の支払を受け、本年中に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合 前年 以前 19 年内に支払を受けた退職手当等

ただし、前年以前の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その前年以前の退職手当等の収入 金額に応じ、その前年以前の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数 (小数点以下の端数切捨て) に相当する年数 が経過する日までの期間を記載します。

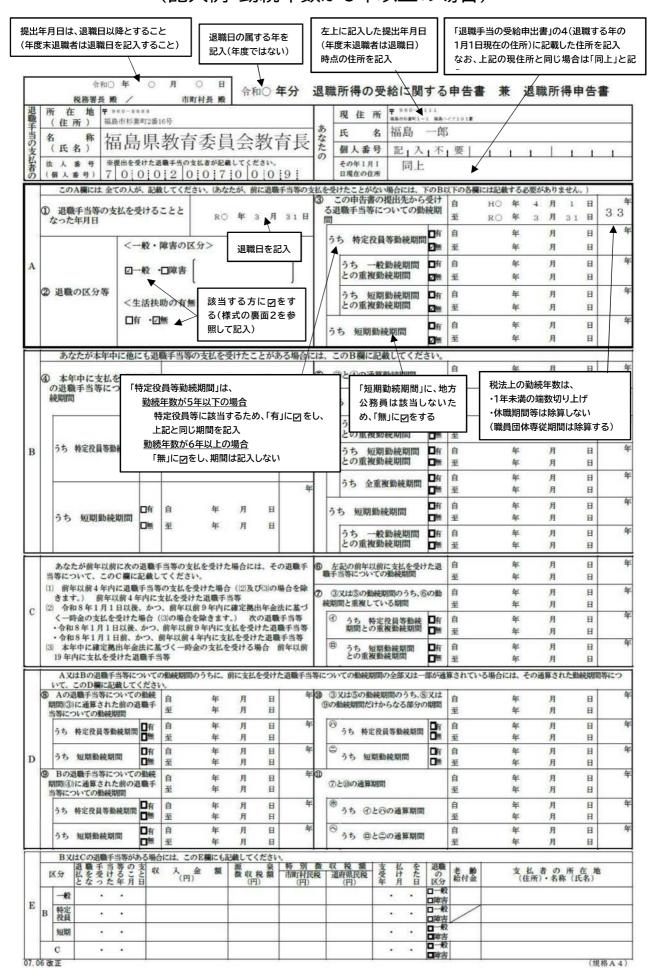
前年以前の退職手当等の収入金額	算	式
800 万円以下の場合	その収入金額	1÷40 万円
800 万円を超える場合	(その収入金額-800)	万円) ÷70 万円+20

- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑥」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「⑦」欄及び「❷」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3の (1)又は(3)の期間((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。))とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の動統期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の動統期間だけからなる部分の期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「◎」欄及び「◎」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨 て)を記載します。また「⑪」欄及び「◎」欄には、「⑪」欄と「◎」欄及び「◎」欄と「◎」欄と「◎」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 11 E欄の「老齢給付金」の欄には、支払を受けた退職手当等が確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金である場合に、「〇」を記載してください。

# (記入例:勤続年数が5年以下の場合)



## (記入例:勤続年数が6年以上の場合)



# 任 意 継 続 組 合 員 申 出 書

退職 時の所属所名 退職 時の所属コード	氏組組	職時合員	名 の番号	性別	生	年	月	Ħ	退標	•	戦 報 酬	時の	月	の額	組	合 員	期	間
					年号	年	月	目										
				男 ・ 女	昭和 • 平成									円		年		月
退 職 発 年 月	令 日	※ 任	意 継	続	※ 任 資	意継糸格取名	売 組 1 导 年 丿	合員 月日		(f	Ħ	考				格 確 行		
年 月 月	目	相介	員 負	<b>百万</b>	年 号	年	月	目								<b>30.4</b> -		
令 和					令和											発行	0. 松	<b>要</b>
退職後の	=	_	-															
住 所 電話番号		都 道 府 県			市 郡	区												
(申出者欄と違う場合)		電話		_		_	1										1	
支払金融機関		銀行	支店	預金種	金 目 2	<del>普</del> ) 当	通 座	p	座	番	号							
(県外在住者 のみ記入)	* 9	銀行•支店	コード	п	座名	多人氏	L	フリガナ										
掛金払込方法	*	希望する批	込方法に 1. 毎月		てください		2. ¥	年分前組	内		3.	一年	分前編	内				
承       1. 任意継続掛金         諾       2. 住所、氏名、3         事       3. 資格を喪失し         項       以上、承諾し	披扶養者 た場合は	等の届出事	項に変更	が生じた	場合は直				.Ł.									
地方公務員等却	共済組合	法第144	条の2第1	.項の規	定により、	任意継	続組合	う員になる	ことをえ	6望する	ので申し	出ます						
公立学校	<b>共済組</b> 合	合福島支部	邻長	様														
<b>令</b> 和	Î	年	月	日	(〒 住原		_	)										
					電	舌 (		_		_		)						
			申出者	Î	氏》	Ż												
上記の記載事	項は、	事実と相違	きないもの	ひと認め	ます。													
令和	Î	年	月	日	電調	括(		_		_		)						
			所属原	長	職							•						
					氏纟	各												

◎記載上の注意については裏面をご参照ください。

※確定	※確認	※入力

1. 資格確認書発行要否:資格確認書の発行が必要な場合は「□発行が必要」 にチェックを入れてください。

なお、発行は以下の場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、 利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーの電子証明書の有効期限切れの者
- 2. 退職の日から20日を経過した後申出書を提出する場合は、「備考」欄に 遅滞した事由を記入してください。
- 3. 「支払金融機関」の欄は県外在住者のみ記入すること。
- 4. ※印欄は記入しないでください。

# 任意継続組合員 資格喪失申出(届出)書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員番号	※ 共済組合	資格 喪	失 日	退	職	年 月	日			
	年 年	月	日	年号	年	月	日			
	令和			令和						
下記事由により、任意継続	組合員資格喪	失の申し	出(届出	)を	いたしま	きす。				
1. 任意継続組合員でなく	1. 任意継続組合員でなくなることを希望するため									
希望年月日: 令和	年	月		日						
理 由:										
0 0 0		ΔL		-t- / III I7	∧ → <i>~~</i>	<i>h</i>				
	月 日		う貝乂は例	<b>受保</b> [	東者等に	なったた	Ø)			
資格喪失後の加入保険	名	称								
	記号	一番号								
3. 令和 年 /	月 日	死亡	のため							
公立学校共済組合福島	支部長 様									
令和 年	月	日								
	住	所	Ŧ	_						
申出(届日	出) 者 氏	名								
	続	. 柄	(		)					
	霍	話番号		_	_	-				

- 1. この申出(届出)書を提出する際は、資格確認書を必ず添付してください。
- 2. 資格喪失事由の2. に該当するときは、資格喪失後の加入保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書の写しを添付してください。
- 3. 任意継続掛金の還付がある場合は、請求書を併せて提出してください。
- 4. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

# 任 意 継 続 掛 金 還 付 請 求 書

任 意 継 続任 意 継 続	祖合員氏名 祖合員番号	還付	請求者		資 格	喪失	事由
		(本人の場	合記載不要)	続柄	1 任意継続 1 を希望で	売組合員でた するため	くなること
					2 他の組合 たため	合員又は被係	R険者となっ
					3 死亡の7	<b>ため</b>	
還付対象と	となる前納掛金	令和	年 月	分から令	和	年 月	分まで
還付請	青 求 金 額						円
資格 喪	失 年 月 日		令和	年	月	日	
還付金受	取金融機関(県	外在住者及び紅	組合員が死亡	し遺族等	が請求す	る場合のみ	4記入)
金 融	銀行	支店	1. 普通2. 当座	口座番号			
機	※ 銀行・対	店コード	(フリカ	, , ナ)			
関 名			口座名	義 人			
任意継続	· 起合員資格喪分	に伴い、上記	のとおり請求	きします。			
公立学	<b>华校共済組合福息</b>	;支部長 様					
	令和 年	月	日				
		Æ	主 所	〒	_		
	還付請求	者	· 名				
		<b>福</b>	<b></b>		_	_	

- 1. この請求書を提出する際は、任意継続組合員資格喪失申出(届出)書と併せて提出してください。
- 2. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

# 任意継続組合員取消申立書

下記事由により、任意継続組合員加入申込を取り消すことを申し立てます。

□ <b>再就職し、引き続き公立学校共済</b> □ 暫定再任用(フルタイム職員) □ 臨時的任用職員(常勤講師等) □ 任期付職員 □ 会計年度任用職員	組合福島支部の組合員となるため
□ <b>再就職し、国民健康保険に加入す</b> □ 暫定再任用(パートタイム職員 □ 定年前再任用短時間勤務 □ 臨時的任用職員 □ 任期付職員 □ 会計年度任用職員(非常勤講師 □ その他	1)
□ 国民健康保険に加入するため	
□ 家族の被扶養者となるため	
□ その他	
※該当箇所に☑すること。 なお、退職後の雇用形態は年金記に確認し、正確に記入すること。	録等にも関わるため、所属の事務担当者
公立学校共済組合福島支部長 様	
令和 年 月 日	
住	所:
氏 電 現 最	名:

# 組 合 員 組合員被扶養者船員組合員納扶養者任意継続組合員 任意継続組合員被扶養者

# 記載事項変更申告書

所属所	名 組合	員 氏 名	本	変更対象被扶養和	皆の氏名等	申告	書提出の理由
所属コー	ド組合	員番号	一一変	氏名	続 柄		ア. 結 婚
			更			1. 氏名変更	イ. そ の 他
			の 有				·
			無			2. 現住所変更	<u> </u>
			有			3. 氏名•現住所	「以外の事項変更(訂正)
			無			事由発生日	令和 年 月 日
	氏	名	変	更	D į	昜 合	
変 (フリガナ)							
更前							
変 (フリガナ)							
変 ^(フリガナ) 更 後							
後							
	· 現 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	住 所	ř	変 更	の	場合	
郵便番号	住						単身赴任の有無
	所 月		都;		郡	市区	有 · 無
〒	変更後の  <u></u>  現住所 。		府!			町村	
_	住	(上記(市区町村	寸) 以降の住	所をアパート・マンション等	学名まで記載する	<u>こと)</u>	
	所 2						
	氏 名・	<del>- 現</del> 住	所 以	外の事項	 頁 変 更	の場合	
変更	事 項	変	更前	の内容		変更後	の 内 容
上記のとおり	由告します。						
		F-50 F 125					
公立字位	交共済組合福島3	支部長 様					
令和	中 月	日					
			申告者	氏名			
> (1)+1+11=	日中に担告45、42、	カレヨメナナ					
_の中 <del>古は</del>	E実と相違ないもの	ひと硲めます。					
令和	年 月	+		電話 (	_	_	,
					_		,
			所属所長	職名			
				氏名			
	資格確認	書発行要否: 資	格確認書の	発行が必要な場合(※)に	よ「□ 発行が必:	要」にチェックを入れ	てください。
資格確認書発	行要否 │※ 以下に	該当する場合に	限ります。				2 0
発行が				者、マイナンバーカードの 健康保険証利用登録を行		田登録解除が由詩	た老 利田登録解除者
				自効期限切れの者	- < · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	かい アンがいはいた 二間	
	・マイナ保	験証での受診が	困難で、介明	助者等の第三者が同行し	て資格確認を補助	<b>助する必要がある要</b>	記慮者

○ 資格情報のお知らせは、組合員等記号・番号、負担割合(70歳以上の者に限る。)に変更が生じた場合に交付します。

< 注 > 記入上の注意点については裏面にありますので、裏面を読んでから記入してください。

*	結婚祝金請求書に		※証回収	※確定	※確認	※入力
	加州儿业时水青	(FII)				
	より改姓確認済					

- 1. 本人の氏名変更の場合は、変更後の氏名で申告してください。
- 2. 「本人変更の有無」の欄は、組合員本人の氏名、現住所等の変更の有無について、該当するものを○でかこんでください。 3. 郵便番号は、「○○○─○○○」形式で記載してください。
- 4. 現住所に変更がある場合は、変更後の現住所を、「都道府県、市区郡町村、大字、字、番地、アパート名、室番号等」まで詳細 に記載してください。
- 5. 「単身赴任の有無」の欄は、組合員が現住所を変更する場合に、組合員の単身赴任の有無について、該当するものを○でか こんでください。
  6. 氏名変更又は組合員番号変更の場合、組合員証、被扶養者証又は資格確認書をお持ちの方は添付してください。
  7. 改姓した場合、改姓が確認できる戸籍抄本等を添付してください。
  ただし、(互) 結婚代金の請求に添けした場合は、後述を表してください。

- 改姓した場合は、給付金振込口座の名義変更手続きを忘れずに行ってください。
- 9. 配偶者の現住所変更の場合は、「国民年金被保険者住所変更届」を併せて提出してください。
- 10. ※印欄は記入しないでください。

# 指定宿泊施設利用券交付申請書(任継用)

			令和	]	年	月	日
	公立学校共済組合福島支部長 様						
	申請者	住	所(〒		_	)	
		氏	名				
	任意継続約	組合員	番号	_			
	TEL		(		)	_	
	下記のとおり、指定宿泊施設利用券の交付を申請	清しま 言					
1	申請枚数						
2	利用予定年月日 令和 年 月 日 ~ 令	·和	年	月	日(	泊)	
3	利用予定施設名						

						残枚数	
交付利用券の番号		No.	~				枚
上記のとおり決定してよろ					いか伺います。		
決裁権 者	課員			起案者		起案年月日	決裁年月 日
	決裁権	決裁権	付利用券の番号 No. 決裁権	No.         上記のとおりを         決裁権	付利用券の番号     ~       No.     上記のとおり決定してよろし       決裁権     担募者	付利用券の番号       ~         No.       上記のとおり決定してよろしいか伺います。         決裁権       担募者	け利用券の番号       ~         No.       上記のとおり決定してよろしいか伺います。         決裁権       超累             起案年月